

事前旅客情報、
外国人個人識別情報システム用プログラム
開発及び保守業務

民間競争入札実施要項（案）

警察庁情報通信局情報管理課

目次

1	趣旨	- 1 -
2	対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項	- 1 -
3	実施期間に関する事項	- 3 -
4	入札参加資格に関する事項	- 4 -
5	入札に参加する者の募集に関する事項	- 4 -
6	請負者を決定するための評価の基準その他請負者の決定に関する事項	- 5 -
7	対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	- 7 -
8	請負者に使用させることができる財産に関する事項	- 8 -
9	請負者が、対象業務を実施するに当たり、警察庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項	- 8 -
10	請負者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該請負者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	- 14 -
11	対象業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	- 14 -
12	その他業務の実施に関し必要な事項	- 15 -
別添1	事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書	
別添2	事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託仕様書	
別添3	総合評価基準	
別添4	従来の実施状況に関する情報の開示	

事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務 民間競争入札実施要項

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、警察庁は、公共サービス改革基本方針(平成 26 年 7 月 11 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務(以下「対象業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項

(1) 業務の経緯等

事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務は、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止、指名手配者の逮捕等の水際における取締りの徹底を図ることを目的とする業務である。

現在運用している業務システムのハードウェアが令和 5 年 ~~2~~月末に運用期限を迎えることに伴い、令和 5 年 ~~8~~月に新たな業務システムに更改するため、令和 3 年度 ~~か~~ら及び ~~5~~4 年度に ~~かけて~~対象となる「プログラム開発」と令和 5 年 ~~8~~月から対象となる「プログラム保守」を含めた調達を行うこととしている。

(2) 事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務の概要

ア 事前旅客情報照合業務

事前旅客情報照合業務は、航空会社から提供される国際線の搭乗者氏名等の旅客情報と関係省庁が保有する要注意者情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する業務である。

イ 外国人個人識別情報認証業務

外国人個人識別情報認証業務は、入国審査時に提供される外国人の個人識別情報と関係省庁が保有する要注意者の個人識別情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する業務である。

(3) 対象業務の詳細な内容

対象業務を実施する民間事業者(以下「請負者」という。)が行う業務の内容は「プログラム開発」及び「プログラム保守」であり、それぞれ別添 1「事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書」及び別添 2「事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託仕様書」に記されているとおりである。

(4) 対象業務の引継ぎ

ア 請負者への引継ぎ

警察庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者に対して必要な措置を講ずる。

請負者は、対象業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、警察庁から業務の引継ぎを受けるものとする。

イ 請負期間満了の際の引継ぎ

警察庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

対象業務の請負期間満了の際には、請負者は、次回業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、警察庁に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

(5) 確保されるべき対象業務の質

ア 対象業務の適切な実施

2 (3) の内容をスケジュールを遵守して適切に実施すること。

イ 技術者駆けつけ時間

警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、3 時間以内に技術者を派遣すること。

ウ 障害報告に要する時間

警察庁から連絡を受けた障害について、障害原因、対象業務への影響範囲や最終対処方法を原則 5 執務日以内に書面で報告すること。期限内に報告できない場合は、別途報告日を提示するとともに、必要に応じて中間報告を行うこと。

エ 回答に要する時間

警察庁からの技術的な問合せに対し、原則 5 執務日以内に回答すること。期限内に回答できない場合は、別途回答日を提示するとともに、必要に応じて中間回答を行うこと。

オ サービスレベルアグリーメント (Service Level Agreement) の締結

対象業務の効率化、品質向上及び円滑化を図るため、上記イからエに示す期限については、別途サービスレベルアグリーメント (SLA) を締結する。

(6) 創意工夫の発揮可能性

対象業務を実施するに当たっては、別添 3 「総合評価基準」に従い、対象業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うとともに、改善すべき提案（経費削減に係る提案を含む）の具体的な方法等を示すなどし、請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(7) 契約の形態及び支払

ア プログラム開発（別添 1）

(ア) 契約形態

請負契約

(イ) 支払

警察庁は、納入検査に合格し、その引き渡しが行われた後、請負者の適法な支

払請求書を受理した日から、30日以内にその対価を請負者に支払うものとする。

また、警察庁は、納入期限が分割されている場合、特約をすることによって部分払いをすることができる。納入検査の結果、不合格のものについては、警察庁の指示に従い、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。

さらに、警察庁は、自己の都合により、成果物が納入されるまでの間、この契約の全部又は一部を解除する場合、既に受領済の成果物があり、これが未納成果物と分離して契約の目的の一部を達するものである時は、その対価を請負者に支払うものとする。

イ プログラム保守（別添2）

(ア) 契約形態

請負契約

(イ) 支払

警察庁は、別添2に基づく保守の提供を受けた月から月額で料金を支払うものとする。

警察庁は、この契約による保守期間の当該月を経過した後において請負者の契約履行を確認し、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該料金を請負者に支払うものとする。確認の結果、確保されるべき質が達成されていないと認められる場合、警察庁は、確保されるべき質の達成に必要な限りで、請負者に対して対象業務の実施方法の改善を行うよう指示するものとし、請負者は、当該指示を受けて対象業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに警察庁に提出するものとする。業務改善報告書の提出から30日の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、警察庁は、支払を行わないことができる。なお、請負費は、対象業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(8) 法令変更による増加費用及び損害の負担

事業の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、警察庁と請負者が協議の上、契約金額を変更することができる。

3 実施期間に関する事項

(1) プログラム開発

ア プログラム設計書の提出期限

令和4年~~8-3~~月~~31~~~~31~~日

イ プログラム仕様書の提出期限

令和5年~~7-2~~月~~31~~~~28~~日

ウ 運用開始予定日

令和5年~~8-3~~月~~1~~~~1~~日

(2) プログラム保守

令和5年~~8-3~~月~~1~~~~1~~日から令和9年2月28日までの間

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 開札時まで令和 1・2・3（平成 31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」及び「役務の提供等」の A の等級に格付けされている者であること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 警察庁及び他府省等における物品調達等に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 単独で対象業務を行うことができない場合、又は単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に対象業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、上記(1)～(8)までの入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。

なお、入札参加グループの構成員は、上記(1)～(3)まで及び(5)～(8)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。

また、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、提出すること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

ア 入札公告：官報公告	令和 3 年 <u>9-3</u> 月中旬頃
イ 入札説明会	令和 3 年 <u>9-3</u> 月下旬頃
ウ 質問受付期限	令和 3 年 <u>10-5</u> 月 <u>中</u> <u>上</u> 旬頃
エ 入札書及び企画書提出期限	令和 3 年 <u>10-5</u> 月 <u>中</u> <u>下</u> 旬頃
オ 企画書の評価	令和 3 年 <u>11-5</u> 月 <u>上</u> <u>下</u> 旬頃
カ 開札及び落札予定者の決定	令和 3 年 <u>11-6</u> 月 <u>下</u> <u>上</u> 旬頃
キ 契約の締結	令和 3 年 <u>12-6</u> 月 <u>上</u> <u>下</u> 旬頃

(2) 入札書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を

別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札説明書等に関する質問書

入札公告以降、入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、警察庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び警察庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 対象業務に係る入札金額を記載した書類

入札参加者は、調達物品の価格のほか、輸送費、保守料等に係る一切に諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額としなければならない。

ウ 総合評価のための性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）

なお、様式は「総合評価基準」（別添 3）に基づき作成する。

エ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類
オ 令和 1・2・3（平成 31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

4(6)に該当する場合、社会保険料納入確認書等（直近のもの）。

キ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。

ク 指名停止等に関する申出書

各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類。

ケ 誓約書

本請負を完了できることを証明する書類。

コ その他入札説明書に記載されている書類

6 請負者を決定するための評価の基準その他請負者の決定に関する事項

(1) 評価項目等の設定

請負者の決定は、総合評価落札方式によるものとし、提出された企画書の内容が対象業務の目的に合致しており実行可能であるか（技術点の必須項目）、創意工夫が図られ効果的なものであるか（技術点の加点項目）について、警察庁が設ける総合評価

委員会において審査を行うとともに、警察庁CIO補佐官の決裁を得るものとする。

ア 技術点の必須項目

必須項目は、別添1「事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書」及び別添2「事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託仕様書」に示した要求要件について審査する。

イ 技術点の加点項目

加点項目は、別添3に示す機能別に警察庁が必要度及び重要度に照らし合わせて設定した要求要件について審査する。

(2) 評価方法（得点の付与方式）

ア 総合評価点

総合評価は、入札者の価格点と当該入札者の申込みに係る技術点の合計をもって行う。

価格点の配分：技術点の配分 = 1：1

総合評価点 = 価格点（1,000点満点） + 技術点（1,000点満点）

イ 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。得点配分の詳細は別添3のとおり。

ウ 技術点

技術点は、基礎点及び加点の得点を合計した値とする。得点配分の詳細は別添3のとおり。

(ア) 基礎点（必須項目）

(1) アに示した項目について、要求要件を満たしている場合は合格とし、別添3に記載している配点を与え、1つでも満たさない場合は不合格とする。

(イ) 加点（加点項目）

(1) イに示したものについては、入札者が総合評価基準により行った加点項目に係る提案に対し、加点基準に基づき加点する。加点基準を満たす場合は別添3に記載している配点を与え、満たさない場合は0点とする。

エ 落札者の決定方法

別添1及び別添2の各仕様書に示した全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の者のうち、上記の評価点の最も高い者をもって落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者の決定等の公表

警察庁は、落札者を決定した時は、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定理由及び落札金額を公表する。

また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

(4) 落札決定の取消し

次のア、イのいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(5) 落札者が決定しなかった場合の措置

ア 落札者が決定しなかった場合には、初回の入札において必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札がない場合には、直ちに再度の入札を行うものとする。これによって落札者となるべき者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づき契約を締結することを検討する。

イ 初回の入札において入札参加者がいなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がいなかった場合、又はアによっても、なお、請負者が決定しなかった場合には、総合評価基準等の入札条件の見直しを行い、再度の公告と入札を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者が決定しない場合は、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表する。

7 対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

警察庁は、対象業務に関して、以下の情報について別添4「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費

イ 従来の実施に要した人員

ウ 従来の実施に要した施設及び設備

エ 従来の実施における目的の達成の程度

オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

警察庁は、民間競争入札に参加する予定の者から(1)オの「従来の実施方法等」の詳細な情報に関する資料の開示について要望があった場合には、法令、警察庁の規定、機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8 請負者に使用させることができる財産に関する事項

(1) 国有財産の使用

請負者は、対象業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

ア 対象業務に必要な電気設備

イ 警察庁と協議し、承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 請負者は、対象業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ警察庁と協議した上で、警察庁の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に対象業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物、工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。

万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 請負者が、対象業務を実施するに当たり、警察庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 報告

ア 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を警察庁に提出しなければならない。

イ 請負者は、完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに警察庁に報告するものとし、警察庁と請負者が協議するものとする。

ウ 請負者は、契約期間中において、上記イ以外であっても、必要に応じて警察庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

(2) 調査

ア 警察庁は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は警察庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

イ 立入検査をする警察庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

警察庁は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(4) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 請負者は、業務に関して知り得た警察庁、都道府県警察及び事前旅客情報照合業務又は外国人個人識別情報認証業務に係る省庁の情報について適切な管理をしなければならない。

イ 請負者は対象業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。対象業務に従事する者（従事していた者を含む。以下同じ。）が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条の罰則が適用される。

ウ 対象業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

エ 請負者は、警察庁の情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ要求要件を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、警察庁は、請負者に対し、対象業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。

(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による警察庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 知的財産権の取扱い

(7) 対象業務において納入された成果物に関する権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の物を除き警察庁が請負者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、請負者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

a 納入成果物に、請負者が対象業務の契約前から権利を有する著作物（請負者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「請負者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負者の既存著作物

b 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

(イ) 上記(7) a で示した請負者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は請負者に権利留保された著作物を自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

(ロ) 納入成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、請負者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続を行うものとする。この場合、請負者は使用許諾の内容については、警察庁の承認を得るものとする。

(エ) 納入成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、知的財産権の取扱いに関する証明書等を警察庁に書面により提出し、承認を得ること。

エ 権利義務の帰属等

(ア) 対象業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、対象業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、警察庁の承認を受けなければならない。

オ 契約不適合責任

(ア) 警察庁は、納入物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、請負者にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(イ) 警察庁は、前項の期間内に請負者の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、請負者に代金の減額を請求することができる。

(ウ) 警察庁は、前項にかかわらず、請負者が民法第 563 条第 2 項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

(エ) 警察庁は、上記(イ)及び(ウ)のほか、その不適合により発生した損害に対し、請負者に賠償を請求することができる。

(オ) 請負者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引渡しした場合において、警察庁がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負者に通知しないときは、警察庁は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、請負者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

カ 再委託

(ア) 請負者は、警察庁から委託を受けた対象業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

(イ) 請負者は、対象業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ 5 (2) ウの企画書において、再委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他対象業務の実施方法について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、委託契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、委託先・委託率を明らかにした上で警察庁の承認を得ること。

(エ) 請負者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合は、再委託先に上記(4)～(5)に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収すること。

(オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由と見なして、請負者が責任を負うものとする。

キ 契約の変更及び解除

(7) 契約の変更

警察庁及び請負者は、対象業務の質の向上、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出した上で、法第 21 条の手続きを経なければならない。

(イ) 契約の解除

警察庁は、請負者が次の各号に該当するときは、当該請負者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約を解除することができる。

なお、上記理由により警察庁が契約を解除したときは、請負者は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（対象業務の実施分を除く。）を警察庁に納付するとともに、警察庁との協議に基づき、引継ぎの処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

上記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

- a 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- b 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- c 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- d 再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながら契約し、又は再委託先等の契約を承認したとき。
- e 再委託先等が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当することが判明したにも関わらず、直ちに当該再委託先等との契約を解除しないとき、又は再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
- f 次の各号に該当するとき。
 - (a) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。
 - (b) 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合。
 - (c) 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。
- g 警察庁が行う検査に際し、請負者又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めたとき。
- h 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき。
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (d) 偽計又は威力を用いて警察庁又はその職員の業務を妨害する行為
 - (e) その他前各号に準ずる行為

i 下記クの(ア)に該当するとき。

ク 私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除

(ア) 警察庁は、この契約に関し、請負者が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

a 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

b 請負者又は請負者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（請負者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(イ) 請負者は、本契約に関して、請負者又は請負者の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを警察庁に提出しなければならない。

ケ 私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金

(ア) 請負者は、次の各号に該当する場合、警察庁が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を警察庁が指定する期日までに支払わなければならない。

a 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

b 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

c 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

d 請負者又は請負者の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 請負者は、上記(ア) d に規定する場合に該当し、かつ次の各号に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として警察庁が指定する期日までに支払わなければならない。

a 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の

2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

b 当該刑の確定において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(ウ) 請負者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

(エ) 上記(ア)及び(イ)の規定は、警察庁に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、警察庁がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(オ) 請負者が上記(ア)及び(イ)に規定する違約金を警察庁の指定する期日までに支払わないときは、請負者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、警察庁に支払わなければならない。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により警察庁に損害を与えたときは、警察庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、警察庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、警察庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責、危険負担

警察庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失又は毀損し、その結果、警察庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、対象業務の実施において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び対象業務に従事する者は、対象業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、対象業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、対象業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

ソ 安全衛生

請負者は、対象業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、対象業務に関して作成した記録及び帳簿類を、対象業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、警察庁と請負者との間で協議して解決する。

10 請負者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該請負者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察庁が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、警察庁は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について警察庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、警察庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について警察庁の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は警察庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11 対象業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和7年6月頃を予定）を踏まえ、本対象業務の実施状況を的確に把握するため、令和7年2月までに実施状況に関する調査を行うものとする。

(2) 調査方法等

ア プログラム開発

納入検査をもって調査に替える。

イ 保守

請負者が月1回行う保守報告をもって調査に替える。保守報告から調査する項目は次のとおり。

- (ア) 技術者駆けつけ時間
- (イ) 障害報告の状況
- (ウ) 技術的質問への回答状況

(3) 意見聴取等

警察庁は必要に応じ、請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

警察庁は、令和7年4月を目途として、対象業務の実施状況等を総務大臣及び監理

委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、警察庁C I O補佐官の意見を聴くものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 監理委員会への報告

警察庁は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 警察庁の監督及び検査体制

本契約に係る監督及び検査は、警察庁支出負担行為担当官が、職員に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

なお、本業務の実施状況に係る監督職員及び検査職員は、契約締結後速やかに書面により通知する。

(3) 本請負者の責務

ア 対象業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は警察庁を通じて、資料、報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 対象業務の調達仕様書

対象業務を実施する際に必要な仕様は、別添1及び別添2に示すとおりである。

事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書（案）

警察庁情報通信局
警情仕プロ管第108号改1
令和3年2月2日制定
令和3年●月●日改正

1 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達件名

事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発等

1.2 調達の背景

事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務は、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止、指名手配者の逮捕等の水際における取締りの徹底を図ることを目的とする業務である。

現在運用している事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムのハードウェアが令和5年4年度に運用期限を迎えることに伴い、令和5年8~~月~~月から共通基盤システムに統合して運用するため、令和3年度から~~及び~~令和5~~年~~年度に~~かけて~~プログラム開発を行うこととしている。

1.3 調達目的及び調達の期待する効果

本仕様書に基づき、事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発、テストを行うとともに、当該プログラムが共通基盤システムにおいて正常に動作するための導入及び設定・調整等を行う。

1.4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(2019年9月24日内閣サイバーセキュリティセンター)付録D.用語解説によるもののほか、それぞれ次に定めるところによる。

1.4.1 共通基盤システム

2.2項の関連する調達により整備するシステムをいう。

1.4.2 事前旅客情報照合業務等用プログラム

本仕様書により調達する事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用のプログラムで、抽出プログラム、業務共通プログラム、業務Aプログラム、業務Bプログラム、業務Cプログラム及び端末プログラムの総称をいう。

1.4.3 業務A

警察庁が他機関システムAと連携して行う業務をいう。

1.4.4 他機関システムA

他機関に設置された業務A用のサーバ、端末装置等の総称をいう。

1.4.5 業務B

警察庁が他機関システムBと連携して行う業務をいう。

1.4.6 他機関システムB

他機関に設置された業務B用のサーバ、端末装置等の総称をいう。

- 1.4.7 業務C
警察庁が他機関システムCと連携して行う業務をいう。
- 1.4.8 他機関システムC
他機関に設置された業務C用のサーバ、端末装置等の総称をいう。
- 1.4.9 他機関システム
他機関システムA、他機関システムB及び他機関システムCの総称をいう。
- 1.4.10 連携NW
他機関システムに接続するネットワークをいう。
- 1.4.11 業務端末
業務NWに接続し、端末プログラムを運用して業務A、業務B及び業務Cを行う既設の端末装置をいい、警察庁、警視庁、道府県警察本部(方面本部を含む)及び警察署等に設置される。
- 1.4.12 警察庁ホストシステム
警察庁に設置される各種業務を行うシステムをいう。
- 1.4.13 警察BL(1)
業務端末から登録又は警察庁ホストシステムから取得された、業務A及び業務Bに用いる情報をいう。
なお、1件ごとに情報の種類別に分類し、該当する警察BLファイル(1)にまとめられる。
- 1.4.14 警察BLファイル(1)
同種の情報に分類した警察BL(1)の集合をいう。
- 1.4.15 警察BLDB(1)
警察BL(1)を保存するデータベースをいう。
- 1.4.16 警察BL(1A)
他機関システムAに対して転送するために、警察BLDB(1)から抽出した情報をいう。
- 1.4.17 警察BL(1B)
他機関システムBに対して転送するために、警察BLDB(1)から抽出した情報をいう。
- 1.4.18 警察庁指掌紋システム
警察庁に設置される指掌紋業務を行うシステムをいう。
- 1.4.19 LAN間データ交換装置
2つのネットワーク間をTCP/IPによるコネクションを確立することなく、両ネットワークから独立した記録媒体を介してデータ交換を行う装置をいう。
- 1.4.20 業務NW
警察庁ホストシステム、警察庁指掌紋システムに接続するネットワークをいう。
なお、連携NWとはLAN間データ交換装置を介してデータの交換を行う。
- 1.4.21 警察BL(2)
業務端末から登録又は警察庁ホストシステム及び警察庁指掌紋システムから

取得された、業務Cに用いる情報をいう。

なお、1件ごとに情報の種類別に分類し、該当する警察BLファイル(2)にまとめられる。

1.4.22 警察BLファイル(2)

同種の情報に分類した警察BL(2)の集合をいう。

1.4.23 警察BLDB(2)

警察BL(2)等を保存するデータベースをいう。

1.4.24 警察BL(2C)

他機関システムCに対して転送するために、警察BLDB(2)から抽出した情報をいう。

1.4.25 管理端末

業務NW及び連携NWそれぞれに接続し、事前旅客情報照合業務等用プログラムの維持管理、業務端末に提供される機能の確認及び運用状況の確認をするため、警察庁に設置される端末装置をいう。

1.4.26 業務サーバ

業務NWに接続し、抽出プログラム、業務共通プログラム、業務Aプログラム、業務Bプログラム及び業務Cプログラムの運用を行い、警察庁ホストシステム、警察庁指掌紋システム、業務端末及び業務NWに接続された管理端末とデータを送受信し、必要な情報をLAN間データ交換装置を介して連携サーバとデータを送受信する装置をいう。

1.4.27 連携サーバ

連携NWに接続し、業務共通プログラム、業務Aプログラム、業務Bプログラム及び業務Cプログラムの運用を行い、LAN間データ交換装置、連携NWと接続された管理端末及び他機関システムとデータを送受信する装置をいう。

1.4.28 端末等

業務端末及び管理端末の総称をいう。

1.4.29 本システム

2.2項の関連する調達において整備する、事前旅客情報照合業務等用プログラムを動作させるためのサーバ、端末装置等の総称をいう。

1.4.30 他機関ヒット情報(A)

他機関システムAにおいて照合し、合致した場合に本システム宛てに送付される他機関システムAが保有するデータをいう。

1.4.31 他機関ヒット情報(B)

他機関システムBにおいて照合し、合致した場合に他機関システムBのFTPサーバに配置されるファイルに入力される他機関システムBが保有するデータをいう。

1.4.32 他機関ヒット情報(C)

他機関システムCにおいて照合し、合致した場合に本システム宛てに送付される他機関システムCが保有するデータをいう。

1.4.33 ヒット通知

他機関ヒット情報（A）を警察庁で再照合して合致した場合、又は、他機関ヒット情報（B）若しくは他機関ヒット情報（C）を受信した場合に、通知先に設定された警報装置のランプの点灯等を制御することをいう。

1.4.34 レスポンス

業務サーバが業務端末からの要求受付完了後から回答の送信をするまでの時間又は、連携サーバにおける他機関ヒット情報（A）、他機関ヒット情報（B）若しくは他機関ヒット情報（C）の受信完了後から、ヒット通知を完了するまでの時間をいう。

1.4.35 サーバプログラム

抽出プログラム、業務共通プログラム、業務Aプログラム、業務Bプログラム及び業務Cプログラムの総称をいう。

1.4.36 警察BLファイル

警察BLファイル（1）及び警察BLファイル（2）の総称をいう。

1.4.37 運用連絡通報

利用者に対し運用上の連絡が必要なときに、警報装置のランプの点灯とともに、業務端末に表示される連絡内容をいう。

1.4.38 指紋画像情報

警察庁指掌紋システムから取得された画像及びテキスト形式のデータをいう。

1.4.39 ホスト情報

警察庁ホストシステムから取得する、複数のファイルで構成されたデータをいう。

1.4.40 ホストコード

ホスト情報内で使用されるコードをいう。

なお、ホストコードとその内容の対応表が保存されたファイルが、ホスト情報には含まれている。

1.4.41 ホスト情報（1）

ホスト情報から、警察BLファイル（1）への登録に必要なファイルを抽出したデータをいう。

1.4.42 ホスト情報（2）

ホスト情報から、警察BLファイル（2）への登録に必要なファイルを抽出したデータをいう。

1.4.43 身分事項

氏名、生年月日及び性別で構成する人物に関する情報をいう。

1.4.44 中継サーバ

警察庁ホストシステムの構成機器であり、警察庁ホストシステムにおいて作成されたデータが配置され、業務サーバにデータの中継する装置をいう。

1.4.45 競合

異なる警察BLファイル（1）に、同一の警察BL（1）が重複して登録されていることをいう。

- 1.4.46 競合情報
競合状態にある警察BL(1)を登録したデータをいう。
- 1.4.47 ヒット情報(A)
本システムにおいて、他機関ヒット情報(A)と警察BL(1)を照合し、照合条件に合致した他機関ヒット情報(A)をいう。
- 1.4.48 ヒット情報DB(A)
ヒット情報(A)及び関連する警察BL(1)を保存するデータベースをいう。
- 1.4.49 ヒット情報DB(B)
他機関ヒット情報(B)及び関連する警察BL(1)を保存するデータベースをいう。
- 1.4.50 ヒット情報DB(C)
他機関ヒット情報(C)及び関連する警察BL(2)を保存するデータベースをいう。
- 1.4.51 警報装置
ランプの点灯及び点滅、ブザーの鳴動及び音声ファイルの再生を行い、ヒット受信等を利用者に知らせる装置をいう。業務端末に併設又は都道府県警察本部等の執務室に単独で設置される。
- 1.4.52 ヒット通知一覧
業務端末で表示する、ヒット情報(A)、他機関ヒット情報(B)及び他機関ヒット情報(C)の一覧をいう。
- 1.4.53 統一読み
「中国漢字読み方辞典」(編者：千島英一 発行所：教育システム 契約時における最新版)の日本語音読みをいう。
- 1.4.54 他システム照会1
他機関システムAに対して行う照会をいう。
- 1.4.55 他システム照会1DB
他システム照会1において、他機関システムAに対して送信するデータ及び受信した回答データを保存するデータベースをいう。
- 1.4.56 他システム照会2
他機関システムCに対して行う照会のうち、画像を用いて行う照会をいう。
なお、文書ファイルを添付しない照会と、添付する照会の2種類がある。
- 1.4.57 他システム照会2DB
他システム照会2において、他機関システムCに対して送信するデータ及び受信した回答データを保存するデータベースをいう。
- 1.4.58 他システム照会3
他機関システムCに対して行う照会のうち、画像を用いずに行う照会をいう。
- 1.4.59 他システム照会3DB
他システム照会3において、他機関システムCに対して送信するデータ及び受信した回答データを保存するデータベースをいう。
- 1.4.60 氏名変換

ホスト情報（１）の登録情報であるカナ氏名を、英字氏名に変換することをいう。

1.4.61 ユーザ情報

ユーザID、ユーザ名、所属、アクセス権等のユーザに関する情報をいう。

1.4.62 システム管理者

本システムの運用管理を行うために、管理者権限を付与された内部利用者をいう。

1.4.63 現行システム

11.3項～11.8項の関連仕様書により調達したソフトウェア及びハードウェアで、業務A、業務B及び業務Cを現在運用しているシステムをいう。

1.4.64 標準ガイドライン

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。令和 3年3月30日 ~~2年11月27日~~ 最終改定。）をいう。

1.4.65 執務日

行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項）を除く日をいう。

1.5 業務・警察情報通信システムの概要

別紙1のとおりとする。

1.6 契約期間

~~契約日から令和5年2月28日までと別途指定~~する。

1.7 作業スケジュール

別紙2を案とし、契約後に警察庁と協議して決定する。

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2.1 調達範囲

本調達においては事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発、テスト、導入及び設定・調整を行う。

2.2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

調達案件名、仕様書名、調達の方式及び実施時期は、表-1のとおりとする。

なお、関連する調達案件の仕様書については、11項の関連仕様書を参照すること。

表-1 調達案件名、仕様書名、調達の方式及び実施時期

調達案件名	仕様書名	調達の方式	実施時期	補足
事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発等	事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書	一般競争入札（総合評価落札方式）	・契約 令和3年 12 6月頃	本仕様書の範囲
事前旅客情報照	事前旅客情報	一般競争入札	・契約	本仕様書による

合業務等用プログラムに係る保守	照合業務等用プログラム保守委託仕様書	(総合評価落札方式)	令和3年 12 6月頃	契約と一括契約
共通基盤システムハードウェア増設用品(2021型)等賃貸借及び保守(仮)	共通基盤システムハードウェア増設用品(2021型)仕様書(仮)	一般競争入札(総合評価落札方式)	・入札公告 令和4年2月頃 ・契約 令和4年6月頃	関連する調達 本仕様書による 契約とは別契約
共通基盤システムハードウェア増設用品(2021型)等設置構築(仮)	共通基盤システムハードウェア増設用品(2021型)設置・構築仕様書(仮)	一般競争入札(総合評価落札方式)	・入札公告 令和4年2月頃 ・契約 令和4年6月頃	関連する調達 本仕様書による 契約とは別契約
共通基盤システムの整備に係るハードウェア等賃貸借及び保守	共通基盤システムハードウェア仕様書	一般競争入札(総合評価落札方式)	・入札公告 令和2年3月17日 ・契約 令和2年6月2日	関連する調達 本仕様書による 契約とは別契約
共通基盤システムの整備に係るハードウェア等設置・構築	共通基盤システムハードウェア設置・構築仕様書	一般競争入札(総合評価落札方式)	・入札公告 令和2年3月17日 ・契約 令和2年6月2日	関連する調達 本仕様書による 契約とは別契約
共通基盤システムの整備に係る自転車防犯登録情報照会業務試行用プログラムの設計、開発、導入等	共通基盤システム自転車防犯登録情報照会業務試行用プログラム仕様書	一般競争入札(総合評価落札方式)	・入札公告 令和2年3月17日 ・契約 令和2年6月2日	関連する調達 本仕様書による 契約とは別契約

2.3 調達案件間の入札制限

関連する調達案件の入札制限はなし。

3 情報システムに求める要件に関する事項

3.1 業務要件

3.1.1 業務実施手順

(1) 業務A

業務端末から登録及び警察庁ホストシステムから取得した警察BL(1)から警察BL(1A)を抽出して他機関システムAに提供する。他機関システムAにおいて照合を行い、その照合結果を警察庁において厳密に再度照合を行っ

たうえで、警察庁及び都道府県警察の関係部署に通報するものである。

(2) 業務B

業務端末から登録した警察BL(1)から警察BL(1B)を抽出して他機関システムBに提供する。他機関システムBにおいて照合を行い、その照合結果を警察庁及び都道府県警察の関係部署に通報するものである。

(3) 業務C

業務端末から登録及び警察庁ホストシステム等から取得した警察BL(2)から警察BL(2C)を抽出して他機関システムCに提供する。他機関システムCにおいて照合を行い、その照合結果を警察庁及び都道府県警察の関係部署に通報するものである。

3.1.2 規模

業務の利用者数及び利用端末台数の想定規模は、表-2のとおりとする。また、取り扱うデータ量については3.3.3項に示す。

表-2 利用者数及び利用端末台数の想定規模

利用者数	利用端末台数
約6,000人	約100台

3.1.3 時期・時間

業務が24時間365日行えること。

ただし、定期保守等に伴う計画停止は除くものとする。

3.1.4 場所等

事前旅客情報照合業務等用プログラムを導入する共通基盤システムの設置場所は、警察庁が別途指示する警察庁庁舎2拠点（東京都23区内の拠点（第一サイト）及びそこから数百km離れた拠点（第二サイト））とする。また、業務端末の設置場所は、警察庁、警視庁、道府県警察本部及び一部の警察署とする。

ただし、本システムの構築時は、第二サイトの機器も第一サイトに設置するので、第一サイトで作業を行うこと。

なお、第二サイトの機器は、別契約により令和5年4月以降に第二サイトへ移設予定である。

3.1.5 管理すべき指標

指標として管理するものは情報システムのレスポンス及び稼働率とする。

3.1.6 情報システム化の範囲

別紙1のとおりとする。

3.1.7 業務の継続の方針等

3.3.5(1)及び3.3.9項のとおりとする。

3.1.8 情報セキュリティ

3.3.10項のとおりとする。

3.2 機能要件

3.2.1 機能に関する事項

(1) サーバプログラム共通で実現すべき機能は、表-3のとおりとする。

表-3 サーバプログラム共通で実現すべき機能

区 分	項 目	機 能
ログ	システムログ生成	サーバプログラムの運用状況、処理状況及び処理結果をシステムログとして生成すること。また、生成したシステムログを保存すること。 なお、生成するシステムログの詳細については警察庁と別途協議すること。
	アクセスログ生成	サーバプログラムの機能に対する端末等からのアクセスについて、アクセス開始・終了日時、使用した端末、ユーザ所属(府県、課、係等)、氏名(ユーザを識別する符号を含む。)、各処理の内容、入力項目等のアクセスログを生成すること。また、生成したアクセスログを保存すること。 なお、アクセスログの詳細については警察庁と別途協議すること。
	アクセスログ参照	(1) アクセスログ参照権限のあるユーザは、保存したアクセスログを下記の条件を指定して、端末等から参照できること。 ア アクセス開始・終了日時 イ ユーザ所属 ウ 使用した端末 (2) ユーザのアクセス権限に応じて、参照できるアクセスログの項目を設定できること。
	ログ保持期間	保存した日から起算して5年間、システムログ及びアクセスログを保持すること。
アクセス権	種類	次の分類に応じてアクセス権を設定できること。 なお、アクセス権設定の詳細は、警察庁が別途指定する。 (1) ユーザグループ (2) 所属 (3) 警察BLファイル
	範囲	アクセス権に応じて、登録、照会、表示及びファイル入出力等の機能を制御すること。 なお、制御する機能については、警察庁が

		別途指定する。
入出力制御	印刷出力制御	<p>(1) 画面に表示された各種一覧、詳細データ及び画像が印刷できること。</p> <p>なお、印刷物の様式については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 印刷物の様式は容易に変更できること。</p> <p>(3) 印刷物には、次に示すデータを付加すること。</p> <p>ア 印刷年月日時分 イ 端末名 ウ 所属名 エ 利用者名</p> <p>(4) 個人情報出力資料を印刷する場合は、次に示すデータを背景に透かしとして印刷すること。ただし、本文の読み取りに支障を来さないものとする。</p> <p>ア 印刷年月日時分秒 イ 所属名</p> <p>なお、詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(5) 印刷をする際、印刷イメージを生成し、端末等でダウンロードして確認できること。</p>
	ファイル出力制御	<p>(1) 画面に表示された一覧の詳細データを、CSV形式で出力できること。</p> <p>(2) 出力するデータには、次に示すデータを付加すること。</p> <p>ア 出力年月日時分 イ 端末名 ウ 所属名 エ 利用者名</p> <p>(3) ファイル出力は、機能要件で示す機能ごとに設定ができること。</p>
	電磁的記録媒体入出力制御	<p>(1) 印刷イメージ及びCSVファイルを電磁的記録媒体に出力できること。</p> <p>(2) 電磁的記録媒体に出力する場合、出力する電磁的記録媒体及びフォルダの指定ができること。</p> <p>(3) 電磁的記録媒体からデータの入力ができること。</p> <p>(4) 電磁的記録媒体から入力する場合、入力</p>

		する電磁的記録媒体及びフォルダの指定ができること。
ユーザ補助	注意喚起	(1) 警察BL(1)を警察BLDB(1)に登録する前に、業務端末に注意喚起を促すメッセージを表示すること。 (2) 警察BL(2)を警察BLDB(2)に登録する前に、業務端末に注意喚起を促すメッセージを表示すること。 (3) 他システムに照会するデータを送付する前に、業務端末に注意喚起を促すメッセージを表示すること。
	件数カウント	登録、照会、回答及びヒット通知の一覧画面において、表示する項目の総数を表示すること。
	ファイルダウンロード	端末プログラムの警察BL(1)登録ツール、本プログラムの取扱説明書等の、システム管理者が用意したファイルについて、業務画面に当該ファイルをダウンロードするためのリンク等を表示し、業務端末からダウンロードできること。
試験	試験環境	(1) 運用環境と同等の機能が確認できる試験環境を構築できること。 なお、試験環境は運用環境で使用するものとは別に作成し、運用環境に影響を与えないこと。 (2) 本システムの単独での試験環境とは別に、他機関システムと接続した試験環境を構築できること。 (3) 各サーバの試験環境は、端末等と接続ができること。 (4) 各サーバの試験環境と接続中の端末等には、試験中であることを明示すること。
	試験環境設定	(1) 管理端末を用いて試験データの作成及び編集ができること。 なお、各業務で作成及び編集できる試験データは次のとおりとする。 ア 業務A 登録、即時・準即時照会、ヒット通知 イ 業務B 登録、ヒット通知

		<p>ウ 業務C</p> <p>照会、ヒット通知</p> <p>(2) 試験データの情報が管理端末に一覧で表示できること。</p> <p>(3) 本システムの単独試験と、他機関システムとの接続試験の切替えができること。</p> <p>なお、切替方法については、警察庁と協議すること。</p> <p>(4) 運用環境と試験環境でコードの同期がとれること。</p> <p>同期をとるコードについては警察庁が別途指定する。</p>
	試験機能	作成した試験データで、各プログラムの機能が確認できること。
業務管理統計	作成	条件を指定して統計表が作成できること。
	定期抹消	保存した日から起算して1年以上経過したデータを月単位で抹消できること。
接続状態	表示	<p>(1) 各サーバの運用環境への業務端末の接続状態を、管理端末に表示できること。</p> <p>なお、接続状態の表示の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 各サーバの試験環境への業務端末の接続状態を、管理端末に表示できること。</p> <p>なお、接続状態の表示の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
	接続	<p>(1) 運用環境への業務端末の接続を開始・停止できること。</p> <p>(2) 試験環境への業務端末の接続を開始・停止できること。</p>
運用連絡通報	通報通知	<p>(1) 管理端末から、運用連絡通報の内容を入力、訂正及び削除ができること。</p> <p>(2) 通報日時及び通報先を指定し、指定の日時に通報先の業務端末からその内容を閲覧できること。</p> <p>(3) 管理端末から、作成した運用連絡通報を一覧表示し、過去の運用連絡通報を引用して新規作成できること。</p> <p>(4) 指定の日時に、業務端末に併設する警報</p>

		<p>装置の動作を制御できること。</p> <p>なお、警報装置の制御の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
データ交換	データ交換	<p>(1) 以下のデータベースは業務NWで保持し、データ更新においてLAN間データ交換装置を介して更新する必要がある場合は、必要となるデータ交換を行うこと。</p> <p>ア 警察BLDB（1）</p> <p>イ 警察BLDB（2）</p> <p>ウ 他システム照会 1 DB</p> <p>エ 他システム照会 2 DB</p> <p>オ 他システム照会 3 DB</p> <p>カ ヒット情報DB（A）</p> <p>キ ヒット情報DB（B）</p> <p>ク ヒット情報DB（C）</p> <p>(2) 上記のデータベースのうち、機能要件を満たすために必要となるデータは連携NWで保持しても良いものとする。</p> <p>なお、当該データは使用を終了し不要となった際には削除すること。</p>

(2) 抽出プログラムで実現すべき機能は、表－4のとおりとする。

表－4 抽出プログラムで実現すべき機能

区分	項目	機能
業務端末からの 業務C登録	登録画像の読み込み	<p>(1) 画像の読み込みができること。</p> <p>なお、画像の解像度、形式等については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 読み込んだ画像の切り出し処理、解像度変更及び白黒反転等の加工ができること。</p> <p>なお、切り出し位置、解像度等、加工の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) 読み込んだ画像を、警察庁が別途指定する画像形式の登録画像及び業務端末で表示できる形式の画像に変換できること。</p> <p>なお、業務端末に表示する形式については、警察庁と別途協議すること。</p> <p>(4) 変換した画像を、業務端末に表示できること。</p>
	新規登録	<p>(1) 警察BLDB（2）に新規登録する警察BL（2）を業務端末から1件単位で入力できること。</p>

	<p>(2) (1)の入力内容について、入力検査の結果に異常が無い場合は、入力内容に基づいて指紋画像情報を取得し、入力されたデータと関連付けること、又は、上記「登録画像の読み込み」で変換した登録画像を登録データと関連付けること。</p> <p>なお、指紋画像情報の取得の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) 入力されたデータと、指紋画像情報又は登録画像との関連付けができた場合、警察BLDB(2)に警察BL(2)を新規登録できること。</p> <p>(4) 警察BL(2)を警察BLDB(2)に登録する際には、1件単位に一連番号を自動で生成又は入力できること。</p> <p>なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。</p> <p>(5) 警察BL(2)の警察BLDB(2)への登録結果を業務端末に表示すること。</p>
訂正登録	<p>(1) 業務端末から登録した警察BL(2)の一連番号を入力し、訂正登録する警察BL(2)及び指紋画像情報又は登録画像を表示できること。</p> <p>(2) 訂正登録するデータを業務端末から1件単位で入力できること。</p> <p>(3) (2)の入力内容について、入力検査の結果に異常が無い場合は、訂正内容に応じて下記のとおり処理すること。</p> <p>ア 訂正した警察BL(2)と既存の登録画像を関連付ける</p> <p>イ 訂正内容に基づいて指紋画像情報を再度取得し、訂正した警察BL(2)と関連付ける</p> <p>ウ 訂正した警察BL(2)と再度上記「登録画像の読み込み」を行い変換した登録画像を関連付ける</p> <p>なお、指紋画像情報の取得の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(4) 指紋画像情報又は登録画像との関連付けができた場合、警察BLDB(2)に警察BL(2)</p>

		を訂正登録できること。 (5) 警察BL (2) の警察BLDB (2) への訂正登録結果を業務端末に表示すること。
	削除登録	(1) 業務端末から登録した警察BL (2) の一連番号を入力し削除登録する警察BL (2) を表示できること。 (2) (1)の画面から削除登録ができること。 (3) 警察BL (2) の削除登録結果を業務端末に表示すること。
	定期抹消	(1) 一定期間以上経過した警察BLDB (2) に登録された警察BL (2) を日単位で警察BLDB (2) から抹消すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 定期抹消した結果を業務端末に表示できること。
ホスト情報登録	取得	(1) 取得するホスト情報ごとに、中継サーバへの接続先を設定できること。 (2) 中継サーバからホスト情報を取得し、取得後、中継サーバへ当該ホスト情報の削除を指示すること。 (3) 取得したホスト情報は世代管理を行い、一定期間保存すること。 なお、保存期間については、日単位で設定できること。
	文字コード変換	(1) 取得したホスト情報の文字コードを、本システムの文字コードに変換すること。 なお、変換内容の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 文字コードを変換したホスト情報から、業務A、業務C及びホストコードのそれぞれで必要なファイルを判別し、それぞれの作業領域にコピーすること。
	抽出(業務A)	業務Aの作業領域に保存したホスト情報から業務Aに必要な情報を抽出し、ホスト情報(1)を作成すること。 なお、必要な情報の詳細については警察庁が別途指定する。
	抽出(業務C)	業務Cの作業領域に保存したホスト情報から業務Cに必要な情報の抽出、文字の変換(大

		<p>文字及び小文字の置換、全角文字及び半角文字の置換等)を行い、ホスト情報(2)を作成すること。</p> <p>なお、抽出及び変換内容の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
	登録(業務C)	<p>(1) ホスト情報(2)と警察BLDB(2)から、差分データを作成すること。</p> <p>(2) 警察BLDB(2)にホスト情報(2)を登録すること。</p>
	登録結果通知	<p>(1) 警察BLDB(2)にホスト情報(2)が正常に登録できた場合、登録の完了、差分データの件数、処理日時等をシステムログに出力すること。</p> <p>(2) 警察BLDB(2)にホスト情報(2)が正常に登録できなかった場合、登録の失敗、処理日時等をシステムログに出力すること。</p>
	処理時間制限	<p>ホスト情報(2)の登録処理が制限時間を超えた場合、システムログに出力すること。</p> <p>なお、制限時間及び出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
指紋画像情報登録	取得	<p>差分データを基に、警察庁指掌紋システムから指紋画像情報を取得すること。</p>
	登録	<p>(1) 警察庁指掌紋システムから取得した指紋画像情報のうち身分事項については、本システムの文字コードに変換(大文字及び小文字の置き換え、全角文字及び半角文字の置き換え等を含む。)し、警察BLDB(2)に登録すること。</p> <p>なお、変換内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 警察庁指掌紋システムから取得した指紋画像情報の身分事項と差分データの身分事項を照合し、適合及び不適合の判定を行い、適合した差分データを警察BL(2)として警察BLDB(2)に登録すること。また、判定結果を業務端末から確認できること。</p> <p>なお、適合及び不適合の判定の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) 指紋画像情報が未取得の差分データ及び不適合となった差分データについては、一</p>

		<p>定期間管理できること。</p> <p>なお、管理する一定期間については、警察庁が別途指定する。</p>
	一連番号の生成	<p>警察BLDB（２）に警察BL（２）を登録する際には、１件単位に一連番号を生成すること。</p> <p>なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。</p>
	登録結果通知	<p>(1) 警察BLDB（２）に警察BL（２）が登録できた場合、登録の完了、登録件数、処理日時等をシステムログに出力すること。</p> <p>(2) 警察BLDB（２）に警察BL（２）が登録できなかった場合、登録の失敗、処理日時等をシステムログに出力すること。</p>
	処理時間制限	<p>登録処理が制限時間を超えた場合、システムログに出力すること。</p> <p>なお、制限時間及び出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
メンテナンス	警察庁指掌紋システム間機能の開始・停止設定	<p>(1) 指紋画像情報の取得の開始・停止を設定できること。</p> <p>(2) 警察庁指掌紋システムと業務サーバの接続状況を管理端末から確認できること。</p> <p>なお、確認方法については警察庁が別途指定する。</p>
	警察庁ホストシステム間機能の開始・停止設定	<p>(1) ホスト情報の取得の開始・停止を設定できること。</p> <p>(2) 中継サーバと業務サーバの接続状況を管理端末から確認できること。</p>
	ホスト情報（２）登録結果	<p>(1) ホスト情報（２）の登録結果を管理端末に表示できること。</p> <p>(2) ホスト情報（２）の登録において異常があった場合、その内容を管理端末に表示できること。</p>
	警察BL（２）内容確認	<p>(1) 警察BLDB（２）に登録されている警察BL（２）の内容一覧を、管理端末で日時又は期間を指定して表示できること。</p> <p>(2) 警察BLDB（２）に登録されている警察BL（２）の内容を、管理端末で一連番号又は全てを指定して表示できること。</p>
	変換テーブル等メンテナンス	<p>(1) コード変換テーブルの更新ができること。</p> <p>なお、変換テーブルは警察庁からデータ</p>

	ス（業務C）	<p>を提供することとし、変換が必要なデータ、変換方法及び変換タイミング等の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 運用環境と試験環境で、コードの同期がとれること。</p>
	定期抹消設定	<p>定期抹消において、警察BLファイル（2）ごとに抹消結果の通知先を設定できること。</p>
認証	ログイン認証	<p>業務端末の認証について、共通基盤システムと連携して次の機能を実現すること。</p> <p>(1) ユーザID及びパスワード（ログイン情報）を基に、システム利用者の認証ができること。</p> <p>(2) OSへのログインを行ったユーザID及びパスワードに基づいてSSO（シングルサインオン）でログインができること。</p> <p>(3) 一定回数誤ったログイン情報が入力された場合、当該アカウントをロックアウトすること。</p> <p>(4) 入力されたログイン情報が誤っている場合、エラー画面を表示し、再認証を促すこと。</p> <p>(5) SSL等で暗号化通信のみ接続すること。</p> <p>(6) ログイン画面のURLの指定で接続し、その他のページには直接接続させないこと。</p> <p>(7) SSOの場合は接続元の認証情報により、SSOができない又は認証情報が得られない場合は、ログイン情報の入力により認証を行うこと。</p> <p>(8) 認証されたら、業務選択画面へ遷移すること。</p> <p>(9) ユーザ情報を取得すること。</p> <p>(10) エラー画面には、エラー内容（入力誤り、アカウントロック、システムエラー）を表示すること。</p> <p>(11) 各業務用プログラムでは、ユーザ情報に応じて、各種業務メニューや機能の利用可否を制御すること。</p>
	ログアウト機能	<p>業務端末の認証について、共通基盤システムと連携して次の機能を実現すること。</p> <p>(1) セッションを終了しログアウトすること。</p>

		<p>(2) ブラウザを閉じた場合はシステムから自動的にログアウトすること。</p> <p>(3) ログアウト時、ブラウザのキャッシュをクリアすること。</p>
--	--	--

(3) 業務共通プログラムで実現すべき機能は、表－５のとおりとする。

表－５ 業務共通プログラムで実現すべき機能

区 分	項 目	機 能
業務端末からの 業務 A 登録	端末登録機能	<p>(1) 端末プログラムで作成した登録用ファイルを読み込み、当該ファイルに保存されたデータの一覧を業務端末に表示すること。</p> <p>(2) (1)で表示した一覧から、警察BLDB (1) に登録するデータを選択できること。</p> <p>(3) (2)で選択したデータについて、登録用ファイル作成時に指定された警察BLファイル (1) と照合すること。</p> <p>(4) (3)の結果が未登録の場合、警察BLDB (1) に警察BL (1) を登録すること。</p> <p>(5) 警察BL (1) を警察BLDB (1) に登録する際は、一連番号を1件ごとに自動で付与すること。</p> <p>なお、付与する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。</p> <p>(6) 警察BL (1) の警察BLDB (1) への登録結果を、業務端末に表示すること。</p> <p>なお、登録結果及び表示の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(7) 登録結果を一定期間保存し、業務端末で確認できること。</p> <p>なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
	訂正・削除登録機能	<p>(1) 端末プログラムで作成した訂正・削除用ファイルを読み込み、当該ファイルに保存されたデータの一覧を業務端末に表示すること。</p> <p>(2) (1)の一覧から、データ1件ごとに、対象となる警察BL (1) を警察BLDB (1) から取得し、その内容を表示できること。</p> <p>なお、訂正データの場合は、警察BL (1) とファイルから読み込んだ内容を並べて表</p>

	<p>示すること。</p> <p>(3) (2)の内容表示の画面から、(1)の一覧に戻れること。</p> <p>(4) (1)の一覧から、警察BLDB (1) を訂正・削除するデータを1件ごとに選択できること。</p> <p>(5) (4)で選択した警察BL (1) の訂正・削除の登録を実施し、その結果を業務端末に表示すること。</p> <p>(6) 訂正・削除の登録結果を一定期間保存し、業務端末で確認できること。</p> <p>なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
照合用氏名の生成機能	<p>警察BL (1) を警察BLDB (1) に登録する際、警察BLファイル (1) ごとの照合・照会条件設定に基づいた照合用氏名を生成し、警察BL (1) と共に登録すること。</p> <p>なお、生成方法の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
定期抹消	<p>(1) 警察BLDB (1) に登録されてから一定期間以上経過した警察BL (1) を、日単位で警察BLDB (1) から抹消すること。</p> <p>なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 定期抹消の結果を業務端末に表示できること。</p>
警察BLDB (1) の更新機能	<p>警察BL (1) は業務Aに用いるものであるが、一部の項目を追加入力することで業務Bにも用いる。</p> <p>警察BL (1) を業務Bにおいて用いる場合、警察BL (1) のデータ更新処理の種類に応じて、次の処理を行うこと。</p> <p>(1) 新規登録</p> <p>警察BL (1) に新規フラグ及び未送信フラグをセットすること。</p> <p>(2) 訂正登録</p> <p>対応する警察BL (1) に変更フラグ及び未送信フラグをセットすること。</p> <p>なお、業務Bで用いないようにする訂正の場合には、「(3)削除登録」と同様の処理</p>

		<p>を行うこと。</p> <p>(3) 削除登録（定期抹消を含む） 対応する警察BL（1）に削除フラグ及び未送信フラグをセットすること。</p>
	警察BL（1）の削除	警察BL（1）のデータ更新処理の種類が「削除登録（定期抹消を含む）」の場合、これを含む警察BL（1）の情報が他機関システムBへ正常に転送された後に、警察BL（1）からデータを削除すること。
競合情報	照合	<p>(1) 端末登録機能及び訂正・削除登録機能における登録時、登録する警察BL（1）を登録対象以外の警察BLファイル（1）と照合し、競合の有無を確認すること。</p> <p>(2) 競合の有無、並びに競合があった場合の競合元及び競合先に関する情報を、端末登録機能及び訂正・削除登録機能の登録結果と合わせて、競合情報として登録すること。</p> <p>(3) 警察BLファイルごとに、照合対象の警察BLファイル（1）及び競合通知先の所属を設定できること。</p>
	表示	<p>(1) 競合情報を業務端末で確認できること。</p> <p>(2) 保存した日から一定期間以上経過した競合情報を、日単位で自動削除すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
ホスト情報登録	登録	<p>(1) ホスト情報（1）の文字を変換（大文字及び小文字の置換、全角文字及び半角文字の置換等）すること。 なお、変換内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) ホスト情報（1）ごとに、次のいずれかの処理を行うこと。 ア 警察BLDB（1）に登録されているホスト情報（1）を削除し、新たに取得したホスト情報（1）を警察BLDB（1）に登録する。 イ 警察BLDB（1）に登録されているホスト情報との差分を抽出し、差分データを警察BLDB（1）に登録する。</p>
	一連番号の生	警察BLDB（1）にホスト情報を登録する際

	成	には、1件単位に一連番号を生成すること。 なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。
	入力データ変換	(1) 氏名の入力データについて、カナ氏名から英字氏名へデータ変換ができること。 (2) 入力されたホストコードを、変換テーブルを用いて必要なデータに変換できること。 なお、変換テーブル及び変換方法については警察庁が別途指定する。
	照合用氏名の生成	ホスト情報(1)を警察BLDB(1)に登録する際、警察BLファイル(1)ごとの照合・照会条件の設定に基づいた照合用氏名を生成し、ホスト情報(1)と共に警察BLDB(1)に登録すること。 なお、生成方法の詳細については警察庁が別途指定する。
	登録結果通知	(1) 警察BLDB(1)にホスト情報(1)が登録できた場合、登録の完了をシステムログに出力すること。 (2) 警察BLDB(1)にホスト情報(1)が登録ができなかった場合、登録の失敗をシステムログに出力すること。
	処理時間制限	ホスト情報の登録処理が制限時間を超えた場合、システムログに出力すること。 なお、制限時間及び出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。
ヒット通知	通知	ヒット情報DB(A)、ヒット情報DB(B)又はヒット情報DB(C)に新規登録があった場合、次のとおり処理すること。 (1) ヒット通知が必要となったヒット情報(A)については、関連する警察BL(1)において個別に設定された通知先、又は警察BLファイル(1)通知設定の既定の通知先に設定された警報装置を制御すること。 (2) ヒット通知が必要となった他機関ヒット情報(B)については、関連する警察BL(1)において個別に設定された通知先、又は警察BLファイル(1)通知設定の既定の通知先に設定された警報装置を制御すること。 (3) 他機関ヒット情報(C)の受信後、警察BL

		<p>ファイル（２）通知設定に従いヒット通知先に設定された警報装置を制御すること。</p>
	警報装置制御	<p>(1) 各業務のヒット通知の内容に応じ、警報装置を鳴動させること。 なお、警報装置の鳴動の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 警報装置の鳴動を確認すること。</p> <p>(3) (2)の後、警報装置の鳴動が停止されたことを確認すること。</p> <p>(4) (2)及び(3)の確認の結果をシステムログに出力すること。 なお、出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
ヒット情報	表示	<p>(1) 業務端末で各業務のヒット通知一覧及びヒット情報の詳細を表示できること。 なお、表示方法及び表示内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 他機関ヒット情報（C）及び関連する警察BL（C）の画像を、業務端末で表示できる画像形式に変換すること。 なお、画像形式の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
ヒット通知の代行	設定	<p>(1) 代行設定された代行元所属宛てのヒット通知があった場合、代行元の警報装置の代わりに代行先の警報装置の鳴動等を制御すること。</p> <p>(2) 代行設定及び解除は、手動で設定する方法及び期間、時間及び日付を設定することにより自動で設定する方法で行えること。 また、期間にあっては複数設定可能であること。</p> <p>(3) 管理端末から、全ての所属の代行設定期間を一括して設定できること。また、業務端末は、一括して設定した代行設定期間を変更できること。</p>
	表示	<p>代行元及び代行先の所属の利用者のログイン時、以下のとおり表示すること。</p> <p>(1) 代行中である旨を業務端末に表示できること。</p> <p>(2) 代行設定を行った所属について、業務端</p>

		末で確認ができること。
ヒット情報DB定期抹消	ヒット情報DB (A)	(1) 一定期間以上経過したヒット情報DB (A) に登録されたヒット情報 (A) 及び警察BL (1) を日単位に自動抹消すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 定期抹消した結果を、業務端末に表示できること。
	ヒット情報DB (B)	(1) 一定期間以上経過したヒット情報DB (B) に登録された他機関ヒット情報 (B) 及び警察BL (1) を日単位で自動抹消すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 定期抹消した結果を、業務端末に表示できること。
警察BL(1)照会	即時照会	(1) 警察BLDB (1) に照会する条件を、業務端末から1件単位で入力できること。 なお、入力する条件は一連番号等とし、詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 入力した条件に対して入力検査を行い、入力検査の結果が正常であった場合、警察BLDB (1) に対して照会ができること。
	照会結果表示	(1) 照会した結果を業務端末に表示できること。 なお、照会結果が一定件数を超える場合は、一定件数で表示を取りやめても良いものとする。一定件数については、警察庁と別途協議すること。 (2) 照会した結果をファイルに出力できること。 なお、このファイルは端末プログラムで読み込めるものとする。ファイル形式及びデータレイアウト等の詳細については、警察庁と別途協議すること。
	照会条件設定	警察BLファイル (1) ごとに照合・照会条件を設定し、照会できること。 なお、照合・照会条件については警察庁が別途指定する。
ヒット情報(A)照会	即時照会	(1) ヒット情報DB (A) に照会する条件を、業務端末から1件単位で入力できること。

		<p>なお、入力する条件は一連番号等とし、詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 入力検査の結果が正常であった場合、ヒット情報DB (A) に対して照会ができること。</p> <p>(3) 照会した結果を業務端末に表示すること。</p>
他機関ヒット情報 (B) 照会	即時照会	<p>(1) ヒット情報DB (B) に照会する条件を、業務端末から1件単位で入力できること。</p> <p>なお、入力する条件は一連番号等とし、詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 入力検査の結果が正常であった場合、ヒット情報DB (B) に対して照会ができること。</p> <p>(3) 照会した結果を業務端末に表示すること。</p>
警察BL (1) 照会、ヒット情報 (A) 照会及び他機関ヒット情報 (B) 照会共通	日本語、中国語及び韓国語変換	<p>(1) 日本語から中国語 (簡体字、繁体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。</p> <p>(2) 中国語 (簡体字) から日本語、中国語 (繁体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。</p> <p>(3) 中国語 (繁体字) から日本語、中国語 (簡体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。</p> <p>(4) 日本語から韓国語 (ハングル文字) 及び韓国語 (ローマ字) への変換ができること。</p> <p>(5) 韓国語 (ハングル文字) から日本語及び韓国語 (ローマ字) への変換ができること。</p> <p>(6) 変換テーブルについては、警察庁が保有する変換テーブルをデータで提供するので、これをもとに作成すること。</p>
管理番号照会	即時照会	警察BL (1B) に付与された管理番号から、これに関連する警察BL (1) に付与された一連番号が照会できること。
他システム照会1	照会情報の入力	<p>(1) 他システムに照会するデータを、業務端末から1件単位で入力できること。</p> <p>なお、入力データの詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 入力検査の結果が正常であった場合、他システムに送信するデータを他システム照会1 DBに保存すること。</p>
	一覧の表示	(1) 一定期間に実施した照会の一覧を業務端

		<p>末に表示できること。</p> <p>なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。</p> <p>(3) 回答を受信している場合は、回答の詳細が確認できる画面へ遷移できること。</p>
	回答内容の表示	回答内容を業務端末に表示できること。
他システム照会 2	データ取り込み	<p>(1) 照会画像の読み込みができること。</p> <p>なお、画像の解像度、形式等については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 読み込んだ照会画像の切り出し処理等ができること。</p> <p>なお、切り出し位置、寸法等については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) 読み込んだ照会画像を、警察庁が別途指定する画像形式及び業務端末で表示できる画像形式に変換できること。</p> <p>なお、業務端末に表示する画像形式については、警察庁と別途協議すること。</p> <p>(4) 変換した照会画像を、業務端末に表示すること。</p>
	照会情報の入力	<p>(1) 他システムに照会するデータを業務端末から1件単位で入力できること。また、PDF形式の文書ファイルの入力ができること。</p> <p>なお、入力データの詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 入力検査の結果が正常であった場合、他システムに対して送信するデータを他システム照会2DBに保存すること。</p> <p>なお、照会1及び照会2それぞれで送信するデータは下記のとおりとする。</p> <p>ア 照会1 照会画像及び照会に必要なデータ</p> <p>イ 照会2 照会画像、照会に必要なデータ及び文書ファイル</p>
	一覧の表示	(1) 一定期間に実施した照会の一覧を業務端末に表示できること。

		<p>なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。</p> <p>(3) 照会の一覧画面から、各照会の照会内容の確認ができる画面に遷移できること。</p>
	照会内容の表示	<p>(1) 照会内容を業務端末に表示できること。</p> <p>(2) 回答を受信している場合は、回答の詳細の確認ができる画面に遷移できること。</p>
	回答内容の表示	<p>回答内容を業務端末に表示できること。</p> <p>なお、回答内容に含まれる画像の画像形式については警察庁が別途指定する。</p>
	回答の印刷	<p>照会2の場合は回答内容の印刷ができること。</p> <p>なお、印刷内容の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
	引用	<p>過去の照会内容を引用して新たな照会ができること。</p> <p>なお、引用の詳細については警察庁が別途指定する。</p>
他システム照会 3	照会情報の入力	<p>(1) 他システムに照会するデータを業務端末から1件単位で入力できること。また、PDF形式の文書ファイルの入力ができること。</p> <p>なお、入力データの詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 照会するデータについて入力検査を行うこと。</p> <p>(3) 入力検査の結果が正常であった場合は、入力データ等を表示した確認画面に遷移できること。</p> <p>(4) 入力検査の結果が異常であった場合は、入力データを修正できる画面に遷移できること。</p> <p>(5) 確認画面から入力データを修正できる画面に遷移できること。</p> <p>(6) 他システムに対して送信するデータを他システム照会3DBに保存すること。</p>
	一覧の表示	<p>(1) 一定期間に実施した照会の一覧を業務端末に表示できること。</p> <p>なお、一定期間の詳細については警察庁</p>

		<p>が別途指定する。</p> <p>(2) 照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。</p> <p>(3) 照会の一覧画面から、各照会の照会内容及び回答内容の確認ができる画面に遷移できること。</p>
	照会内容の表示	照会内容を業務端末に表示できること。
	回答内容の表示	<p>回答内容を業務端末に表示できること。</p> <p>なお、回答内容に含まれる画像の画像形式については警察庁が別途指定する。</p>
	回答の印刷	<p>(1) 回答が受信済みの場合に、照会内容の表示の画面から、回答データに含まれる文書ファイルの印刷ができること。</p> <p>(2) 印刷時には業務画面の印刷ボタンを押下することで、直接印刷ダイアログを表示するなど、利用者に文書ファイルの存在を意識させないユーザビリティに配慮した仕組みとすること。</p> <p>なお、詳細については警察庁と協議すること。</p>
他システム照会2及び他システム照会3	照会数の確認	他システム照会2及び他システム照会3において、ログインしている利用者の所属の前月及び当月確認時点の照会件数を業務端末に表示できること。
メンテナンス	件数制限設定	<p>(1) 業務共通プログラムにおける、各照会の結果として表示するデータの件数及び業務端末からの一括登録可能な件数、並びにサーバプログラム共通のアクセスログ参照で表示するデータの件数の制限ができること。</p> <p>(2) 件数制限を超えた場合、端末等にメッセージ表示ができること。</p> <p>(3) 件数制限が変更できること。</p>
	処理時間設定	<p>(1) ホスト情報登録に要する処理時間の制限ができること。</p> <p>(2) 制限時間を超えた場合、処理を中断し、業務端末にメッセージ表示ができること。</p> <p>(3) 制限時間を変更できること。</p>
	受信要求間隔設定機能	(1) 業務Aプログラム、業務Bプログラム及び業務Cプログラムにおける受信要求間隔

	<p>及び一定間隔を設定できること。</p> <p>(2) (1)の間隔を変更できること。</p>
定期抹消設定	定期抹消において、警察BLファイル（1）ごとに抹消結果の通知先を設定できること。
競合情報設定	競合情報の照合において、照合対象の警察BLファイル（1）及び通知先を設定できること。
他機関システムAへの警察BL（1）転送設定	<p>(1) 警察BLファイル（1）ごとに、転送の設定ができること。</p> <p>なお、設定内容の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 転送結果の確認ができること。</p> <p>(3) 警察BLファイル（1）ごとに、登録、更新及び削除を選択し、警察BL（1A）が転送できること。</p>
他機関システムA間機能の開始・停止設定	<p>(1) 他機関システムA間の機能である警察BL（1A）転送及び他機関ヒット情報（A）受信の開始・停止を設定できること。</p> <p>(2) 他機関システムAと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。</p> <p>なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。</p>
他機関システムB間機能の開始・停止設定機能	<p>(1) 他機関システムB間の機能である警察BL（1B）転送及び他機関ヒット情報（B）のファイル取得の開始・停止を設定できること。</p> <p>(2) 他機関システムBと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。</p> <p>なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。</p>
他機関システムC間機能の開始・停止設定	<p>(1) 他機関システムC間の機能である警察BL（2）転送の開始・停止を設定できること。</p> <p>(2) 他機関システムCと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。</p> <p>なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。</p>
他システム照会機能の開始・停止設定	<p>(1) 他システム間の機能である、他システム照会機能の開始・停止を照会ごとに設定できること。</p> <p>(2) 他システムと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。</p>

	<p>なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。</p>
変換テーブル等メンテナンス（業務A）	<p>(1) 抽出プログラムが作成したホスト情報（1）、業務端末から入力した警察BL（1）について、変換テーブルを用いて、氏名変換及びコード変換等の必要なデータ変換ができること。</p> <p>なお、変換テーブルは警察庁からデータを提供することとし、変換が必要なデータ、変換方法及び変換タイミング等の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) データ変換テーブルの更新ができること。</p> <p>(3) コードの登録・削除を行った場合、コードの表示・非表示等の挙動及び内部処理について、警察庁と別途協議すること。</p>
変換テーブル等メンテナンス（業務C）	<p>(1) コード変換テーブルの更新ができること。</p> <p>なお、変換テーブルは警察庁からデータを提供することとし、変換が必要なデータ、変換方法及び変換タイミング等の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 運用環境と試験環境で、コードの同期がとれること。</p>
履歴機能	<p>国及び所属の統廃合の履歴を保存するコード変換テーブルを作成し、過去のコードを指定する処理の際に自動で変換すること。</p> <p>なお、詳細については警察庁が別途指定する。</p>
警察BLファイル（1）通知設定	<p>警察BLファイル（1）ごとのヒット通知先の所属及び通知内容の既定値を設定、変更できること。当該既定値は、ホスト情報から登録された警察BL（1）及び既定値を使用する設定を行った業務端末から登録された警察BL（1）に係るヒット通知の際に、参照されるものとする。</p> <p>なお、設定内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
照合・照会条件の設定	<p>照合・照会条件の設定及び変更が警察BLファイル（1）ごとに行えること。</p> <p>なお、照合・照会条件の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>

	ホスト情報 (1) 登録結果	(1) ホスト情報 (1) の登録結果を管理端末に表示できること。 (2) ホスト情報 (1) の登録において異常があった場合、その詳細を管理端末に表示できること。
	他システム照会内容確認	(1) 他システム照会 2 及び他システム照会 3 の照会データの一覧を、管理端末で日時又は期間を指定して表示できること。 (2) 照会データの一覧から、内容の詳細を確認できる画面に遷移できること。
	警察BLファイル (2) 通知設定	警察BLファイル (2) ごとのヒット通知先の所属を設定、変更できること。 なお、設定内容の詳細については警察庁が別途指定する。
ユーザ情報	認証	<p>連携NWに接続した管理端末の認証について、以下の機能を有すること。</p> <p>(1) 管理端末に接続した生体認証装置による生体情報の取得及び送信等を制御できること。</p> <p>(2) ユーザの認証情報を、管理端末から受信できること。</p> <p>(3) 受信したユーザの認証情報から、ユーザの照合ができること。</p> <p>(4) 認証が認められた場合、対応するユーザ情報を連携NWに設置されたディレクトリサーバ等から取得できること。</p> <p>(5) 取得したユーザ情報から、業務画面にログインできること。</p> <p>(6) 取得したユーザ情報から、アクセス権の制御を行うこと。</p> <p>(7) 認証が認められなかった場合、再度認証を行い、一定回数認証が認められなかった場合には、当該ユーザからの認証要求について、解除するまで受け付けないこと。</p> <p>なお、受け付けなくなるまでの認証の回数については、警察庁が別途指定する。</p>

(4) 業務Aプログラムで実現すべき機能は、表-6のとおりとする。

表-6 業務Aプログラムで実現すべき機能

区分	項目	機能
----	----	----

警察BL(1)の他 機関システムA への転送	抽出	<p>(1) 警察BLDB(1)から警察BL(1A)を自動抽出すること。</p> <p>なお、自動抽出方法、抽出時期、抽出ファイル、抽出項目等の自動抽出の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) (1)の警察BL(1A)について、警察BLDB(1)とは別に保存すること。</p> <p>(3) (1)の警察BL(1A)は、一意となる一連番号を生成すること。</p> <p>なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。</p> <p>(4) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で抽出ができること。</p> <p>(5) 管理端末から手動抽出／自動抽出／抽出停止の切替えの操作ができること。</p> <p>(6) 管理端末から抽出する警察BLファイル(1)の選択ができること。</p> <p>(7) 管理端末から抽出する警察BLファイル(1)ごとに、抽出する項目の情報が選択できること。</p> <p>なお、抽出する項目については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(8) 抽出結果を、管理端末で確認できること。</p> <p>なお、抽出結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(9) 他機関システムAへの転送済みの警察BL(1A)について、警察BLDB(1)からの再抽出を、管理端末から実施できること。</p>
	検査	<p>警察BLDB(1)から警察BL(1A)を抽出する際には、抽出する項目を検査すること。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	転送用データ への変換	<p>検査が完了した警察BL(1A)は、他機関システムAに転送する転送用データに変換すること。</p> <p>なお、転送用データの詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	転送	<p>(1) 変換した転送用データは、1件ごと又は複数件を一括して他機関システムAに自動転送すること。</p>

		<p>(2) 他機関システムAと転送結果の送達確認ができること。</p> <p>なお、送達確認の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で転送を実行できること。</p> <p>(4) 管理端末から手動転送／自動転送／転送停止の切替えの操作ができること。</p> <p>(5) 転送結果を、管理端末で確認できること。</p> <p>なお、転送結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(6) 管理端末から転送に関する履歴を管理できること。</p>
	定期抹消	<p>警察BLDB（1）から警察BL（1）の定期抹消を行う場合、関連する警察BL（1A）の削除を他機関システムAに依頼するデータを作成し、送信すること。</p> <p>なお、作成するデータの詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	表示	<p>(1) 転送用データの転送処理過程、転送結果を、管理端末で確認できること。</p> <p>なお、転送処理過程及び転送結果の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 定期抹消の結果を管理端末に表示できること。</p> <p>(3) 転送に関する履歴を管理端末に表示できること。</p>
他システム照会 1	送信	<p>他システム照会1DBに保存されている未送信の照会について、他システムに対して照会に必要なデータを送信できること。</p>
	再送	<p>他システムに対して照会に必要なデータを送信してから受信要求間隔として設定した時間までに回答データを受信できない場合、照会に必要なデータを自動で再送すること。</p> <p>なお、他システムの詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	受信	<p>(1) 他システムに対して、一定間隔で受信要求を行い、回答データを受信できること。</p> <p>なお、受信要求の間隔については、警察庁が別途指定する。</p>

		<p>(2) 他システムから受信した回答データの各項目について、検査すること。</p> <p>なお、他システムの詳細及び検査の内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) (2)の検査で異常がない回答データは他システム照会1DBに登録すること。</p> <p>(4) 一定期間以上経過して回答がない場合、照会データを削除できること。</p> <p>なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
照合	受信	<p>他機関システムAに対して一定間隔で確認を行い、他機関ヒット情報(A)を自動取得できること。</p> <p>なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できることとし、自動取得の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	検査	<p>(1) 取得した他機関ヒット情報(A)について、検査すること。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) (1)の検査の結果、取得した他機関ヒット情報(A)に異常がある場合、取得した他機関ヒット情報(A)を破棄すると共に、システムログに出力すること。</p> <p>なお、出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	照合条件による照合	<p>(1) 検査の結果が正常であった他機関ヒット情報(A)については、ヒット情報DB(A)内の同一データの有無を確認すること。</p> <p>(2) (1)の確認の結果、同一データが存在する場合は他機関ヒット情報(A)を破棄して処理を終了すること。</p> <p>(3) (1)において同一データが存在しない場合は、照合・照会条件の設定に従い、他機関ヒット情報(A)と警察BLDB(1)を照合すること。</p> <p>なお、照合・照会条件については警察庁が別途指定する。</p> <p>(4) (3)の照合の結果から、ヒット通知の必要性の有無を判定すること。</p>

		<p>なお、判定の条件については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(5) (4)の判定の結果を、他機関システムAに照合理由依頼通知として通知すること。</p> <p>なお、通知の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
ヒット情報(A)	登録	照合条件による照合において、ヒット通知が必要であると判定した場合は、ヒット情報(A)及び関連する警察BL(1)をヒット情報DB(A)へ登録すること。
ヒット通知	照合結果等表示	<p>他機関ヒット情報(A)の受信結果及び照合結果について、システムログに出力すること。</p> <p>なお、出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。</p>

(5) 業務Bプログラムで実現すべき機能は、表-7のとおりとする。

表-7 業務Bプログラムで実現すべき機能

区分	項目	機能
警察BL(1)の抽出及び他機関システムBへの転送	抽出機能	<p>(1) 毎時1回、警察BLDB(1)で未送信フラグがセットされた全てのデータについて、他機関システムBと共通で使用する管理番号を付与し、警察BL(1B)を自動で作成すること。</p> <p>なお、警察BL(1B)のレコードレイアウト等の詳細及び他機関システムBと共通で使用する管理番号の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) (1)の処理において、警察BL(1)のデータに異名が登録されている場合は、異名単位で警察BL(1B)のレコードを作成すること。この際、他機関システムBと共通で使用する管理番号を作成したレコードごとに付与すること。</p> <p>(3) 警察BL(1B)のレコード上限 (1)(2)の処理において1度に抽出するレコード数は1,000件までとする。</p> <p>(4) (1)の処理について、管理端末から自動抽出の停止・再開ができること。</p> <p>(5) (4)で自動抽出を停止した場合、(1)の処</p>

	理を手動で管理端末から起動できること。
他機関システムBへの転送機能	<p>抽出機能で抽出した警察BL（1B）は、次のとおり他機関システムBへの転送し、送達状況を確認すること。</p> <p>(1) 警察BL（1）の転送</p> <p>抽出機能により警察BL（1B）を抽出後、ファイルを暗号化してFTPにより他機関システムBのサーバへ自動で転送すること。 なお、ファイルの暗号化及び他機関システムBのサーバに関する詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 送達状況の確認</p> <p>(1)の後、一定間隔で他機関システムBのサーバへ受信回答ファイルの存在を確認し、存在した場合は当該ファイルをFTPで取得すること。 なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。 また、受信回答ファイルの内容により送達状況を確認し、次の処理を行うこと。</p> <p>ア 正常終了の場合</p> <p>警察BLDB（1）の該当するレコードの未送信フラグを送信済みに更新すること</p> <p>イ 異常終了の場合</p> <p>抽出機能(1)から再処理すること。</p> <p>(3) 送達状況の履歴表示</p> <p>管理端末において、他機関への送達状況を履歴で確認できること。 なお、確認可能な期間は過去1年間とし、ファイルごとの送達の状況、ファイルに含まれる警察BL（1B）及び処理内容等が確認できること。表示画面の詳細は、警察庁が別途指定する。</p> <p>(4) 転送機能の停止</p> <p>管理端末から自動転送の停止・再開ができること。 なお、転送停止が選択された場合は、抽出機能における自動抽出も連動して停止すること。</p>
定期抹消	警察BLDB（1）から警察BL（1）の定期抹

		<p>消を行う場合、関連する警察BL（1B）の削除を他機関システムBに依頼するデータを作成し、送信すること。</p> <p>なお、作成するデータの詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
他機関ヒット情報（B）の取得	取得	<p>他機関システムBのFTPサーバに対し、一定間隔で他機関ヒット情報（B）のファイルの存在を確認し、存在した場合は当該ファイルをFTPで取得すること。</p> <p>なお、他機関ヒット情報（B）のファイルの詳細は、警察庁が別途指定する。また、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。</p>
	検査	<p>(1) 取得したファイルに記録された他機関ヒット情報（B）について、ヒット情報DB（B）内に同一情報が有るか重複検査を行うこと。</p> <p>(2) 重複検査の結果、重複が無い場合は新規の提供情報として、関連する警察BL（1）とともにヒット情報DB（B）へ保存し、重複がある場合は、他機関ヒット情報（B）を破棄し、ヒット情報DB（B）に保存しない。</p>
ヒット通知	取得結果等表示機能	他機関ヒット情報（B）の受信結果について、システムログに出力すること。
警察BL（1B）の全件突合	ファイル取得機能	<p>年1回指定の時刻に他機関システムBのFTPサーバに全件突合用のファイルが置かれるので、他機関システムBのFTPサーバに対し、回答ファイルの存在を確認し、存在した場合は当該ファイルをFTPで取得すること。</p> <p>なお、本機能は手動で実行できること。</p>
	突合機能	<p>(1) 他機関システムBから取得した回答ファイルと警察BLDB（1）を突合し、管理端末において、突合結果の表示、印刷及び修正データの作成ができること。</p> <p>(2) (1)で作成した修正データを他機関システムBへの転送機能により転送できること。</p>

(6) 業務Cプログラムで実現すべき機能は、表-8のとおりとする。

表-8 業務Cプログラムで実現すべき機能

区分	項目	機能
----	----	----

警察BL(2)の転送	抽出	<p>(1) 警察BLDB(2)から警察BL(2C)を自動抽出すること。</p> <p>なお、自動抽出方法、抽出時期、抽出ファイル、抽出項目等については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 自動抽出した警察BL(2C)について、警察BLDB(2)とは別に保存できること。</p> <p>(3) 抽出した警察BL(2C)に全体で一意となる一連番号を生成し付与すること。</p> <p>なお、付与する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。</p> <p>(4) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で抽出ができること。</p> <p>(5) 管理端末から抽出する警察BLファイル(2)の選択ができること。</p> <p>(6) 抽出結果の確認ができること。</p> <p>なお、抽出結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。</p>
	検査	<p>警察BLDB(2)から警察BL(2C)を抽出する際には、抽出する項目について、必須項目及び任意項目の検査、項目の属性等を検査すること。</p>
	転送用データへの変換	<p>検査が完了した警察BL(2C)は、他機関システムCに転送するデータに変換すること。</p> <p>なお、転送用データの詳細については、警察庁が別途指定する。</p>
	転送	<p>(1) 変換した転送用データは、他機関システムCに自動転送すること。</p> <p>(2) 他機関システムCに対して一定間隔で確認を行い、転送結果を受信すること。</p> <p>なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。</p> <p>(3) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で転送を実行できること。</p> <p>(4) 管理端末から手動転送/自動転送/転送停止の切替えの操作ができること。</p> <p>(5) 転送結果を、管理端末で確認ができること。</p> <p>なお、転送結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。</p>

		(6) 管理端末から転送に関する履歴が管理できること。
	表示	(1) 転送処理過程、転送結果等については、転送日時、件数等の内容を管理端末に表示できること。また、警察BL(2)の転送処理が正常に終了しなかった場合、前記のほか、異常であった旨をシステムログに出力すること。 なお、転送日時、件数等の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 転送に関する履歴が管理端末に表示できること。
他システム照会 2	照会の送信	他システム照会2DBに保存されている未送信の照会について、他システムに対して照会に必要なデータが送信できること。
	回答の受信	(1) 他システムからの回答データを受信し他システム照会2DBに登録すること。 なお、回答データの詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 回答データは一定期間保存できること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) 回答データを受信した際に、照会を行った利用者の所属にひも付く警報装置を制御すること。
他システム照会 3	照会の送信	他システム照会3DBに保存されている未送信の照会について、他システムに対して文書ファイル及び照会に必要なデータが送信できること。
	回答の取得	(1) 他システムからの回答データの有無を一定間隔で自動で確認し、回答データが有る場合は取得し他システム照会3DBに登録すること。 なお、回答データ及び一定間隔の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 回答データは一定期間保存できること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) 回答データを受信した際に、照会を行った利用者の所属にひも付く警報装置を制御

		<p>すること。</p>
ヒット受信	ヒットの受信	<p>(1) 他機関システムCから、ヒット通知にかかる情報を自動受信できること。</p> <p>なお、受信する情報の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 受信した情報の内容から、警察BLDB(2)を検索すること。</p> <p>(3) (2)の検索の結果を、他機関システムCに通知すること。</p> <p>なお、通知の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(4) (3)の通知の後に送信される他機関ヒット情報(C)を、自動受信できること。</p> <p>なお、他機関ヒット情報(C)の詳細については警察庁が別途指定する。</p> <p>(5) 他機関ヒット情報(C)の受信状況をシステムログに出力すること。</p> <p>(6) 他機関ヒット情報(C)及び関連する警察BL(2)をヒット情報DB(C)に保存すること。</p>

(7) 端末プログラムで実現すべき機能は、表-9のとおりとする。

表-9 端末プログラムで実現すべき機能

区分	項目	機能
警察BL(1)登録ツール	端末登録用ファイルの作成	<p>(1) 表形式(エクセル形式)のインタフェースにより、項目ごとに警察BL(1)の入力ができること。</p> <p>(2) 警察BLファイル(1)の種別ごとに入力ができること。</p> <p>なお、警察BLファイル(1)の種別については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(3) エクセル形式及びCSV形式のファイルを読み込み、(1)のインタフェースにより、警察BL(1)の表示、編集ができること。</p> <p>(4) 入力検査を行い、検査結果を表示すること。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(5) (4)の入力検査が正常であった場合、入力した警察BL(1)を業務共通プログラムが</p>

	<p>取り扱う登録用ファイルに変換すること。</p> <p>なお、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</p> <p>(6) 警察BL（１）を、一つの登録用ファイルに一括して変換できること。</p> <p>なお、変換できる警察BL（１）は少なくとも1,000件とし、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</p>
訂正・削除用ファイルの作成	<p>(1) 警察BLファイル（１）の種別ごとに入力ができること。</p> <p>なお、警察BLファイル（１）の種別については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(2) 表形式（エクセル形式）のインタフェースにより、項目ごとに警察BL（１）の入力ができること。</p> <p>(3) エクセル形式及びCSV形式のファイルを読み込み、項目ごとに警察BL（１）の表示、編集ができること。</p> <p>(4) 警察BL（１）照会で出力した照会結果ファイルを読み込み、その内容の表示、編集ができること。</p> <p>(5) 訂正の場合、項目ごとに訂正ができること。</p> <p>(6) 削除の場合、一連番号を指定して削除できること。</p> <p>(7) 入力検査を行い、検査結果を表示すること。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。</p> <p>(8) (7)の入力検査が正常であった場合、訂正及び削除した警察BL（１）を業務共通プログラムが取り扱う訂正削除用ファイルに変換すること。</p> <p>なお、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</p> <p>(9) 警察BL（１）を、一つの訂正削除用ファイルに一括して変換できること。</p> <p>なお、変換できる警察BL（１）は少なくとも1,000件とし、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</p>

ヒット情報の条件の反映	<p>警察BL（1）のヒット通知の通知先について、1件単位及び複数件を一括で反映できること。</p> <p>なお、ヒット通知先の情報については警察庁が別途指定する。</p>
コード更新	<p>業務共通プログラムから出力したファイルを取り込むことにより、国名等のコードを更新できること。</p> <p>なお、更新を行うコードの種類については、警察庁が別途指定する。</p>
日本語、中国語及び韓国語変換	<p>(1) 日本語から中国語（簡体字、繁体字）、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。</p> <p>(2) 中国語（簡体字）から日本語、中国語（繁体字）、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。</p> <p>(3) 中国語（繁体字）から日本語、中国語（簡体字）、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。</p> <p>(4) 日本語から韓国語（ハングル文字）及び韓国語（ローマ字）への変換ができること。</p> <p>(5) 韓国語（ハングル文字）から日本語及び韓国語（ローマ字）への変換ができること。</p> <p>(6) 変換テーブルについては、警察庁が保有する変換テーブルをデータで提供するので、これをもとに作成すること。</p> <p>(7) 当該機能の一部又は全部を、業務端末以外の機器に持たせる場合には、実現方法について警察庁と協議の上、他のプログラムと相互に影響を与えないこと。</p>

3.2.2 画面に関する事項

画面遷移図及び画面イメージについては警察庁が別途指定する。

なお、現行システムの画面数は表-10のとおりである。

表-10 現行システムの画面数

業務	画面数
共通	約30
業務A	約290
業務B	約100
業務C	約160

3.2.3 帳票に関する事項

作成する帳票の詳細については警察庁が別途指定する。

なお、現行システムの帳票数は表-11のとおりである。

表-11 現行システムの帳票数

業務	帳票数
共通	約10
業務A	約170
業務B	約40
業務C	約100

3.2.4 ファイルに関する事項

ファイルに関する事項については警察庁が別途指定する。

3.2.5 情報・データに関する事項

情報・データに関する事項については警察庁が別途指定する。

3.2.6 外部インタフェースに関する事項

本システムの外部インタフェースは次のとおりである。

なお、現行システムにおける外部インタフェースの概要を別紙3に示す。

(1) 他機関システムAとのインタフェース

ア 警察BL(1A)の転送については、FTP/SMTP/POP3とする。

イ 本システム、他機関システムA間の通知等については、SMTP/POP3とする。

(2) 他機関システムBとのインタフェース

ア 警察BL(1B)の転送については、FTPとする。

イ 本システム、他機関システムB間の通知等の取得については、FTPとする。

(3) 他機関システムCとのインタフェース

ア 警察BL(2C)の転送については、FTP/HTTPとする。

イ 本システム、他機関システムC間の通知等については、HTTPとする。

(4) 警察庁指掌紋システム間の転送については、FTPとする。

(5) 警察庁ホストシステム間のファイルの取得については、FTPとする。

3.3 非機能要件

3.3.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項については、次の要件を満たすこと。

(1) 利用者のアクセス権により利用可能な機能を制限できること。

(2) ログイン中の利用者情報について、所属名及び利用者名を画面に表示すること。

- (3) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。
- (4) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボード又はキーボードのみで行えること。
- (5) 入力項目ごとに指定する桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。
なお、指定桁数については、警察庁が別途指定する。
- (6) データの誤入力を避けるため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。
- (7) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。
- (8) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。
- (9) 一覧表示の箇所では、項目名をクリックすることにより、その項目を基準に昇順又は降順に並び替えができること。
- (10) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。
- (11) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること。
ア 使用できるボタン及び使用できないボタン
イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目
ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目
- (12) 登録、修正、削除等の処理が正常に完了しなかった場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。
- (13) 業務ごとに起動・停止ができること。

3.3.2 システム方式に関する事項

Web方式とし、Internet Explorer11及びMicrosoft Edgeに対応すること。

なお、端末プログラムの要件については端末等に導入するプログラムにより実現しても良いこととし、サーバプログラムの要件を実現するに当たり、やむを得ず端末等にプログラムを導入する必要がある場合は警察庁の承認を得ること。

3.3.3 規模に関する事項

規模に関する事項については、次の要件を満たすこと。

- (1) 業務Aのデータ量を表-12に示す。

表-12 業務Aのデータ量

内容	実績値
マスタ総数	約350万件（令和2年6月末）
マスタ増加件数	約240万件／年
データの保存期間	登録から10年
一件あたりのデータ量	約20Kバイト
トランザクション数	約110,000件／日
トランザクション日ピーク率	約1.3倍
ヒット通知件数	約3,200件／月

(2) 業務Bのデータ量を表-13に示す。

表-13 業務Bのデータ量

内容	実績値及び予測値※
マスタ総数	約6万件（令和2年度末見込み）
マスタ増加件数	約4,000件／年（見込み）
データの保存期間	登録から10年
一件あたりのデータ量	約5.3Kバイト
トランザクション数	約4,800件／日
トランザクション日ピーク率	約5倍
ヒット通知件数	約60件／月

※ 業務Bは運用開始直後のため、見込み件数を記載

(3) 業務Cのデータ量を表-14に示す。

表-14 業務Cのデータ量

内容	実績値
マスタ総数	約3万件（令和2年6月末）
マスタ増加件数	約7,000件／年
データの保存期間	登録から10年
一件あたりのデータ量	約1Kバイト（文字データ） 約5Mバイト（画像データ）
トランザクション数	約26件／日
トランザクション日ピーク率	約4倍
ヒット通知件数	約20件／年

(4) 他システムへの照会のデータ量を表-15に示す。

表-15 他システムへの照会

	1件あたりのデータ量 (Kバイト)		平均 照会件数 (件／年)	予測最大 照会件数 (件／年)
	照会	回答		
他システム照会1	0.5	7	6,000	15,000
他システム照会2	5,000	3,000	3,500	5,500
他システム照会3	1,000	500	10,000	40,000

(5) アクセス数（予測値）を表-16に示す。

なお、現行システムでは全体のアクセス数のうち約9割が、7時から19時の間に行われ、この間に特徴的なピーク時刻は存在しない。

表-16 アクセス数（予測値）

内容	予測値

1日あたりの平均利用者数	160人／日
--------------	--------

3.3.4 性能に関する事項

サーバプログラムの性能は、表-17のとおりとし、評価に必要な情報を業務サーバ又は連携サーバに保存すること。

なお、レスポンスに定める時間は本システム以外のシステムにおける処理時間を含まないものとし、評価方法については、警察庁と協議の上、決定すること。

また、LAN間データ交換装置によるデータ交換は300秒を要するものとし、各業務のヒット通知及び他システム照会3のレスポンスは、当該時間を含めて計測するものとする。

表-17 サーバプログラムの性能

業務	機能	機能概要	レスポンス
業務 A	業務端末からの業務 A 登録	業務端末からの要求により、業務サーバに新規登録、訂正登録及び削除登録を行い、処理結果を業務端末に送信する。	平均 3 秒以内／件 最大10秒以内／件
	照会 (他システム照会 1 を除く)	業務端末からの要求により、業務サーバから回答結果を業務端末に送信する。	平均 5 秒以内 最大60秒以内
	ヒット通知	他機関ヒット情報 (A) を受信し、ヒット通知の警報装置制御を完了する。	平均360秒以内 最大390秒以内
	ヒット通知一覧	業務端末からの要求により、業務サーバからヒット通知一覧を業務端末に送信する。	平均 3 秒以内 最大10秒以内
業務 B	照会	業務端末からの要求により、業務サーバから回答結果を業務端末に送信する。	平均 5 秒以内 最大60秒以内
	ヒット通知	他機関ヒット情報 (B) を受信し、ヒット通知の警報装置制御を完了する。	平均360秒以内 最大390秒以内
	ヒット通知一覧	業務端末からの要求により、業務サーバからヒット通知一覧を業務端末に送信する。	平均 3 秒以内 最大10秒以内
業務 C	業務端末からの業務 C 登録	業務端末からの要求により、業務サーバに新規登録、訂正登録及び削除登録を行い、処理結果を業	平均 5 秒以内 最大10秒以内

	務端末に送信する。	
ヒット通知	他機関ヒット情報（C）を受信し、ヒット通知の警報装置制御を完了する。	平均360秒以内 最大390秒以内
ヒット通知一覧	業務端末からの要求により、業務サーバからヒット通知一覧を業務端末に送信する。	平均3秒以内 最大10秒以内
他システム照会3	照会の回答を他システムから受信し、照会を行った利用者の所属にひも付く警報装置の制御を完了する。	平均480秒以内 最大600秒以内

3.3.5 信頼性に関する事項

信頼性に関する事項については、次の要件を満たすこと。

(1) 可用性

ア 事前旅客情報照合業務等用プログラムは、業務サーバ及び連携サーバの切替えが発生した場合においても、業務の継続運用が可能であること。

イ 業務に対する稼働率は表-18を満たすこと。

なお、業務に対する稼働率とは、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起こした場合等、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止等契約業者の責によらない停止は考慮しないものとする。

表-18 業務に対する稼働率

業務名	目標とする稼働率
業務A	99.99%
業務B	99.99%
業務C	99.99%

(2) 完全性

取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。

(3) 機密性

既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。

3.3.6 拡張性に関する事項

ソースコードの変更なしに、パラメータファイルによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の手法により、業務の拡張性を確保したプログ

ラム設計を行うこと。

3.3.7 上位互換性に関する事項

- (1) 警察庁及び都道府県警察において整備する業務端末のOS、Webブラウザ等の実行環境のバージョンアップに備え、特定のバージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- (2) 契約期間中の事前旅客情報照合業務等用プログラムの動作環境に係るバージョンアップは、影響範囲を調査し、その対応方針を警察庁と協議すること。
ただし、運用期間中における要件については、2.2項に示す調達案件「事前旅客情報照合業務等用プログラムに係る保守」による契約において別途定め実施するものとする。

3.3.8 中立性に関する事項

- (1) システムを構成するハードウェア、ソフトウェアなどは原則として特定の事業者のみが入手可能な製品でないものを採用し、一般的に広く流通した標準的なインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- (2) システム更改の際に、移行の妨げ、特定の装置又は情報システムに依存する事を防止するため、原則として情報システム内のデータを標準的な形式で取り出すことができるものとする。
- (3) 特定の事業者に依存する事なく、他社による保守、追加開発が可能なシステム構成であること。

3.3.9 継続性に関する事項

- (1) 本システムに警察庁が求める継続性に係る目標値については次のとおりである。
 - ア 大規模災害時
 - (ア) 目標復旧時間は大規模災害発生時から3日以内とする。
 - (イ) 目標復旧レベルはすべての業務とする。
 - イ 不正プログラム感染等の外的要因による情報システムの予期せぬ停止発生時
 - (ア) 目標復旧時間は情報システムの予期せぬ停止発生時から1日以内とする。
 - (イ) 目標復旧レベルはすべての業務とする。
- (2) 継続性に係る対策
 - ア 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
 - イ 対象ごとにバックアップの取得方法、保存先、取得時期等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。
 - ウ バックアップの取得は自動化し、成否について運用担当者へ通知する機能を備えること。
なお、自動化されたバックアップ処理についても運用担当者により手動でバックアップの取得が可能であること。

3.3.10 情報セキュリティに関する事項

- (1) 取り扱う情報は、利用者ごとに許可されたそれぞれの権限に応じて制限されること。

なお、本システムにおける利用者のアクセス権限の詳細については警察庁が別途指定する。

- (2) ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん及び消去の防止ができること。
- (3) WebブラウザからURLを指定してプログラムを呼び出しても業務を行えないこと。
- (4) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。
- (5) ウィンドウ切替時等にクリップボードをクリアすること。
- (6) ログイン中の各画面において、コピー機能及びマウスの右クリックを禁止すること。
- (7) ハードコピー機能を禁止すること。
- (8) (6)、(7)のほか、業務で使用する操作以外の機能を禁止すること。

(9) OS及びソフトウェアのバージョンアップ等により、当該要件を満たすことが困難となった場合は、その対応について警察庁と協議すること。

3.3.11 警察情報通信システム稼働環境に関する事項

- (1) 2. 2項の関連する調達案件により調達するハードウェア環境の概要は別紙4のとおりとするので、具体的な機器構成や機器性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で文書にて提案を行うこと。

なお、提案の期日については、1. 7項「作業スケジュール」に基づき警察庁と協議を行うものとする。

- (2) 本プログラムの稼働環境に必要なソフトウェアについては、2. 2項の関連する調達案件の契約業者が準備し、導入及び設定調整を行うので、ソフトウェアの指定と必要な支援を行うこと。

なお、当該ソフトウェアについては、3.3.8項に示す中立性に関する要件を満たすこと。

- (3) ソフトウェア（OSSを含む）は、警察庁の承認を得ること。
- (4) 都道府県警察に設置する業務端末及び周辺機器、プリンタ、スキャナ並びに警報装置は、各都道府県警察において調達する。対象機器類の標準仕様を策定し、警察庁の承認を得ること。

なお、機能を実現する上でやむを得ない場合は、一部の製品を指定することも可とする。

3.3.12 テストに関する事項

テストに関する事項については、次の要件を満たすこと。

- (1) 本テストにより、3.2項の機能要件を満たすことを確認すること。
- (2) 標準ガイドラインに準じ、契約業者が警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、テ

ストの実施 5 執務日前までに提出して、警察庁の承認を得ること。

- (3) テスト計画書に基づき契約業者総合テストを実施し、テスト完了後 5 執務日以内に、テスト結果報告書を提出すること。
- (4) 受入れテストについて、警察庁と協議の上、受入れテストの実施を支援すること。
- (5) 受入れテスト中に事前旅客情報照合業務等用プログラムに不具合が発生した場合、次の作業を実施し、結果を報告すること。
- ア 原因調査
- イ 不具合の修正及び修正済の事前旅客情報照合業務等用プログラムのインストール
- ウ 実運用環境における動作試験
- (6) テストの日程については、1. 7 項の作業スケジュールに基づき警察庁と協議すること。
- (7) テスト実施方法については表-19のとおりとする。

表-19 テスト実施方法

テスト名	役割分担		テスト環境	テスト内容	テストデータの準備	
	警察庁	契約業者			警察庁	契約業者
契約業者単体・結合テスト	—	実施	契約業者社内環境	・機能テスト ・異常系テスト	—	テスト前に登録するダミーデータ及びテスト時の投入データ
契約業者総合テスト	協力	実施	警察庁実運用環境 (共通基盤システム)	・機能テスト ・異常系テスト ・連携テスト	—	テスト前に登録するダミーデータ及びテスト時の投入データ
受け入れ結合テスト	実施	支援	警察庁実運用環境 (共通基盤システム)	・機能テスト ・異常系テスト ・連携テスト	テスト時の投入データ	テスト前に登録するダミーデータ
テスト総合テスト	実施	支援	警察庁実運用環境 (共通基盤システム)	・機能テスト ・連携テスト	テスト時の投入データ	テスト前に登録するダミーデータ

3.3.13 移行に関する事項

- (1) 情報システムの移行の日程、方法、環境、ツール等を記載した移行計画書の案を作成して移行テストの実施10執務日前までに提出し、警察庁の承認を

得ること。

なお、移行作業及び移行後の検証作業は、警察庁が実施する。

- (2) 移行作業及び検証作業に必要なツール及び手順書を作成し、警察庁に提出すること。また、警察庁が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。
- (3) 別途調達するハードウェア環境の設定・調整が必要な場合は、警察庁と協議を行い、設定・調整の内容を記載した資料を作成し、警察庁の承認を得ること。

3.3.14 引継ぎに関する事項

作業経緯及び残存課題を記載した引継書を作成すること。

なお、当該引継書は検査実施の10執務日前までに提出し、警察庁の承認を得ること。

3.3.15 教育に関する事項

要件なし。

3.3.16 運用に関する事項

事前旅客情報照合業務等用プログラムの運用は、警察庁が行う。

3.3.17 保守に関する事項

事前旅客情報照合業務等用プログラムの保守は2. 2項に示す関連仕様書で行う。

4 作業の実施内容に関する事項

4.1 設計・開発実施計画書等の作成

4.1.1 設計・開発実施計画書の作成

契約後、警察庁と協議を行い、協議から30日以内に標準ガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態・開発手法・開発環境・開発ツール等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。

4.1.2 設計・開発実施要領の作成

契約後、警察庁と協議を行い、協議から30日以内に標準ガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

4.2 設計

警察庁と協議の上、プログラム設計書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、設計書には以下の内容を含めることとする。

- (1) サーバプログラムの各機能を実装するサーバ
- (2) 連携NWにおいて保持するデータ

4.3 開発・テスト

4.3.1 開発

次の事項に留意し、プログラムの開発を行うこと。

(1) 開発言語

原則として、Javaを用いて開発を行うこと。ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Javaに対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。

(2) 開発基準

警察庁が別途指定するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約、ユーザインタフェース設計開発標準などに準拠して開発を行うこと。ただし、これらの基準等を遵守する事が合理的でないことを警察庁に対して説明し、警察庁が許可した場合にはその限りではない。

(3) 外部パラメータ

各種コードを含むプログラムの設定値は外部パラメータ化し、業務の運用に影響することなく、プログラムや各種設定の変更が容易にできること。

なお、外部パラメータ化した項目の一覧を警察庁に提出すること。

(4) 文字コード

ア 本システムのデータベースの文字コードはUTF-8とする。このデータベースと連携して、事前旅客情報照合業務等用プログラムが正常に動作すること。

なお、事前旅客情報照合業務等用プログラムが利用する文字コードセット等の詳細は、警察庁が別途指定する。

イ 外部システムで使用する文字コードについては、警察庁が別途指定する。

なお、外部システムから受信したデータを本システムのデータベースに保存する場合は文字コードの変換を行うこと。

(5) 共通プログラム

可能な限り、11.9項で示される関連仕様書に規定する共通プログラムによって提供される各種機能を用いて、効率性及び保守性の高いプログラム開発を行うこと。

また、プログラムの設計については、同関連仕様書に規定されているモジュール化の手法を取り入れること。

4.3.2 テスト

テストに関する要件については、3.3.12項を参照すること。

4.3.3 導入、設定・調整

(1) 別途調達する共通基盤システムへの事前旅客情報照合業務等用プログラムの導入及び必要な設定・調整を行うこと。

(2) 共通基盤システムへの設定・調整が必要な場合は、警察庁と協議を行い、設定・調整の内容を提出すること。

(3) 警察庁が都道府県警で調達する端末装置へのプログラム等の導入を行うので、必要な支援を行うこと。

(4) 導入作業完了後5執務日以内に、導入結果報告書を提出すること。

4.4 受入れテスト支援

(1) 警察庁が実施する受入テストについて、情報提供、環境整備、運用等を支援

すること。

(2) 警察庁と協議を行い、標準ガイドラインに準じた受入テストのテスト計画書の案及び受入テスト仕様書の案を作成して、受入テストの実施10執務日前までに、警察庁に提出すること。

(3) 受入テスト完了後5執務日以内に、受入テスト支援結果報告書を提出すること。

4.5 情報システムの移行

情報システムの移行については、3.3.13項を参照すること。

4.6 引継ぎ

3.3.14項に示す引継書を作成すること。

4.7 定例会等の実施

定例会等の実施については5.4.3項のとおりとする。

4.8 情報資産管理標準シートの提出

本仕様書により調達する情報システムに係る詳細事項について、契約業者は、標準ガイドラインに基づき、情報資産管理標準シートを作成し、警察庁の承認を得たものを提出すること。

なお、作成対象の情報資産管理標準シート及び入力項目の概要は警察庁が別途指定する。

4.9 成果物

4.9.1 成果物及び納品期日

成果物及び納品期日については、別紙5のとおりとする。

4.9.2 納品方法

別紙5のとおりとし、数量は1部納品すること。

なお、納品する電磁的記録媒体の種類については、CD-RまたはDVD-Rとする。

4.9.3 納品場所

警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。

5 作業の実施体制・方法に関する事項

5.1 作業実施体制

本件の契約業者に求める作業実施体制は、表-20のとおりとする。

本体制については、設計・開発実施計画書に含めて提出し、警察庁の承認を得ること。

なお、表-20にて示す各責任者は、原則として本仕様書の範囲で兼務しないものとする。やむを得ず兼務する場合は、警察庁の承認を得ること。

表-20 作業実施体制

項番	責任者名	業務内容
1	全体統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約の全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。 ・原則として、全ての会議に出席する。

		・本業務の契約期間中は専任でこれに当たるものとする。
2	担 当 責 任 者	計画開発責任者 ・計画の進捗及び開発の調整を行い、これを管理する。
3		作業責任者 ・特定の作業において、統括し、これを管理する。

5.2 作業要員に求める資格等の要件

要件なし。

5.3 作業場所

本調達の作業場所及び作業に当たり必要となる設備等については、契約業者の責任において準備すること。また、必要に応じて警察庁職員が現地確認を実施することができるものとする。

5.4 作業の管理に関する要領

5.4.1 体制管理及び品質管理

- (1) 事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発、テスト、導入及び設定・調整の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 事前旅客情報照合業務等用プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。
- (4) 契約業者は、契約を履行する一環として契約業者が収集、整理、作成等した一切の情報が、警察庁が保護を要しないと確認するまでは、名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

警察庁が個別に承認した場合を除き、契約業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (5) 契約業者は、警察庁からの求めがあった場合に、契約業者の資本関係・役員等の情報、契約業務の実施場所に関する情報、契約業務の従事者の所属、

専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を提供すること。

5.4.2 リスク管理、課題管理及び変更管理

リスク管理簿を作成し、事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき課題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。

5.4.3 工程管理

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、標準ガイドラインに基づく次の書類を作成して警察庁に提出し、承認を得ること。

なお、定例会議は原則として月1回行うこととし、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類（(1)及び(2)）は提出すること。

- (1) EVM進捗管理表
- (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分布図
- (3) 警察庁との協議議事録

6 作業の実施に当たっての遵守事項

6.1 機密保持、資料の取扱い

6.1.1 契約業者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者（以下「作業員」という。）との間において、あらかじめ当該作業員の守秘義務に関して守秘義務契約等の必要な措置を取ること。また、契約締結後速やかに、その内容について警察庁に報告すること。

6.1.2 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知りえないよう適切に管理すること。また、その措置について警察庁に報告すること。

6.1.3 警察庁施設・機械室等への入退室、機材・電磁的記録媒体等の持ち込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については警察庁が定める所要の手続きに従うこと。

6.1.4 本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置を実施すること。

6.1.5 警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。

6.2 個人情報の取扱い

6.3項に記載の、個人情報の取り扱いに係る法令等を遵守すること。

6.3 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する

る法律（平成11年法律第128号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の関連する法令等を遵守すること。

6.4 標準ガイドラインの遵守

標準ガイドラインの内容を正しく理解し、遵守すること。

6.5 その他文書、標準への準拠

6.5.1 「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日~~平成30年7月25日~~サイバーセキュリティ戦略本部ほか）の内容を正しく理解し、準拠すること。

6.5.2 アプリケーション／コンテンツの作成規程

- (1) 提供するアプリケーション／コンテンツに不正プログラムを含めないこと。ただし、意図せずに含まれてしまう場合を除くが最大限含まれないよう調査・検証すること。
- (2) 提供するアプリケーションに脆弱性を含めないこと。ただし、意図せずに含まれてしまう場合を除くが最大限含まれないよう調査・検証すること。
- (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション／コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認ができる手段がある場合には、それをアプリケーション／コンテンツの利用者が確認可能とすること。
- (5) 提供するアプリケーション／コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション／コンテンツの提供方法を定めて開発すること。
- (6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション／コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。

6.6 規程等の説明等

なし。

6.7 情報システム監査

6.7.1 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に判断するために、警察庁が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、警察庁が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を契約業者は受け入れること。（警察庁が別途選定した事業者による監査を含む。）

6.7.2 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までには是正を図ること。

6.8 情報セキュリティ要件

6.8.1 契約業者が電子データで情報の提出を行う際は、事前に最新のパターンファイルにて不正プログラムチェックを実施し、実施結果を添付すること。また、電子メールの添付ファイルで情報の提出を行う場合には、当該ファイルを暗号

化すること。

- 6.8.2 契約業者内における作業では、スマートフォン等の許可されていない機器をネットワークやサーバ・パソコン等の機器に接続しないものとする。

7 成果物の取扱いに関する事項

7.1 知的財産権の帰属

- 7.1.1 本調達において成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の物を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

(1) 成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物

(2) 成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

- 7.1.2 7.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

- 7.1.3 成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、契約業者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続きを行うものとする。この場合、契約業者は使用許諾の内容について警察庁の承認を得るものとする。

- 7.1.4 知的財産権の取扱いに関する証明書等については、警察庁に書面により提出し、承認を得ること。

7.2 契約不適合責任

警察庁は、納入成果物について納入後4年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見した場合は、契約業者に対して当該不適合の修正を請求することができ、契約業者は、当該不適合を無償で修正するものとする。

7.3 検査

- 7.3.1 検査は、構成、機能及び性能について行う。

- 7.3.2 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。

- 7.3.3 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

8 入札参加資格に関する事項

関連する調達による入札制限はない。

9 下請負に関する事項

下請負の詳細については、契約書において定めるものとする。

なお、本件業務に関して主たる部分は下請負することはできないものとし、主たる部分は5.1項に示す全体統括責任者の業務内容とする。

10 その他特記事項

10.1 入札公告期間中の資料閲覧等

10.1.1 資料閲覧場所

警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。

10.1.2 閲覧期間及び時間

閲覧期間は入札公告期間中とし、時間は警察庁執務時間内（執務日の9時30分から18時15分までの間をいう。）とする。

10.1.3 閲覧手続、閲覧時の注意及び連絡先

本仕様書配布時に指示する。

10.1.4 事業者が閲覧できる資料一覧表

警察庁が別途指定する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち、書面により納入された資料については閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。

なお、閲覧可能な資料については、表-21のとおりとする。

表-21 閲覧可能な資料

資料番号	資料名		
閲覧資料1	本仕様書別途指定資料		
閲覧資料2	関連仕様書		
閲覧資料3	既存成果物	<u>現行システム</u>	プログラム設計書
			プログラム仕様書
			プログラムリスト
			プログラム操作説明書
			システム構築手順書
			端末操作説明書
		<u>共通基盤システム</u>	<u>利用ガイドライン</u>

10.2 その他

10.2.1 成果物が他者の権利を侵害していないこと。

10.2.2 本仕様書に係る作業及び成果物が既設システムに影響を及ぼさないよう、十分に注意して作業を行うこと。また、当該影響が発生した場合は契約業者の責任において復旧すること。その際、既設システムの契約業者との調整について

は、警察庁と協議すること。

- 10.2.3 プログラム開発及び試験に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは、契約業者において準備すること。
- 10.2.4 プログラム開発に必要なソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。
- 10.2.5 成果物の納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。
- 10.2.6 本仕様書に係る全ての作業の完了後、完了報告書を作成し、提出すること。
なお、完了報告書に係る詳細については、警察庁と協議すること。
- 10.2.7 提出書類は日本語であること。また、成果物は日本語に対応していること。
- 10.2.8 本仕様書で調達するソフトウェアに市販のソフトウェアを使用する場合、市販のソフトウェアの中立性については、あらかじめ警察庁に3.3.8項を証明する資料を提出し、警察庁が中立性に係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- 10.2.9 本仕様書で調達するソフトウェアに市販のソフトウェアを使用する場合、市販のソフトウェアの候補については、あらかじめ警察庁に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- 10.2.10 本仕様書で調達するソフトウェアについては、不正な変更(製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。以下同じ。)の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。また、契約後、納入前までに、本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認結果等の書類を提出すること。
- 10.2.11 本仕様書で調達するソフトウェアについて、不正な変更が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

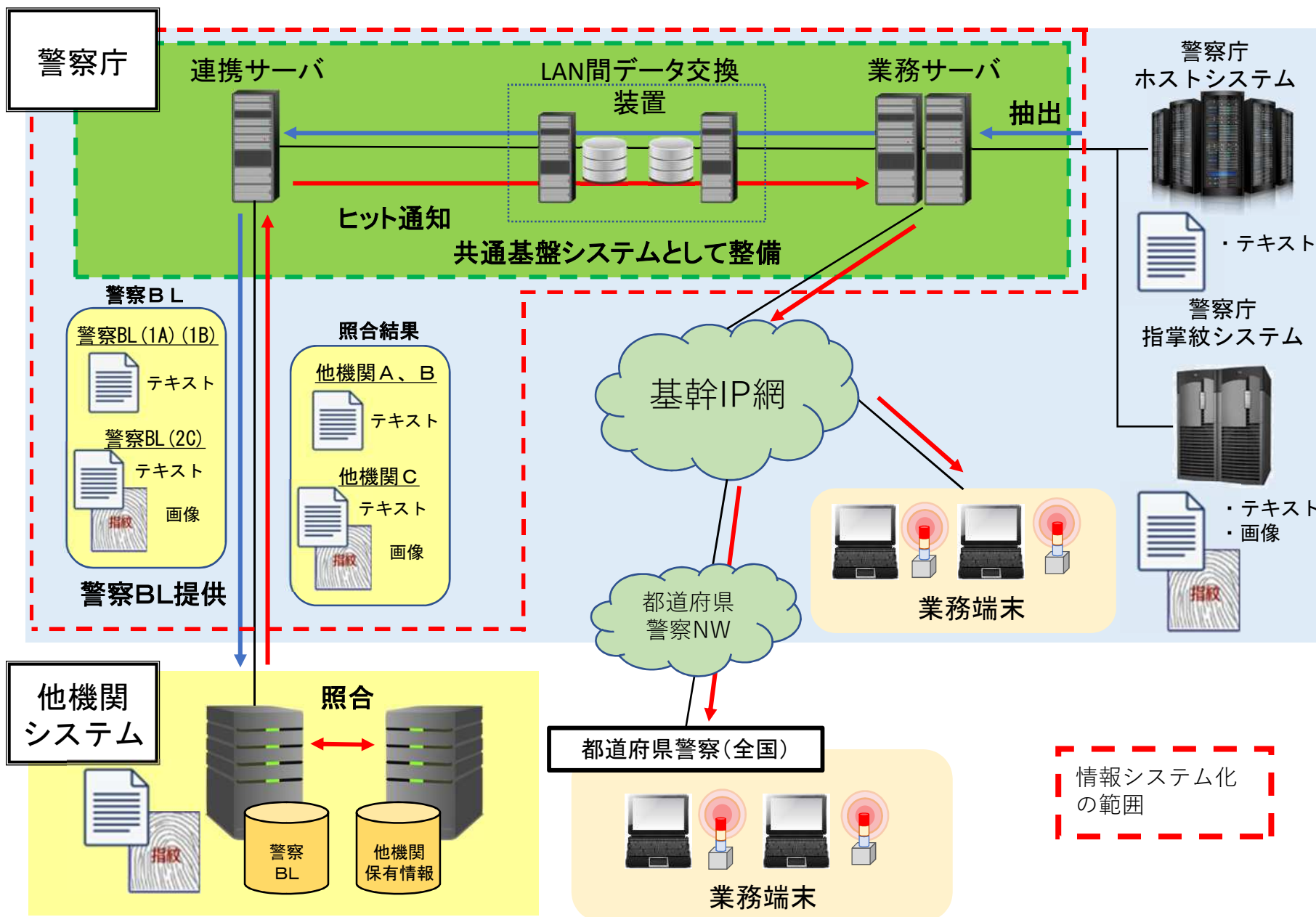
11 附属文書

関連仕様書として次の資料が閲覧可能である。

- 11.1 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア仕様書」(令和2年3月13日制定)
- 11.2 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア設置・構築仕様書」(令和2年3月13日制定)
- 11.3 警情仕形管第70号改1「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム仕様書」(平成29年2月20日制定、平成29年7月6日改正)
- 11.4 警情仕形管第92号「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム改修用品Ⅰ仕様書」(平成31年2月1日制定)
- 11.5 警情仕形管第98号「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム改修用品Ⅱ仕様書」(令和2年2月14日制定)
- 11.6 警情仕プロ管第62号改1「事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム仕様書」(平成29年2月20日制定、平成29年7月6日改正)

- 11.7 警情仕プロ管第83号「事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム改修用品Ⅰ仕様書」(平成31年2月1日制定)
- 11.8 警情仕プロ管第84号「事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム改修用品Ⅱ仕様書」(令和2年2月14日制定)
- 11.9 警察庁長官官房企画課「共通基盤システム自転車防犯登録情報照会業務試行用プログラム仕様書」(令和2年3月13日制定)

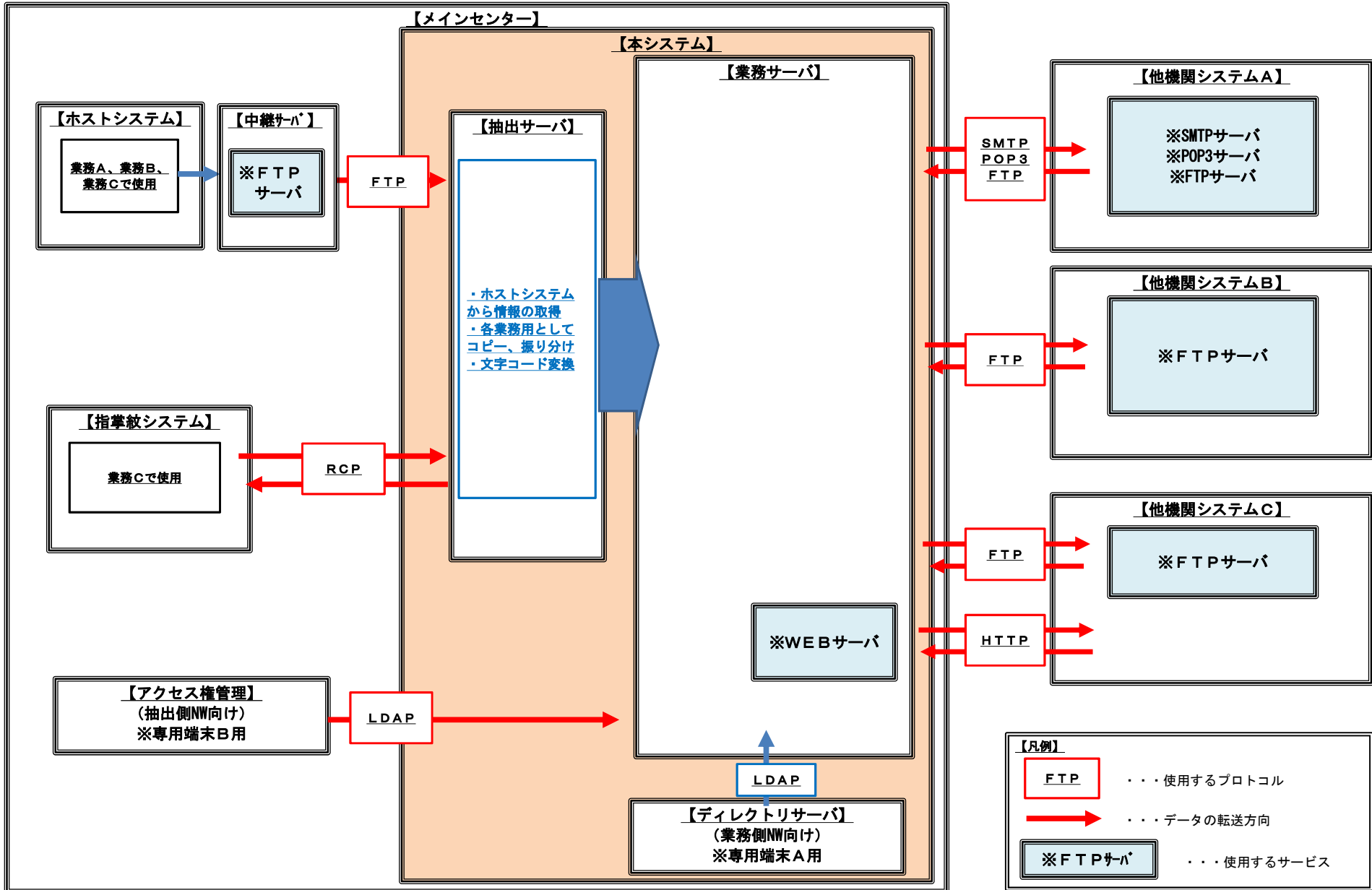
別紙1 業務・警察情報通信システムの概要



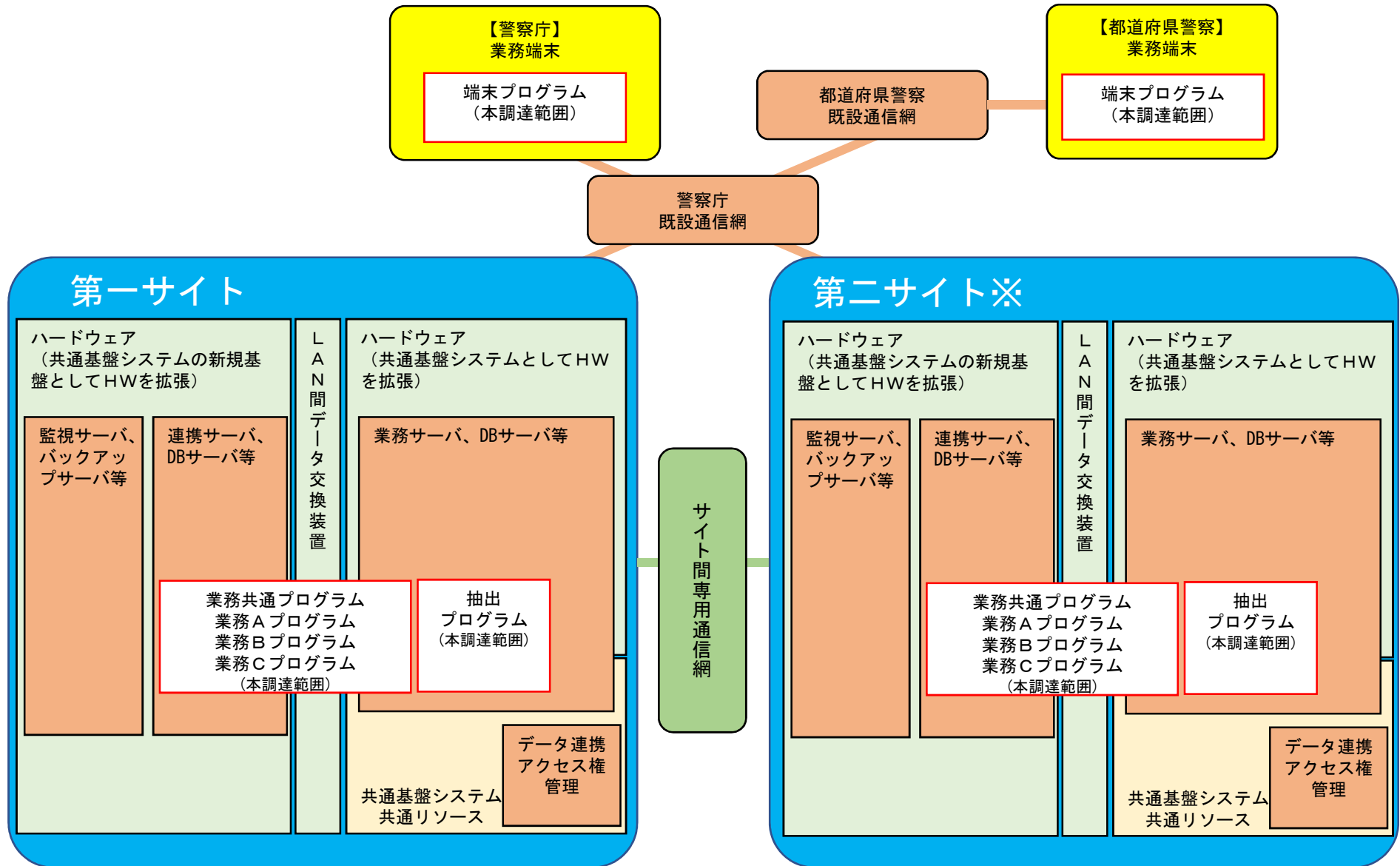
別紙2 作業スケジュール（案）

項番	年度	令和元年度												令和2年度												令和3年度												令和4年度												令和5年度												令和6年度												令和7年度											
		令和2年												令和3年												令和4年												令和5年												令和6年												令和7年																							
		令和元年												令和2年												令和3年												令和4年												令和5年												令和6年												令和7年											
1	事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計・開発・導入（本仕様書の調達範囲）																									入札官報公示	▽契約	基本設計	▽検査	詳細設計	プログラム製造	契約業者：単体・結合テスト	▽検査	警察庁環境への導入	別途指定												契約業者：総合テスト	警察庁：受入テスト・検査	▽運用開始																																				
2	事前旅客情報照合業務等プログラムの保守																									入札官報公示	▽契約																									▽保守作業計画・保守実施要領の確定	▽保守開始	保守（～令和9年2月28日）																															
3	共通基盤システムハードウェア増設用品（2021型）等賃貸借及び保守（仮）																									ハードウェア構成機器に係る提案	入札官報公示	▽契約	進捗管理	▽検査	賃貸借・保守（～令和9年2月28日）																																																						
4	共通基盤システムハードウェア増設用品（2021型）等設置構築（仮）																									入札官報公示	▽契約	進捗管理	▽履行期限	設置・構築	▽検査	行政情報管理システムハードウェア増設については、共通基盤システム上に構築し運用する。																																																					
参考1	共通基盤システムの整備に係るハードウェア等賃貸借及び保守																									▽運用開始	賃貸借・保守												※第二サイト運用開始は令和5年4月以降																																														
参考2	【現行】事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別認証業務用プログラム保守	プログラム保守												プログラム保守（延長）												運用終了																																																											
参考3	【現行】事前旅客情報システム及び外国人個人識別認証システムハードウェア等賃貸借・保守	賃貸借・保守（平成31年3月1日～）												賃貸借・保守（延長）												運用終了																																																											

■ 現行システムにおける他システムとのインターフェースについて



別紙4 想定するハードウェア環境 ～構成の概要～



※第二サイト設置ハードウェアは、第一サイトに設置し、別契約により令和5年4月以降に第二サイトに移設を行う。

別紙4 想定するハードウェア環境

ハードウェア環境のOS及びミドルウェアについては、次の条件を満たしていること。

- (1) 特定の事業者のみが入手可能な製品でないこと。
- (2) 広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用すること。
- (3) アプリケーションプログラムの動作、性能等に支障を来たさない範囲において、可能な限りオープンソースソフトウェア（OSS）製品（ソースコードが無償で公開され、改良や再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェア製品）の活用を図ること。ただし、セキュリティ上の脆弱性への予防的対応及び問題発生時の対応を可能とすること。
- (4) バージョンについては可能な限り最新のバージョンとすること。

【参考】現行システムのハードウェア環境におけるOS及びミドルウェアは、次のとおりである。

・各業務プログラムを導入しているサーバ

サーバ	OS	ミドルウェア
業務サーバ、抽出サーバ等のLinuxサーバ	Redhat Enterprise Linux	Apache HTTP Server、Oracle
その他サーバ	Windows Server	

・端末装置

端末装置	OS	Webブラウザ
専用端末A、管理端末A、試験端末A、 専用端末B、管理端末B、試験端末B	Windows 10	Internet Explorer 11

成果物一覧

No	分類	仕様書項番	成果物名	納品期日	納品方法	
1	標準 ガイド ライン	4.1.1 5.1	設計・開発実施計画書	第1回定例会議終了後30日以内	書面	
2		4.1.1	WBS		書面	
3		4.1.2	設計・開発実施要領		書面	
4		5.4.3		EVM進捗管理表	定例会議開催時	書面
5				進捗状況表		書面
6				EVM推移グラフ		書面
7				進捗状況分析図		書面
8			議事録	会議終了後、5執務日以内	書面	
9		4.8	情報資産管理標準シート	協議して決定	書面	
10	設計	4.2	プログラム設計書（基本設計）	令和4年3月31日まで	書面及び電磁的記録媒体	
11			プログラム設計書（詳細設計）	令和4年8月31日まで	書面及び電磁的記録媒体	
12	開発	4.3.1	外部パラメータ化した項目の一覧	協議して決定	書面	
13	テスト	3.3.12	テスト計画書（契約業者総合テスト）	テスト実施の5執務日前まで	書面	
14			テスト結果報告書（契約業者総合テスト）	テスト完了後5執務日以内	書面	
15		4.4	受入テストのテスト計画書の案	テスト実施の10執務日前まで	書面	
16		4.4	受入テスト仕様書の案	テスト実施の10執務日前まで	書面	
17		4.4	受入テスト支援結果報告書	テスト完了後5執務日以内	書面	
18	移行	3.3.13	移行計画書の案	移行テスト実施の10執務日前まで	書面	
19		3.3.13	移行作業及び検証作業に必要な手順書	協議して決定	書面	
20		3.3.13	移行に必要なハードウェア環境の設定・調整内容	必要に応じて協議して決定	書面	
21	引継ぎ	3.3.14	作業経緯及び残存課題を記載した引継書	検査実施の10執務日前まで	書面	
22	導入	4.3.3	共通基盤システムへの設定・調整内容	必要に応じて協議して決定	書面	
23		4.3.3	導入結果報告書	導入作業完了後5執務日以内	書面	
24	（ソフト ウェア） 納入 成果物	4.9.1	プログラム	令和5年2月28日まで 別途指定	電磁的記録媒体	
25			プログラムインストール媒体		電磁的記録媒体	
26			プログラム設計書		書面及び電磁的記録媒体	
27			プログラム仕様書		書面及び電磁的記録媒体	
28			プログラムリスト		電磁的記録媒体	
29			プログラム操作説明書		書面及び電磁的記録媒体	
30			システム構築手順書		書面及び電磁的記録媒体	
31	その他	3.3.11	ハードウェア環境の構成機器及び性能詳細の提案	協議して決定	書面	
32			稼働環境に必要なとなるソフトウェアの指定			
33			都道府県警察に設置する機器類の標準仕様			
34		5.4.1	具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類	第1回定例会議終了後30日以内	書面	
35		5.4.1	第三者機関による品質保証体制を証明する書類等	必要に応じて協議して決定	協議して決定	
36		5.4.1	不正を排除するための手順及び体制が妥当であることを証明するための書類	必要に応じて協議して決定	協議して決定	
37		6.1.1	作業員の守秘義務に関する資料	協議して決定	書面	
38		6.1.2	情報の適切な管理に関する資料	協議して決定	書面	
39		7.1.1	既存著作物の利用範囲	必要に応じて協議して決定	協議して決定	
40		7.1.3	第三者既存著作物の使用許諾の内容	必要に応じて協議して決定	協議して決定	
41		7.1.4	知的財産権の取扱いに関する証明書	協議して決定	書面	
42		10.2.10	調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認結果等	協議して決定	書面	
43		10.2.5	納入報告書	納入時	書面	
44		10.2.6	完了報告書	令和5年2月28日まで 別途指定	書面	

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託仕様書（案）

警察庁情報通信局情報管理課

令和3年●●月●●日制定

1 概要

共通基盤システムで動作する事前旅客情報照合業務等用プログラムの保守委託を行うものである。

2 場所

警察庁が契約後に別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。

3 保守期間

令和5年8月1日~~3月1日~~から令和9年2月28日までとする。

4 関連仕様書

- 4.1 警情仕プロ管第108号改1「事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書」（令和3年2月2日制定、●●月●●日改正）
- 4.2 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア仕様書」（令和2年3月13日制定）
- 4.3 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア設置・構築仕様書」（令和2年3月13日制定）
- 4.4 警察庁長官官房企画課「共通基盤システム自転車防犯登録情報照会業務試行用プログラム仕様書」（令和2年3月13日制定）

5 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、4項に示す関連仕様書の「用語の定義」によるもののほか、それぞれ次に定めるところによる。

5.1 保守対象プログラム

4.1項に示す関連仕様書により開発を行ったプログラムをいう。

5.2 外部システム

4.1項に示す関連仕様書で定める、警察庁ホストシステム、警察庁指掌紋システム及び他機関システムをいう。

6 作業内容

6.1 作業管理等

6.1.1 作業員管理

- (1) 契約業者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者（以下「作業従事者」という。）、当該作業従事者の作業を統括する者（以下「作業管理者」という。）及び作業全体の責任を負う者（以下「作業責任者」とい

う。)の作業員名簿を提出し、警察庁の承認を得ること。

なお、作業員名簿に変更がある場合は、作業員名簿を再提出し、警察庁の承認を得ること。

- (2) 契約業者は、あらかじめ作業責任者、作業管理者及び作業従事者（以下「作業員」という。）における守秘義務契約等の必要な措置を執ること。また、その措置の内容について警察庁に報告すること。
- (3) 契約業者は、本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知り得ないよう適切に管理すること。また、その管理方法について警察庁に報告すること。

6.1.2 体制管理及び品質管理

- (1) 保守対象プログラムの保守作業において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 保守対象プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。
- (4) 契約業者は、契約を履行する一環として契約業者が収集、整理、作成等した一切の情報が、警察庁が保護を要しないと確認するまでは、名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

警察庁が個別に承認した場合を除き、契約業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (5) 契約業者は、警察庁からの求めがあった場合に、契約業者の資本関係・役員等の情報、契約業務の実施場所に関する情報、契約業務の従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を提供すること。

6.1.3 作業計画

6.2項に掲げる保守を行う場合は、全体の作業スケジュールの概要を示した作業計画表を提出し、警察庁の承認を得ること。

6.1.4 作業報告

6.2項に掲げる保守を実施した場合は、実施した作業内容等を記載した

作業報告書を作成し、警察庁に提出すること。

6.1.5 月次報告

6.2項に掲げる保守の実施状況を記した月次報告書を毎月作成し、警察庁に提出すること。また、警察庁が求めた場合には、会議により当該内容を報告すること。

6.1.6 課題管理

保守において解決すべき課題について、事象発生時の対応及び管理手法を記載した課題管理表を作成し、警察庁に提出すること。

6.1.7 保守計画書及び保守実施要領

契約後、保守を開始するまでの間に警察庁と協議を行い、本仕様書に示した事項を踏まえた標準ガイドラインに基づく保守計画書及び保守実施要領の案を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、保守計画書にはサービスレベルの具体的数値を記載すること。

6.1.8 議事録作成

警察庁と協議した場合は議事録を作成し、警察庁に提出すること。

6.1.9 情報資産管理標準シート

標準ガイドラインに基づき、警察庁が別途指示する情報資産管理標準シートを作成し、警察庁に提出すること。

6.2 保守

6.2.1 障害対応

- (1) 契約業者は、24時間受付可能な障害連絡窓口を設置すること。
- (2) 契約業者は、警察庁からの障害の連絡を受け付けた場合、保守対象プログラムの障害原因を究明し、保守対象プログラムの機能を復旧させる手段を講じること。

また、障害対応日を1執務日として、原則5執務日以内に障害原因の調査結果報告書を作成して、警察庁に提出すること。

- (3) 契約業者は、障害発生に際し警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、3時間以内に技術者を派遣すること。

6.2.2 プログラム修正

- (1) 4.1項に示す関連仕様書の2.2項に記載している調達案件「共通基盤システムハードウェア増設用品（2021型）等賃貸借及び保守（仮）」及び4.2項から4.4項の関連仕様書により導入されるソフトウェア、機器のファームウェアにパッチ等の修正ファイルが発表され、警察庁から当該修正ファイルの適用について連絡を受けた場合には、保守対象プログラムにおける影響等について調査し、その結果を警察庁に報告して適用の可否を協議すること。

ただし、脆弱性対応に関するもの並びにシステムの業務運用及び維持管理に直接的な影響を及ぼすものについては、原則として修正プログラムを適用するものとする。

- (2) (1)の修正プログラムの適用に際し、保守対象プログラムの修正を行う必

要がある場合は、6.2.5項を踏まえプログラムの修正及び修正したプログラムの導入を行うこと。

6.2.3 技術的問合せ対応

契約業者は、警察庁執務日の9時30分から18時15分までの間、技術的な質問に対応する技術相談窓口を設置し、警察庁からの技術的問合せに対応すること。

なお、問合せに対する回答は、問合せ当日を1執務日として原則5執務日以内に回答すること。

6.2.4 外部システムの更改の対応

(1) 外部システムの更改に伴い、保守対象プログラムに対してIPアドレス等の設定情報の変更及びテストが必要となる場合には、警察庁と協議を行い、作業を実施すること。

(2) 作業の実施に当たっては、作業計画、作業手順書、テスト計画及びテスト手順書を提出し、警察庁の承認を得ること。

(3) 変更作業は、警察庁及び外部システムの担当者と連携して実施すること。

(4) テストは、警察庁及び外部システムの担当者と連携して実施すること。

なお、テストデータについては、警察庁と協力して作成すること。

(5) 外部システムの更改の時期については、警察庁が別途指示する。

なお、外部システムの更改は、委託期間中、システムごとに一回ずつ計画している。

(6) 外部システムの担当者との連絡、調整については、全て警察庁が窓口となり行うものとするが、警察庁が求めた場合には、外部システムの担当者との協議の席に同席し、助言等の支援を行うこと。

6.2.5 保守に係る作業における実施事項

保守に係る作業を行う場合は、契約業者は次のことを実施すること。

(1) 保守対象プログラムのプログラム修正及びプログラム修正後の保守対象プログラムの導入は、事前に契約業者の環境において、検証を行うこと。

(2) 作業手順書を作成し、事前に契約業者の環境において作業手順書の内容に問題がないことを確認し、警察庁に提出すること。

(3) 作業完了後、必要に応じバックアップを取得すること。

(4) 関連資料の改訂を行い、警察庁に提出すること。

(5) 6.2.2項及び6.2.4項の一部の作業については、夜間深夜時間帯又はハードウェアの定期点検等で保守対象プログラムの運用を停止する時に実施する。

(6) 保守作業を実施する拠点は2項に定める場所とし、それ以外の拠点における保守作業は、2項に定める拠点からリモートアクセスにより行うこと。

7 成果物

別紙のとおり、成果物を提出すること。

なお、提出書類のドキュメント類については全て日本語とし、1部提出すること。内

容等詳細については警察庁と協議すること。

8 一般的共通事項

8.1 機密保持、資料の取扱い

- 8.1.1 契約業者は、業務上知り得た情報について、適切な管理をしなければならない。
- 8.1.2 契約業者は、業務上知り得た情報について、本作業の目的以外で利用してはならない。
- 8.1.3 契約業者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 8.1.4 警察庁施設・機械室等への入退室、機材・電磁的記録媒体等の持ち込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については警察庁が定める所要の手續きに従うこと。
- 8.1.5 本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置により、復元不可能な状態にすること。
なお、返納、裁断、消去等の方法については、警察庁の指示を受けること。
- 8.1.6 警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。

8.2 遵守する法令等

8.2.1 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の関連する法令等を遵守すること。

8.2.2 その他文書、標準への準拠

次の内容を正しく理解し、準拠すること。

- (1) 標準ガイドライン
- (2) 「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」
(令和3年7月7日~~平成30年7月25日~~サイバーセキュリティ戦略本部ほか)

8.3 作業場所の管理

- (1) 作業中は、火災、盗難、その他事故が起こらないように十分注意し、常に資機材の整理を行うこと。
- (2) 作業により生じた廃材等は、契約業者が関連法令等に基づいて適正かつ速やかに処理すること。
- (3) 作業員の規律は厳重に保持すること。
- (4) その他必要な事項は、警察庁の指示に従うこと。

8. 4 作業計画等の変更

6項の作業において、作業日程、作業方法等について変更する必要がある場合は、あらかじめ警察庁の承認を得た上で実施すること。

9 成果物の取扱いに関する事項

9. 1 知的財産権の帰属

9. 1. 1 本調達において成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の物を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

(1) 成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物

(2) 成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

9. 1. 2 9. 1. 1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、保守対象プログラムを利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

9. 1. 3 成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、契約業者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続きを行うものとする。この場合、契約業者は使用許諾の内容について警察庁の承認を得るものとする。

10 再委託に関する事項

再委託の詳細については、契約書において定めるものとする。

なお、次に掲げる作業は、本契約の主たる部分であるため再委託することはできない。

- (1) 本作業全体の統括
- (2) 6項の作業責任者の責務
- (3) 7項の成果物の作成及び提出

11 引継ぎ等

11. 1 保守期間中にプログラム改修が実施される場合の措置

保守期間中に保守対象プログラムにプログラム改修が実施された場合、プログラム改修後の保守について警察庁と別途協議を行うものとする。

11. 2 システム更改等に係る引継ぎ

保守対象プログラムが動作するハードウェア環境等の更改により、新たにプロ

グラム開発又はプログラム保守を担当することになる事業者に対して作業経緯や残存課題等の引継ぎを行うため、保守対象プログラムについて必要な資料を整理し、引継書を作成し、警察庁に提出すること。また、更改等に係る移行作業において、保守対象プログラムが動作するハードウェア環境で保有するデータを出力するためのツールを作成すること。

なお、次の引継ぎ内容を含むものとし、詳細については警察庁と協議すること。

- (1) 設計・開発及び運用・保守に係る各種成果物・情報
- (2) 作業経緯
- (3) 残存課題
- (4) 引継ぎ資料一覧
- (5) 課題、リスク、申し送り事項
- (6) 案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項
- (7) 改善提案引継ぎ事項

12 その他

本仕様書の関連仕様書については、入札公告期間中に閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。

別紙 提出資料一覧

No	関連番号	提出書類	提出期限	納品方法
1	6.1.1(1)	作業員名簿	保守開始日の1ヶ月前まで	書面
2	6.1.1(2)	守秘義務契約等の内容を記した資料		
3	6.1.1(3)	本契約の履行に当たり知り得た情報を適切に管理するための措置を記した資料		
4	6.1.2(2)	具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類		
5	6.1.2(2)	第三者機関による品質保証体制を証明する書類等	必要に応じて協議して決定	
6	6.1.2(3)	不正を排除するための手順及び体制が妥当であることを証明するための書類	必要に応じて協議して決定	
7	6.1.3	作業計画表	作業日の3執務日前まで	
8	6.1.4	作業報告書	作業実施後、5執務日以内	
9	6.1.5	月次報告書	協議して決定	
10	6.1.6	課題管理表	更新の都度	
11	6.1.7	保守計画書(案)	協議して決定	
12	6.1.7	保守実施要領(案)		
13	6.1.8	議事録	協議後、5執務日以内	
14	6.1.9	情報資産管理標準シート	協議して決定	
15	6.2.1(2)	障害原因の調査結果報告書		
16	6.2.2(1)	修正ファイル適用に係る調査結果		
17	6.2.4(2)	外部システムの更改に伴う作業計画、作業手順書、テスト計画及びテスト手順書		
18	6.2.5(2)	作業手順書	作業日の3執務日前まで	
19	6.2.5(4)	関連資料の改訂版	協議して決定	
20	11.2	引継書		
21	11.2	データ出力のためのツール		

「事前旅客情報照合業務等用プログラム外」
総合評価基準書（案）

令和3年●月
警察庁

1 はじめに

本総合評価基準は、「事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書外」について提供される要求仕様の総合評価について示したものである。

2 評価項目について

(1) 必須項目

必須条件については、別冊「事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書」、「事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託仕様書」に示したもののほか、本総合評価基準の「評価基準（必須）」に示したものについては、最低限の要求要件を設定したものであり、この要求要件を全て満たしている場合は基礎点を与え、満たさない場合は不合格とする。

(2) 加点項目

本総合評価基準の「評価基準（加点）」に示したものについては、警察庁が必要度、重要度に照らし合わせて設定したものであり、この要求要件を満たした提案について加点するものとす

3 総合評価点について

評価方式：加算方式

総合評価点は評価方式に応じて以下の計算式から求めた値とする。

総合評価点＝価格点＋技術点

(1) 入札価格に対する得点配分(価格点)

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。ただし、加算方式のみに用いる。

(2) 性能等の得点配分(技術点)

基礎点及び加点の得点を合計した値とする。

ア 基礎点

本総合評価基準の「評価基準（必須）」に示したものについて、要求要件を全て満たしている場合に基礎点を付与する。

イ 加点

本総合評価基準の「評価基準（加点）」に示したものについては、入札者が本総合評価基準表により行った加点項目に係る提案に対し、加点基準に基づき加点する。

なお、「相対評価の有無」の欄に○印のある項目については、提案内容を以下の表に示す評価の基準に基づいて評価ランクを決定し、この評価ランクに応じた乗数を配点に掛け合わせた点数を付与する。

表－1 評価の基準と乗数

評価ランク	提案内容に対する評価の基準	乗数
S	提案内容が特に優れている。	100%
A	提案内容が優れている。	50%
B	標準的な提案内容である。	25%
C	内容が不十分である、又は記載がない。	0%

4 落札方式について

- (1) 入札については、予定価格の制限範囲の応札について有効とする。
- (2) 総合評価点の最も高いものを落札者とする。
- (3) 上記(2)の数値の最も高いものが2者以上ある時は、くじ引により落札者を決定する。

5 得点配分

各項目における得点配分の一覧を示す。入札価格に対する得点配分と性能等の得点配分の比率は1：1とする。（記載の数値は1：1で算出した得点である。）

表－2 得点配分

項目	入札価格に対する得点配分	性能等の得点配分		
		基礎点	加点	計
事前旅客情報照合業務等用プログラム	得点配分は別途指定			
事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託				
総計				

※ 性能等の得点は、下段の括弧内の満点に対する得点比率を、上段の満点に対する比率に換算したものとす。

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
1 調達案件の概要に関する項目					
1.1 調達件名	事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発等				
1.2 調達の背景	事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務は、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止、指名手配者の逮捕等水際における取締りの徹底を図ることを目的とする業務である。 現在運用している事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムのハードウェアが令和5年4年度に運用期限を迎えるに伴い、令和5年8月31日から共通基盤システムに統合して運用するため、令和3年度から及び令和5年度にかけてプログラム開発を行うこととしている。				
1.3 調達目的及び調達の期待する効果	本仕様書に基づき、事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発、テストを行うとともに、当該プログラムが共通基盤システムにおいて正常に動作するための導入及び設定・調整等を行う。				
1.4 用語の定義	本仕様書における用語の定義は、情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(2019年9月24日内閣サイバーセキュリティセンター)付録D「用語解説」によるもののほか、それぞれ次に定めるところによる。 1.4.1項から1.4.65項に記載。				
1.5 業務・警察情報通信システムの概要	別紙1のとおりとする。				
1.6 契約期間	契約日から令和5年2月28日までと別途指定する。				
1.7 作業スケジュール	別紙2を案とし、契約後に警察庁と協議して決定する。				
2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項					
2.1 調達範囲	本調達においては事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発、テスト、導入及び設定・調整を行う。				
2.2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	調達案件名、仕様書名、調達の方式及び実施時期は、表-1のとおりとする。 なお、関連する調達案件の仕様書については、11項の関連仕様書を参照すること。				
2.3 調達案件間の入札制限	関連する調達案件の入札制限はなし。				
3 情報システムに求める要件に関する事項					
3.1 業務要件					
3.1.1 業務実施手順	(1) 業務A 業務端末から登録及び警察庁ホストシステムから取得した警察BL(1)から警察BL(1A)を抽出して他機関システムAに提供する。他機関システムAにおいて照合を行い、その照合結果を警察庁において厳密に再度照合を行ったうえで、警察庁及び都道府県警察の関係部署に通報するものである。 (2) 業務B 業務端末から登録した警察BL(1)から警察BL(1B)を抽出して他機関システムBに提供する。他機関システムBにおいて照合を行い、その照合結果を警察庁及び都道府県警察の関係部署に通報するものである。 (3) 業務C 業務端末から登録及び警察庁ホストシステム等から取得した警察BL(2)から警察BL(2C)を抽出して他機関システムCに提供する。他機関システムCにおいて照合を行い、その照合結果を警察庁及び都道府県警察の関係部署に通報するものである。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
3.1.2 規模	業務の利用者数及び利用端末台数の想定規模は、表-2のとおりとする。また、取り扱うデータ量については3.3.3項に示す。 利用者数 約6,000人 利用端末台数 約100台				
3.1.3 時期・時間	業務が24時間365日行えること。 ただし、定期保守等に伴う計画停止は除くものとする。				
3.1.4 場所等	事前旅客情報照合業務等用プログラムを導入する共通基盤システムの設置場所は、警察庁が別途指定する警察庁庁舎2拠点(東京都23区内の拠点(第一サイト)及びそこから数百km離れた拠点(第二サイト))とする。また、業務端末の設置場所は、警察庁、警視庁、都道府県警察本部及び一部の警察署とする。				
3.1.5 管理すべき指標	指標として管理するものは情報システムのレスポンス及び稼働率とする。				
3.1.6 情報システム化の範囲	別紙1のとおりとする。				
3.1.7 業務の継続の方針等	3.3.5(1)及び3.3.9項のとおりとする。				
3.1.8 情報セキュリティ	3.3.10項のとおりとする。				
3.2 機能要件					
3.2.1 機能に関する事項	(1) サーバプログラム共通で実現すべき機能は、表-3のとおりとする。 ログ システムログ生成 サーバプログラムの運用状況、処理状況及び処理結果をシステムログとして生成すること。また、生成したシステムログを保存すること。 なお、生成するシステムログの詳細については警察庁と別途協議すること。 アクセスログ生成 サーバプログラムの機能に対する端末等からのアクセスについて、アクセス開始・終了日時、使用した端末、ユーザ所属(府県、課、係等)、氏名(ユーザを識別する符号を含む。)、各処理の内容、入力項目等のアクセスログを生成すること。また、生成したアクセスログを保存すること。 なお、アクセスログの詳細については警察庁と別途協議すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目			評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
アクセス種	アクセスログ参照	(1) アクセスログ参照権限のあるユーザは、保存したアクセスログの下記の条件を指定して、端末等から参照できること。 ア ユーザ開始・終了日時 イ ユーザ所属 ウ 使用した端末 (2) ユーザのアクセス権限に応じて、参照できるアクセスログの項目を設定できること。				
	ログ保持期間	保存した日から起算して5年間、システムログ及びアクセスログを保持すること。				
	種類	次の分類に応じてアクセス権を設定できること。 なお、アクセス権設定の詳細は、警察庁が別途指定する。 (1) ユーザグループ (2) 所属 (3) 警察BLファイル				
	範囲	アクセス権に応じて、登録、照会、表示及びファイル入出力等の機能を制御すること。 なお、制御する機能については、警察庁が別途指定する。				
入出力制御	印刷出力制御	(1) 画面に表示された各種一覧、詳細データ及び画像が印刷できること。 なお、印刷物の様式については警察庁が別途指定する。				
		(2) 印刷物の様式は容易に変更できること。				
		(3) 印刷物には、次に示すデータを付加すること。 ア 印刷年月日時分 イ 端末名 ウ 所属名 エ 利用者名				
		(4) 個人情報出力資料を印刷する場合は、次に示すデータを背景に透かしとして印刷すること。ただし、本文の読み取りに支障を来さないものとする。 ア 印刷年月日時分秒 イ 所属名 なお、詳細については警察庁が別途指定する。				
		(5) 印刷をする際、印刷イメージを生成し、端末等でダウンロードして確認できること。				
ファイル出力制御	(1) 画面に表示された一覧の詳細データを、CSV形式で出力できること。					
	(2) 出力するデータには、次に示すデータを付加すること。 ア 出力年月日時分 イ 端末名 ウ 所属名 エ 利用者名					
	(3) ファイル出力は、機能要件で示す機能ごとに設定ができること。					
電磁的記録媒体入出力制御	(1) 印刷イメージ及びCSVファイルを電磁的記録媒体に出力できること。					
	(2) 電磁的記録媒体に出力する場合、出力する電磁的記録媒体及びフォルダの指定ができること。					
	(3) 電磁的記録媒体からデータの入力ができること。					
	(4) 電磁的記録媒体から入力する場合、入力する電磁的記録媒体及びフォルダの指定ができること。					
ユーザ補助	注意喚起	(1) 警察BL(1)を警察BLDB(1)に登録する前に、業務端末に注意喚起を促すメッセージを表示すること。				
		(2) 警察BL(2)を警察BLDB(2)に登録する前に、業務端末に注意喚起を促すメッセージを表示すること。				
		(3) 他システムに照会するデータを送付する前に、業務端末に注意喚起を促すメッセージを表示すること。				
	件数カウント	登録、照会、回答及びヒット通知の一覧画面において、表示する項目の総数を表示すること。				
	ファイルダウンロード	端末プログラムの警察BL(1)登録ツール、本プログラムの取扱説明書等の、システム管理者が用意したファイルについて、業務画面に当該ファイルをダウンロードするためのリンク等を表示し、業務端末からダウンロードできること。				
試験	試験環境	(1) 運用環境と同等の機能が確認できる試験環境を構築できること。 なお、試験環境は運用環境で使用するものとは別に作成し、運用環境に影響を与えないこと。				
		(2) 本システムの単独での試験環境とは別に、他機システムと接続した試験環境を構築できること。				
		(3) 各サーバの試験環境は、端末等と接続ができること。				
		(4) 各サーバの試験環境と接続中の端末等には、試験中であることを明示すること。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定	
	試験環境設定	(1) 管理端末を用いて試験データの作成及び編集ができること。 なお、各業務で作成及び編集できる試験データは次のとおりとする。 ア 業務A 登録、即時・準即時照会、ヒット通知 イ 業務B 登録、ヒット通知 ウ 業務C 照会、ヒット通知 (2) 試験データの情報が管理端末に一覧で表示できること。 (3) 本システムの単独試験と、他機関システムとの接続試験の切替えができること。 なお、切替方法については、警察庁と協議すること。 (4) 運用環境と試験環境でコードの同期がとれること。 同期をとるコードについては警察庁が別途指定する。				
	試験機能	作成した試験データで、各プログラムの機能が確認できること。				
	業務管理	条件を指定して統計表が作成できること。 なお、統計表の詳細については、警察庁が別途指定する。				
	統計	定期抹消	保存した日から起算して1年以上経過したデータを月単位で抹消できること。			
	接続状態	表示	(1) 各サーバの運用環境への業務端末の接続状態を、管理端末に表示できること。 なお、接続状態の表示の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 各サーバの試験環境への業務端末の接続状態を、管理端末に表示できること。 なお、接続状態の表示の詳細については警察庁が別途指定する。			
		接続	(1) 運用環境への業務端末の接続を開始・停止できること。 (2) 試験環境への業務端末の接続を開始・停止できること。			
	運用連絡	通報	(1) 管理端末から、運用連絡通報の内容を入力、訂正及び削除ができること。 (2) 通報日時及び通報先を指定し、指定の日時に通報先の業務端末からその内容を閲覧できること。 (3) 管理端末から、作成した運用連絡通報を一覧表示し、過去の運用連絡通報を引用して新規作成できること。 (4) 指定の日時に、業務端末に併設する警報装置の動作を制御できること。 なお、警報装置の制御の詳細については、警察庁が別途指定する。			
	データ交換	データ交換	(1) 以下のデータベースは業務NWで保持し、データ更新においてLAN間データ交換装置を介して更新する必要がある場合は、必要となるデータ交換を行うこと。 ア 警察BLDB(1) イ 警察BLDB(2) ウ 他システム照会1DB エ 他システム照会2DB オ 他システム照会3DB カ ヒット情報DB(A) キ ヒット情報DB(B) ク ヒット情報DB(C) (2) 上記のデータベースのうち、機能要件を満たすために必要となるデータは連携NWで保持しても良いものとする。 なお、当該データは使用を終了し不要となった際には削除すること。			
	(2) 抽出プログラムで実現すべき機能は、表-4のとおりとする。					
	業務端末からの業務C登録	登録画像の読み込み	(1) 画像の読み込みができること。 なお、画像の解像度、形式等については、警察庁が別途指定する。 (2) 読み込んだ画像の切り出し処理、解像度変更及び白黒反転等の加工ができること。 なお、切り出し位置、解像度等、加工の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) 読み込んだ画像を、警察庁が別途指定する画像形式の登録画像及び業務端末で表示できる形式の画像に変換できること。 なお、業務端末に表示する形式については、警察庁と別途協議すること。 (4) 変換した画像を、業務端末に表示できること。			左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。
	新規登録	(1) 警察BLDB(2)に新規登録する警察BL(2)を業務端末から1件単位で入力できること。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定	
	修正登録	(2) (1)の入力内容について、入力検査の結果に異常が無い場合は、入力内容に基づいて指紋画像情報を取得し、入力されたデータと関連付けること、又は、上記「登録画像の読み込み」で変換した登録画像を登録データと関連付けること。 なお、指紋画像情報の取得の詳細については警察庁が別途指定する。				
		(3) 入力されたデータと、指紋画像情報又は登録画像との関連付けができた場合、警察BLDB(2)に警察BL(2)を新規登録できること。				
		(4) 警察BL(2)を警察BLDB(2)に登録する際には、1件単位に一連番号を自動で生成又は入力できること。 なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。				
		(5) 警察BL(2)の警察BLDB(2)への登録結果を業務端末に表示すること。				
		(1) 業務端末から登録した警察BL(2)の一連番号を入力し、訂正登録する警察BL(2)及び指紋画像情報又は登録画像を表示できること。				
		(2) 訂正登録するデータを業務端末から1件単位で入力できること。				
	削除登録	(3) (2)の入力内容について、入力検査の結果に異常が無い場合は、訂正内容に応じて下記のとおり処理すること。 ア 訂正した警察BL(2)と既存の登録画像を関連付ける イ 訂正内容に基づいて指紋画像情報を再度取得し、訂正した警察BL(2)と関連付ける ウ 訂正した警察BL(2)と再度上記「登録画像の読み込み」を行い変換した登録画像を関連付ける なお、指紋画像情報の取得の詳細については警察庁が別途指定する。				
		(4) 指紋画像情報又は登録画像との関連付けができた場合、警察BLDB(2)に警察BL(2)を訂正登録できること。				
		(6) 警察BL(2)の警察BLDB(2)への訂正登録結果を業務端末に表示すること。				
		(1) 業務端末から登録した警察BL(2)の一連番号を入力し削除登録する警察BL(2)を表示できること。				
		(2) (1)の画面から削除登録ができること。				
		(3) 警察BL(2)の削除登録結果を業務端末に表示すること。				
ホスト情報登録	取得	(1) 取得するホスト情報ごとに、中継サーバへの接続先を設定できること。				
		(2) 中継サーバからホスト情報を取得し、取得後、中継サーバへ当該ホスト情報の削除を指示すること。				
		(3) 取得したホスト情報は世代管理を行い、一定期間保存すること。 なお、保存期間については、日単位で設定できること。				
	文字コード変換	(1) 取得したホスト情報の文字コードを、本システムの文字コードに変換すること。 なお、変換内容の詳細については、警察庁が別途指定する。				
		(2) 文字コードを変換したホスト情報から、業務A、業務C及びホストコードのそれぞれに必要なファイルを判別し、それぞれの作業領域にコピーすること。				
	抽出(業務A)	業務Aの作業領域に保存したホスト情報から業務Aに必要な情報を抽出し、ホスト情報(1)を作成すること。 なお、必要な情報については警察庁が別途指定する。				
	抽出(業務C)	業務Cの作業領域に保存したホスト情報から業務Cに必要な情報の抽出、文字の変換(大文字及び小文字の置換、全角文字及び半角文字の置換等)を行い、ホスト情報(2)を作成すること。 なお、抽出及び変換内容の詳細については警察庁が別途指定する。				
	登録(業務C)	(1) ホスト情報(2)と警察BLDB(2)から、差分データを作成すること。				
		(2) 警察BLDB(2)にホスト情報(2)を登録すること。				
	登録結果通知	(1) 警察BLDB(2)にホスト情報(2)が正常に登録できた場合、登録の完了、差分データの件数、処理日時等をシステムログに出力すること。				
		(2) 警察BLDB(2)にホスト情報(2)が正常に登録できなかった場合、登録の失敗、処理日時等をシステムログに出力すること。				
	処理時間制限	ホスト情報(2)の登録処理が制限時間を超えた場合、システムログに出力すること。 なお、制限時間及び出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。				
指紋画像情報登録	取得	差分データを基に、警察庁指掌紋システムから指紋画像情報を取得すること。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定	
	登録	(1) 警察庁指掌紋システムから取得した指紋画像情報のうち身分事項については、本システムの文字コードに変換(大文字及び小文字の置き換え、全角文字及び半角文字の置き換え等を含む。)、警察BLDB(2)に登録すること。 なお、交換内容の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 警察庁指掌紋システムから取得した指紋画像情報の身分事項と差分データの身分事項を照合し、適合及び不適合の判定を行い、適合した差分データを警察BL(2)として警察BLDB(2)に登録すること。また、判定結果を業務端末から確認できること。 なお、適合及び不適合の判定の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) 指紋画像情報が未取得の差分データ及び不適合となった差分データについては、一定期間管理できること。 なお、管理する一定期間については、警察庁が別途指定する。				
	一連番号の生成	警察BLDB(2)に警察BL(2)を登録する際には、1件単位に一連番号を生成すること。 なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。				
	登録結果通知	(1) 警察BLDB(2)に警察BL(2)が登録できた場合、登録の完了、登録件数、処理日時等をシステムログに出力すること。 (2) 警察BLDB(2)に警察BL(2)が登録ができなかった場合、登録の失敗、処理日時等をシステムログに出力すること。				
	処理時間制限	登録処理が制限時間を超えた場合、システムログに出力すること。 なお、制限時間及び出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。				
	メンテナンス	警察庁指掌紋システム間機能の開始・停止設定	(1) 指紋画像情報の取得の開始・停止を設定できること。 (2) 警察庁指掌紋システムと業務サーバの接続状況を管理端末から確認できること。 なお、確認方法については警察庁が別途指定する。			
		警察庁ホストシステム間機能の開始・停止設定	(1) ホスト情報の取得の開始・停止を設定できること。 (2) 中継サーバと業務サーバの接続状況を管理端末から確認できること。			
		ホスト情報(2)登録結果	(1) ホスト情報(2)の登録結果を管理端末に表示できること。 (2) ホスト情報(2)の登録において異常があった場合、その内容を管理端末に表示できること。			
		警察BL(2)内容確認	(1) 警察BLDB(2)に登録されている警察BL(2)の内容一覧を、管理端末で日時又は期間を指定して表示できること。 (2) 警察BLDB(2)に登録されている警察BL(2)の内容を、管理端末で一連番号又は全てを指定して表示できること。			
		変換テーブル等メンテナンス(業務C)	(1) コード変換テーブルの更新ができること。 なお、変換テーブルは警察庁からデータを提供することとし、変換が必要なデータ、変換方法及び変換タイミング等の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 運用環境と試験環境で、コードの同期がとれること。			
		定期抹消設定	定期抹消において、警察BLファイル(2)ごとに抹消結果の通知先を設定できること。			
認証		ログイン認証 業務端末の認証について、共通基盤システムと連携して次の機能を実現すること。 (1) ユーザID及びパスワード(ログイン情報)を基に、システム利用者の認証ができること。 (2) OSへのログインを行ったユーザID及びパスワードに基づいてSSO(シングルサインオン)でログインができること。 (3) 一定回数誤ったログイン情報が入力された場合、当該アカウントをロックアウトすること。 (4) 入力されたログイン情報が誤っている場合、エラー画面を表示し、再認証を促すこと。 (5) SSL等で暗号化通信のみ接続すること。 (6) ログイン画面のURLの指定で接続し、その他のページには直接接続させないこと。 (7) SSOの場合は接続元の認証情報により、SSOができない又は認証情報が得られない場合は、ログイン情報の入力により認証を行うこと。 (8) 認証されたら、業務選択画面へ遷移すること。 (9) ユーザ情報を取得すること。 (10) エラー画面には、エラー内容(入力誤り、アカウントロック、システムエラー)を表示すること。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
	ログアウト機能	(1) 各業務用プログラムでは、ユーザ情報に応じて、各種業務メニューや機能の利用可否を制御すること。 業務端末の認証について、共通基盤システムと連携して次の機能を実現すること。 (1) セッションを終了しログアウトすること。 (2) ブラウザを閉じた場合はシステムから自動的にログアウトすること。 (3) ログアウト時、ブラウザのキャッシュをクリアすること。			
	(3) 業務共通プログラムで実現すべき機能は、表-5のとおりとする。				
	業務端末からの業務A登録	(1) 端末プログラムで作成した登録用ファイルを読み込み、当該ファイルに保存されたデータの一覧を業務端末に表示すること。 (2) (1)で表示した一覧から、警察BLDB(1)に登録するデータを選択できること。 (3) (2)で選択したデータについて、登録用ファイル作成時に指定された警察BLファイル(1)と照合すること。 (4) (3)の結果が未登録の場合、警察BLDB(1)に警察BL(1)を登録すること。 (5) 警察BL(1)を警察BLDB(1)に登録する際は、一連番号を1件ごとに自動で付与すること。 なお、付与する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。 (6) 警察BL(1)の警察BLDB(1)への登録結果を、業務端末に表示すること。 なお、登録結果及び表示の詳細については、警察庁が別途指定する。 (7) 登録結果を一定期間保存し、業務端末で確認できること。 なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
	訂正・削除登録機能	(1) 端末プログラムで作成した訂正・削除用ファイルを読み込み、当該ファイルに保存されたデータの一覧を業務端末に表示すること。 (2) (1)の一覧から、データ1件ごとに、対象となる警察BL(1)を警察BLDB(1)から取得し、その内容を表示できること。 なお、訂正データの場合は、警察BL(1)とファイルから読み込んだ内容を並べて表示すること。 (3) (2)の内容表示の画面から、(1)の一覧に隠れること。 (4) (1)の一覧から、警察BLDB(1)を訂正・削除するデータを1件ごとに選択できること。 (5) (4)で選択した警察BL(1)の訂正・削除の登録を実施し、その結果を業務端末に表示すること。 (6) 訂正・削除の登録結果を一定期間保存し、業務端末で確認できること。 なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。			
	照合用氏名の生成機能	警察BL(1)を警察BLDB(1)に登録する際、警察BLファイル(1)ごとの照合・照会条件設定に基づいた照合用氏名を生成し、警察BL(1)と共に登録すること。 なお、生成方法の詳細については警察庁が別途指定する。			
	定期抹消	(1) 警察BLDB(1)に登録してから一定期間以上経過した警察BL(1)を、日単位で警察BLDB(1)から抹消すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 定期抹消の結果を業務端末に表示できること。			
	警察BLDB(1)の更新機能	警察BL(1)は業務Aに用いるものであるが、一部の項目を追加入力することで業務Bにも用いる。 警察BL(1)を業務Bにおいて用いる場合、警察BL(1)のデータ更新処理の種類に応じて、次の処理を行うこと。 (1) 新規登録 警察BL(1)に新規フラグ及び未送信フラグをセットすること。 (2) 訂正登録 対応する警察BL(1)に変更フラグ及び未送信フラグをセットすること。 なお、業務Bで用いないようにする訂正の場合には、「(3)削除登録」と同様の処理を行うこと。 (3) 削除登録(定期抹消を含む) 対応する警察BL(1)に削除フラグ及び未送信フラグをセットすること。			
	警察BL(1)の削除	警察BL(1)のデータ更新処理の種類が「削除登録(定期抹消を含む)」の場合、これを含む警察BL(1)の情報が他機関システムBへ正常に転送された後に、警察BL(1)からデータを削除すること。			
	競合情報	照合 (1) 端末登録機能及び訂正・削除登録機能における登録時、登録する警察BL(1)を登録対象以外の警察BLファイル(1)と照合し、競合の有無を確認すること。 (2) 競合の有無、並びに競合があった場合の競合元及び競合先に関する情報を、端末登録機能及び訂正・削除登録機能の登録結果と合わせて、競合情報として登録すること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目			評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
ホスト情報登録	表示	(3)	警察BLファイルごとに、照合対象の警察BLファイル(1)及び照合通知先の所属を設定できること。			
		(1)	競合情報を業務端末で確認できること。			
		(2)	保存した日から一定期間以上経過した競合情報を、日単位で自動削除すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。			
	登録	(1)	ホスト情報(1)の文字を変換(大文字及び小文字の置換、全角文字及び半角文字の置換等)すること。 なお、変換内容の詳細については、警察庁が別途指定する。			
		(2)	ホスト情報(1)ごとに、次のいずれかの処理を行うこと。 ア 警察BLDB(1)に登録されているホスト情報(1)を削除し、新たに取得したホスト情報(1)を警察BLDB(1)に登録する。 イ 警察BLDB(1)に登録されているホスト情報との差分を抽出し、差分データを警察BLDB(1)に登録する。			
	一連番号の生成		警察BLDB(1)にホスト情報を登録するには、1件単位に一連番号を生成すること。 なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。			
	入力データ変換	(1)	氏名の入力データについて、カナ氏名から英字氏名へデータ変換ができること。			
		(2)	入力されたホストコードを、変換テーブルを用いて必要なデータに変換できること。 なお、変換テーブル及び変換方法については警察庁が別途指定する。			
	照合用氏名の生成		ホスト情報(1)を警察BLDB(1)に登録する際、警察BLファイル(1)ごとの照合・照会条件の設定に基づいた照合用氏名を生成し、ホスト情報(1)と共に警察BLDB(1)に登録すること。 なお、生成方法の詳細については警察庁が別途指定する。			
	登録結果通知	(1)	警察BLDB(1)にホスト情報(1)が登録できた場合、登録の完了をシステムログに出力すること。			
(2)		警察BLDB(1)にホスト情報(1)が登録できなかった場合、登録の失敗をシステムログに出力すること。				
処理時間制限		ホスト情報の登録処理が制限時間を越えた場合、システムログに出力すること。 なお、制限時間及び出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。				
ヒット通知	通知		ヒット情報DB(A)、ヒット情報DB(B)又はヒット情報DB(C)に新規登録があった場合、次のとおり処理すること。			
		(1)	ヒット通知が必要となったヒット情報(A)については、関連する警察BL(1)において個別に設定された通知先、又は警察BLファイル(1)通知設定の既定の通知先に設定された警報装置を制御すること。			
		(2)	ヒット通知が必要となった他機関ヒット情報(B)については、関連する警察BL(1)において個別に設定された通知先、又は警察BLファイル(1)通知設定の既定の通知先に設定された警報装置を制御すること。			
		(3)	他機関ヒット情報(C)の受信後、警察BLファイル(2)通知設定に従いヒット通知先に設定された警報装置を制御すること。			
警報装置制御	(1)	各業務のヒット通知の内容に応じ、警報装置を鳴動させること。 なお、警報装置の鳴動の詳細については、警察庁が別途指定する。				
	(2)	警報装置の鳴動を確認すること。				
	(3)	(2)の後、警報装置の鳴動が停止されたことを確認すること。				
	(4)	(2)及び(3)の確認の結果をシステムログに出力すること。 なお、出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。				
ヒット情報	表示	(1)	業務端末で各業務のヒット通知一覧及びヒット情報の詳細を表示できること。 なお、表示方法及び表示内容の詳細については、警察庁が別途指定する。			
		(2)	他機関ヒット情報(C)及び関連する警察BL(C)の画像を、業務端末で表示できる画像形式に変換すること。 なお、画像形式の詳細については、警察庁が別途指定する。			
ヒット通知の代行	設定	(1)	代行設定された代行元所属宛でのヒット通知があった場合、代行元の警報装置の代わりに代行先の警報装置の鳴動等を制御すること。			
		(2)	代行設定及び解除は、手動で設定する方法及び期間、時間及び日付を設定することにより自動で設定する方法で行えること。また、期間にあっては複数設定可能であること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目			評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
表示		(3)	管理端末から、全ての所属の代行設定期間を一括して設定できること。また、業務端末は、一括して設定した代行設定期間を変更できること。			
			代行元及び代行先の所属の利用者のログイン時、以下のとおり表示すること。			
ヒット情報DB定期抹消	ヒット情報DB(A)	(1)	代行中である旨を業務端末に表示できること。			
		(2)	代行設定を行った所属について、業務端末で確認ができること。			
	ヒット情報DB(B)	(1)	一定期間以上経過したヒット情報DB(A)に登録されたヒット情報(A)及び警察BL(1)を日単位に自動抹消すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。			
		(2)	定期抹消した結果を、業務端末に表示できること。			
警察BL(1)照会	即時照会	(1)	一定期間以上経過したヒット情報DB(B)に登録された他機関ヒット情報(B)及び警察BL(1)を日単位で自動抹消すること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。			
		(2)	定期抹消した結果を、業務端末に表示できること。			
	照会結果表示	(1)	警察BLDB(1)に照会する条件を、業務端末から1件単位で入力できること。 なお、入力する条件は一連番号等とし、詳細については警察庁が別途指定する。			
	(2)	入力した条件に対して入力検査を行い、入力検査の結果が正常であった場合、警察BLDB(1)に対して照会ができること。				
	(1)	照会した結果を業務端末に表示できること。 なお、照会結果が一定件数を超える場合は、一定件数で表示を取りやめても良いものとする。一定件数については、警察庁と別途協議すること。				
	(2)	照会した結果をファイルに出力できること。 なお、このファイルは端末プログラムで読み込めるものとする。ファイル形式及びデータレイアウト等の詳細については、警察庁と別途協議すること。				
	照会条件設定		警察BLファイル(1)ごとに照会・照会条件を設定し、照会できること。 なお、照会・照会条件については警察庁が別途指定する。			
ヒット情報(A)照会	即時照会	(1)	ヒット情報DB(A)に照会する条件を、業務端末から1件単位で入力できること。 なお、入力する条件は一連番号等とし、詳細については警察庁が別途指定する。			
		(2)	入力検査の結果が正常であった場合、ヒット情報DB(A)に対して照会ができること。			
		(3)	照会した結果を業務端末に表示すること。			
他機関ヒット情報(B)照会	即時照会	(1)	ヒット情報DB(B)に照会する条件を、業務端末から1件単位で入力できること。なお、入力する条件は一連番号等とし、詳細については警察庁が別途指定する。			
		(2)	入力検査の結果が正常であった場合、ヒット情報DB(B)に対して照会ができること。			
		(3)	照会した結果を業務端末に表示すること。			
警察BL(1)照会、ヒット情報(A)照会及び他機関ヒット情報(B)照会共通	日本語、中国語及び韓国語変換	(1)	日本語から中国語(簡体字、繁体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。			
		(2)	中国語(簡体字)から日本語、中国語(繁体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。			
		(3)	中国語(繁体字)から日本語、中国語(簡体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。			
		(4)	日本語から韓国語(ハングル文字)及び韓国語(ローマ字)への変換ができること。			
		(5)	韓国語(ハングル文字)から日本語及び韓国語(ローマ字)への変換ができること。			
		(6)	変換テーブルについては、警察庁が保有する変換テーブルをデータで提供するので、これをもとに作成すること。			
管理番号照会	即時照会		警察BL(1B)に付与された管理番号から、これに関連する警察BL(1)に付与された一連番号が照会できること。			
他システム照会1	照会情報の入力	(1)	他システムに照会するデータを、業務端末から1件単位で入力できること。 なお、入力データの詳細については、警察庁が別途指定する。			
	一覧の表示	(1)	入力検査の結果が正常であった場合、他システムに送信するデータを他システム照会1DBに保存すること。			
		(1)	一定期間に実施した照会の一覧を業務端末に表示できること。 なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。			
		(2)	照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目			評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
他システム照会2	回答内容の表示	(3) 回答を受信している場合は、回答の詳細が確認できる画面へ遷移できること。 回答内容を業務端末に表示できること。				
	データ取り込み	(1) 照会画像の読み込みができること。 なお、画像の解像度、形式等については、警察庁が別途指定する。 (2) 読み込んだ照会画像の切り出し処理等ができること。 なお、切り出し位置、寸法等については、警察庁が別途指定する。 (3) 読み込んだ照会画像を、警察庁が別途指定する画像形式及び業務端末で表示できる画像形式に変換できること。 なお、業務端末に表示する画像形式については、警察庁と別途協議すること。 (4) 変換した照会画像を、業務端末に表示すること。				
	照会情報の入力	(1) 他システムに照会するデータを業務端末から1件単位で入力できること。また、PDF形式の文書ファイルの入力ができること。 なお、入力データの詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 入力検査の結果が正常であった場合、他システムに対して送信するデータを他システム照会2DBに保存すること。 なお、照会1及び照会2それぞれで送信するデータは下記のとおりとする。 ア 照会1 照会画像及び照会に必要なデータ イ 照会2 照会画像、照会に必要なデータ及び文書ファイル				
	一覧の表示	(1) 一定期間に実施した照会の一覧を業務端末に表示できること。 なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。 (3) 照会の一覧画面から、各照会の照会内容の確認ができる画面に遷移できること。				
	照会内容の表示	(1) 照会内容を業務端末に表示できること。 (2) 回答を受信している場合は、回答の詳細の確認ができる画面に遷移できること。				
	回答内容の表示	回答内容を業務端末に表示できること。 なお、回答内容に含まれる画像の画像形式については警察庁が別途指定する。				
	回答の印刷	照会2の場合は回答内容の印刷ができること。 なお、印刷内容の詳細については警察庁が別途指定する。				
	引用	過去の照会内容を引用して新たな照会ができること。 なお、引用の詳細については警察庁が別途指定する。				
	照会情報の入力	(1) 他システムに照会するデータを業務端末から1件単位で入力できること。また、PDF形式の文書ファイルの入力ができること。 なお、入力データの詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 照会するデータについて入力検査を行うこと。 (3) 入力検査の結果が正常であった場合は、入力データ等を表示した確認画面に遷移できること。 (4) 入力検査の結果が異常であった場合は、入力データを修正できる画面に遷移できること。 (5) 確認画面から入力データを修正できる画面に遷移できること。 (6) 他システムに対して送信するデータを他システム照会3DBに保存すること。				
	一覧の表示	(1) 一定期間に実施した照会の一覧を業務端末に表示できること。 なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。 (3) 照会の一覧画面から、各照会の照会内容及び回答内容の確認ができる画面に遷移できること。				
	照会内容の表示	照会内容を業務端末に表示できること。				
	回答内容の表示	回答内容を業務端末に表示できること。 なお、回答内容に含まれる画像の画像形式については警察庁が別途指定する。				
他システム照会3	照会情報の入力	(1) 他システムに照会するデータを業務端末から1件単位で入力できること。また、PDF形式の文書ファイルの入力ができること。 なお、入力データの詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 照会するデータについて入力検査を行うこと。 (3) 入力検査の結果が正常であった場合は、入力データ等を表示した確認画面に遷移できること。 (4) 入力検査の結果が異常であった場合は、入力データを修正できる画面に遷移できること。 (5) 確認画面から入力データを修正できる画面に遷移できること。 (6) 他システムに対して送信するデータを他システム照会3DBに保存すること。				
一覧の表示	(1) 一定期間に実施した照会の一覧を業務端末に表示できること。 なお、一定期間の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 照会の一覧画面に回答の受信状況を表示すること。 (3) 照会の一覧画面から、各照会の照会内容及び回答内容の確認ができる画面に遷移できること。					
照会内容の表示	照会内容を業務端末に表示できること。					
回答内容の表示	回答内容を業務端末に表示できること。 なお、回答内容に含まれる画像の画像形式については警察庁が別途指定する。					

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定	
	回答の印刷	(1) 回答が受信済みの場合に、照会内容の表示の画面から、回答データに含まれる文書ファイルの印刷ができること。 (2) 印刷時には業務画面の印刷ボタンを押下することで、直接印刷ダイアログを表示するなど、利用者に文書ファイルの存在を意識させないユーザビリティに配慮した仕組みとすること。 なお、詳細については警察庁と協議すること。				
他システム照会2及び他システム照会3	照会数の確認	他システム照会2及び他システム照会3において、ログインしている利用者の所風の前月及び当月確認時点の照会件数を業務端末に表示できること。				
メンテナンス	件数制限設定	(1) 業務共通プログラムにおける、各照会の結果として表示するデータの件数及び業務端末からの一括登録可能な件数、並びにサーバプログラム共通のアクセスログ参照で表示するデータの件数の制限ができること。				
		(2) 件数制限を超えた場合、端末等にメッセージ表示ができること。				
		(3) 件数制限を変更できること。				
	処理時間設定	(1) ホスト情報登録に要する処理時間の制限ができること。				
		(2) 制限時間を超えた場合、処理を中断し、業務端末にメッセージ表示ができること。				
		(3) 制限時間を変更できること。				
	受信要求間隔設定機能	(1) 業務Aプログラム、業務Bプログラム及び業務Cプログラムにおける受信要求間隔及び一定間隔を設定できること。 (2) (1)の間隔を変更できること。				
	定期抹消設定	定期抹消において、警察BLファイル(1)ごとに抹消結果の通知先を設定できること。				
	競合情報設定	競合情報の照合において、照合対象の警察BLファイル(1)及び通知先を設定できること。				
	他機関システムAへの警察BL(1)転送設定	(1) 警察BLファイル(1)ごとに、転送の設定ができること。 なお、設定内容の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 転送結果の確認ができること。 (3) 警察BLファイル(1)ごとに、登録、更新及び削除を選択し、警察BL(1A)が転送できること。				
他機関システムA間機能の開始・停止設定	(1) 他機関システムA間の機能である警察BL(1A)転送及び他機関ヒット情報(A)受信の開始・停止を設定できること。 (2) 他機関システムAと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。 なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。					
他機関システムB間機能の開始・停止設定機能	(1) 他機関システムB間の機能である警察BL(1B)転送及び他機関ヒット情報(B)のファイル取得の開始・停止を設定できること。 (2) 他機関システムBと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。 なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。					
他機関システムC間機能の開始・停止設定	(1) 他機関システムC間の機能である警察BL(2)転送の開始・停止を設定できること。 (2) 他機関システムCと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。 なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。					
他システム照会機能の開始・停止設定	(1) 他システム間の機能である、他システム照会機能の開始・停止を照会ごとに設定できること。 (2) 他システムと連携サーバの接続状況を管理端末から確認できること。 なお、接続状況の確認方法については警察庁が別途指定する。					

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
ユーザー情報	変換テーブル等メンテナンス(業務A)	(1) 抽出プログラムが作成したホスト情報(1)、業務端末から入力した警察BL(1)について、変換テーブルを用いて、氏名変換及びコード変換等の必要なデータ変換ができること。 なお、変換テーブルは警察庁からデータを提供することし、変換が必要なデータ、変換方法及び変換タイミング等の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) データ変換テーブルの更新ができること。 (3) コードの登録・削除を行った場合、コードの表示・非表示等の挙動及び内部処理について、警察庁と別途協議すること。			
	変換テーブル等メンテナンス(業務C)	(1) コード変換テーブルの更新ができること。 なお、変換テーブルは警察庁からデータを提供することし、変換が必要なデータ、変換方法及び変換タイミング等の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 運用環境と試験環境で、コードの同期がとれること。			
	履歴機能	国及び所属の統合の履歴を保存するコード変換テーブルを作成し、過去のコードを指定する処理の際に自動で変換すること。 なお、詳細については警察庁が別途指定する。			
	警察BLファイル(1)通知設定	警察BLファイル(1)ごとのヒット通知先の所属及び通知内容の既定値を設定、変更できること。当該既定値は、ホスト情報から登録された警察BL(1)及び既定値を使用する設定を行った業務端末から登録された警察BL(1)に係るヒット通知の際に、参照されるものとする。 なお、設定内容の詳細については、警察庁が別途指定する。			
	照合・照会条件の設定	照合・照会条件の設定及び変更が警察BLファイル(1)ごとに行うことができること。 なお、照合・照会条件の詳細については、警察庁が別途指定する。			
	ホスト情報(1)登録結果	(1) ホスト情報(1)の登録結果を管理端末に表示できること。 (2) ホスト情報(1)の登録において異常があった場合、その詳細を管理端末に表示できること。			
	他システム照会内容確認	(1) 他システム照会2及び他システム照会3の照会データの一覧を、管理端末で日時又は期間を指定して表示できること。 (2) 照会データの一覧から、内容の詳細を確認できる画面に遷移できること。			
	警察BLファイル(2)通知設定	警察BLファイル(2)ごとのヒット通知先の所属を設定、変更できること。 なお、設定内容の詳細については警察庁が別途指定する。			
	認証	連携NWに接続した管理端末の認証について、以下の機能を有すること。 (1) 管理端末に接続した生体認証装置による生体情報の取得及び送信等を制御できること。 (2) ユーザの認証情報を、管理端末から受信できること。 (3) 受信したユーザの認証情報から、ユーザの照会ができること。 (4) 認証が認められた場合、対応するユーザ情報を連携NWに設置されたディレクトリサーバ等から取得できること。 (5) 取得したユーザ情報から、業務画面にログインできること。 (6) 取得したユーザ情報から、アクセス権の制御を行うこと。 (7) 認証が認められなかった場合、再度認証を行い、一定回数認証が認められなかった場合には、当該ユーザからの認証要求について、解除するまで受け付けないこと。 なお、受け付けなくなるまでの認証の回数については、警察庁が別途指定する。			
	(4) 業務Aプログラムで実現すべき機能は、表一6のとおりとする。				
	警察BL(1)の他機関システムAへの転送	(1) 警察BLDB(1)から警察BL(1A)を自動抽出すること。 なお、自動抽出方法、抽出時期、抽出ファイル、抽出項目等の自動抽出の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) (1)の警察BL(1A)について、警察BLDB(1)とは別に保存すること。 (3) (1)の警察BL(1A)は、一意となる一連番号を生成すること。 なお、生成する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。 (4) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で抽出ができること。 (5) 管理端末から手動抽出/自動抽出/抽出停止の切替えの操作ができること。 (6) 管理端末から抽出する警察BLファイル(1)の選択ができること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
		(7) 管理端末から抽出する警察BLファイル(1)ごとに、抽出する項目の情報が選択できること。 なお、抽出する項目については、警察庁が別途指定する。			
		(8) 抽出結果を、管理端末で確認できること。 なお、抽出結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。			
		(9) 他機関システムAへの転送済みの警察BL(1A)について、警察BLDB(1)からの再抽出を、管理端末から実施できること。			
	検査	警察BLDB(1)から警察BL(1A)を抽出する際には、抽出する項目を検査すること。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。			
	転送用データへの変換	検査が完了した警察BL(1A)は、他機関システムAに転送する転送用データに変換すること。 なお、転送用データの詳細については、警察庁が別途指定する。			
	転送	(1) 変換した転送用データは、1件ごと又は複数件を一括して他機関システムAに自動転送すること。			
		(2) 他機関システムAと転送結果の送達確認ができること。 なお、送達確認の詳細については、警察庁が別途指定する。			
		(3) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で転送を実行できること。			
		(4) 管理端末から手動転送/自動転送/転送停止の切替えの操作ができること。			
		(5) 転送結果を、管理端末で確認できること。 なお、転送結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。			
(6) 管理端末から転送に関する履歴を管理できること。					
定期抹消	警察BLDB(1)から警察BL(1)の定期抹消を行う場合、関連する警察BL(1A)の削除を他機関システムAに依頼するデータを作成し、送信すること。 なお、作成するデータの詳細については、警察庁が別途指定する。				
表示	(1) 転送用データの転送処理過程、転送結果を、管理端末で確認できること。 なお、転送処理過程及び転送結果の詳細については、警察庁が別途指定する。				
	(2) 定期抹消の結果を管理端末に表示できること。				
	(3) 転送に関する履歴を管理端末に表示できること。				
他システム照会1	送信	他システム照会1DBに保存されている未送信の照会について、他システムに対して照会に必要なデータを送信できること。			
	再送	他システムに対して照会に必要なデータを送信してから受信要求間隔として設定した時間までに回答データを受信できない場合、照会に必要なデータを自動で再送すること。 なお、他システムの詳細については、警察庁が別途指定する。			
	受信	(1) 他システムに対して、一定間隔で受信要求を行い、回答データを受信できること。なお、受信要求の間隔については、警察庁が別途指定する。 (2) 他システムから受信した回答データの各項目について、検査すること。 なお、他システムの詳細及び検査の内容の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) ②の検査で異常がない回答データは他システム照会1DBに登録すること。 (4) 一定期間以上経過して回答がない場合、照会データを削除できること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。			
照合	受信	他機関システムAに対して一定間隔で確認を行い、他機関ヒット情報(A)を自動取得できること。 なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できることとし、自動取得の詳細については、警察庁が別途指定する。			
	検査	(1) 取得した他機関ヒット情報(A)について、検査すること。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。			
		(2) ①の検査の結果、取得した他機関ヒット情報(A)に異常がある場合、取得した他機関ヒット情報(A)を破棄すると共に、システムログに出力すること。 なお、出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。			
照合条件による照合	(1) 検査の結果が正常であった他機関ヒット情報(A)については、ヒット情報DB(A)内の同一データの有無を確認すること。 (2) ①の確認の結果、同一データが存在する場合は他機関ヒット情報(A)を破棄して処理を終了すること。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
		(3) (1)において同一データが存在しない場合は、照合・照会条件の設定に従い、他機関ヒット情報(A)と警察BLDB(1)を照合すること。 なお、照合・照会条件については警察庁が別途指定する。			
		(4) (3)の照合の結果から、ヒット通知の必要性の有無を判定すること。 なお、判定の条件については、警察庁が別途指定する。			
		(5) (4)の判定の結果を、他機関システムAに照合理由依頼通知として通知すること。 なお、通知の詳細については、警察庁が別途指定する。			
ヒット情報(A)	登録	照合条件による照合において、ヒット通知が必要であると判定した場合は、ヒット情報(A)及び関連する警察BL(1)をヒット情報DB(A)へ登録すること。			
ヒット通知	照合結果等表示	他機関ヒット情報(A)の受信結果及び照合結果について、システムログに出力すること。 なお、出力内容の詳細については、警察庁が別途指定する。			
(5) 業務Bプログラムで実現すべき機能は、表一フのとおりとする。					
警察BL(1)の抽出及び他機関システムBへの転送	抽出機能	(1) 毎時1回、警察BLDB(1)で未送信フラグがセットされた全てのデータについて、他機関システムBと共通で使用する管理番号を付与し、警察BL(1B)を自動で作成すること。 なお、警察BL(1B)のレコードレイアウト等の詳細及び他機関システムBと共通で使用する管理番号の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) (1)の処理において、警察BL(1)のデータに異名が登録されている場合は、異名単位で警察BL(1B)のレコードを作成すること。この際、他機関システムBと共通で使用する管理番号を作成したレコードごとに付与すること。 (3) 警察BL(1B)のレコード上限 (1)(2)の処理において1度に抽出するレコード数は1,000件までとする。 (4) (1)の処理について、管理端末から自動抽出の停止・再開ができること。 (5) (4)で自動抽出を停止した場合、(1)の処理を手動で管理端末から起動できること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
	他機関システムBへの転送機能	抽出機能で抽出した警察BL(1B)は、次のとおり他機関システムBへの転送し、送達状況を確認すること。 (1) 警察BL(1)の転送 抽出機能により警察BL(1B)を抽出後、ファイルを暗号化してFTPにより他機関システムBのサーバへ自動で転送すること。なお、ファイルの暗号化及び他機関システムBのサーバに関する詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 送達状況の確認 (1)の後、一定間隔で他機関システムBのサーバへ受信回答ファイルの存在を確認し、存在した場合は当該ファイルをFTPで取得すること。 なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。 また、受信回答ファイルの内容により送達状況を確認し、次の処理を行うこと。 ア 正常終了の場合 警察BLDB(1)の該当するレコードの未送信フラグを送信済みに更新すること。 イ 異常終了の場合 抽出機能(1)から再処理すること。 (3) 送達状況の履歴表示 管理端末において、他機関への送達状況を履歴で確認できること。 なお、確認可能な期間は過去1年間とし、ファイルごとの送達の状況、ファイルに含まれる警察BL(1B)及び処理内容等が確認できること。表示画面の詳細は、警察庁が別途指定する。 (4) 転送機能の停止 管理端末から自動転送の停止・再開ができること。 なお、転送停止が選択された場合は、抽出機能における自動抽出も連動して停止すること。			
	定期抹消	警察BLDB(1)から警察BL(1)の定期抹消を行う場合、関連する警察BL(1B)の削除を他機関システムBに依頼するデータを作成し、送信すること。 なお、作成するデータの詳細については、警察庁が別途指定する。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目			評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
他機関 ヒット情報(B) の取得	取得	他機関システムBのFTPサーバに対し、一定間隔で他機関ヒット情報(B)のファイルの存在を確認し、存在した場合は当該ファイルをFTPで取得すること。 なお、他機関ヒット情報(B)のファイルの詳細は、警察庁が別途指定する。また、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。				
	検査	(1) 取得したファイルに記録された他機関ヒット情報(B)について、ヒット情報DB(B)内に同一情報が有るか重複検査を行うこと。				
		(2) 重複検査の結果、重複が無い場合は新規の提供情報として、関連する警察BL(1)とともにヒット情報DB(B)へ保存し、重複がある場合は、他機関ヒット情報(B)を破棄し、ヒット情報DB(B)に保存しない。				
	ヒット通知	取得結果等表示機能	他機関ヒット情報(B)の受信結果について、システムログに出力すること。			
警察BL(1B)の 全件突合	ファイル取得機能	年1回指定の時刻に他機関システムBのFTPサーバに全件突合用のファイルが置かれるので、他機関システムBのFTPサーバに対し、回答ファイルの存在を確認し、存在した場合は当該ファイルをFTPで取得すること。 なお、本機能は手動で実行できること。				
	突合機能	(1) 他機関システムBから取得した回答ファイルと警察BLDB(1)を突合し、管理端末において、突合結果の表示、印刷及び修正データの作成ができること。 (2) (1)で作成した修正データを他機関システムBへの転送機能により転送できること。				
(6) 業務Cプログラムで実現すべき機能は、表-8のとおりとする。						
警察BL(2)の 転送	抽出	(1) 警察BLDB(2)から警察BL(2C)を自動抽出すること。 なお、自動抽出方法、抽出時期、抽出ファイル、抽出項目等については、警察庁が別途指定する。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
		(2) 自動抽出した警察BL(2C)について、警察BLDB(2)とは別に保存できること。				
		(3) 抽出した警察BL(2C)に全体で一意的な一連番号を生成し付与すること。 なお、付与する一連番号の体系については警察庁が別途指定する。				
		(4) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で抽出ができること。				
		(5) 管理端末から抽出する警察BLファイル(2)の選択ができること。				
		(6) 抽出結果の確認ができること。 なお、抽出結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。				
	検査	警察BLDB(2)から警察BL(2C)を抽出する際には、抽出する項目について、必須項目及び任意項目の検査、項目の属性等を確認すること。				
	転送用データへの変換	検査が完了した警察BL(2C)は、他機関システムCに転送するデータに変換すること。 なお、転送用データの詳細については、警察庁が別途指定する。				
	転送	(1) 変換した転送用データは、他機関システムCに自動転送すること。				
		(2) 他機関システムCに対して一定間隔で確認を行い、転送結果を受信すること。 なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。				
(3) 任意の時刻に管理端末を用いて手動で転送を実行できること。						
(4) 管理端末から手動転送/自動転送/転送停止の切替えの操作ができること。						
(5) 転送結果を、管理端末で確認ができること。 なお、転送結果の確認方法については、警察庁が別途指定する。						
(6) 管理端末から転送に関する履歴が管理できること。						
表示	(1) 転送処理過程、転送結果等については、転送日時、件数等の内容を管理端末に表示できること。また、警察BL(2)の転送処理が正常に終了しなかった場合、前記のほか、異常であった旨をシステムログに出力すること。 なお、転送日時、件数等の詳細については、警察庁が別途指定する。					
	(2) 転送に関する履歴が管理端末に表示できること。					

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目			評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
他システム照会2	照会の送信	他システム照会2DBに保存されている未送信の照会について、他システムに対して照会に必要なデータが送信できること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
	回答の受信	(1) 他システムからの回答データを受信し他システム照会2DBに登録すること。 なお、回答データの詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 回答データは一定期間保存できること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) 回答データを受信した際に、照会を行った利用者の所属にひも付く警報装置を制御すること。				
他システム照会3	照会の送信	他システム照会3DBに保存されている未送信の照会について、他システムに対して文書ファイル及び照会に必要なデータが送信できること。				
	回答の取得	(1) 他システムからの回答データの有無を一定間隔で自動で確認し、回答データが有る場合は取得し他システム照会3DBに登録すること。 なお、回答データ及び一定間隔の詳細については、警察庁が別途指定する。 (2) 回答データは一定期間保存できること。 なお、一定期間の詳細については、警察庁が別途指定する。 (3) 回答データを受信した際に、照会を行った利用者の所属にひも付く警報装置を制御すること。				
	ヒット受信	(1) 他機関システムCから、ヒット通知にかかる情報を自動受信できること。 なお、受信する情報の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) 受信した情報の内容から、警察BLDB(2)を検索すること。 (3) (2)の検索の結果を、他機関システムCに通知すること。 なお、通知の詳細については、警察庁が別途指定する。 (4) (3)の通知の後に送信される他機関ヒット情報(C)を、自動受信できること。 なお、他機関ヒット情報(C)の詳細については警察庁が別途指定する。 (5) 他機関ヒット情報(C)の受信状況をシステムログに出力すること。 (6) 他機関ヒット情報(C)及び関連する警察BL(2)をヒット情報DB(C)に保存すること。				
(7) 端末プログラムで実現すべき機能は、表-9のとおりとする。						
警察BL (1)登録ツール	端末登録用ファイルの作成	(1) 表形式(エクセル形式)のインタフェースにより、項目ごとに警察BL(1)の入力ができること。 (2) 警察BLファイル(1)の種別ごとに入力ができること。 なお、警察BLファイル(1)の種別については、警察庁が別途指定する。 (3) エクセル形式及びCSV形式のファイルを読み込み、(1)のインタフェースにより、警察BL(1)の表示、編集ができること。 (4) 入力検査を行い、検査結果を表示すること。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。 (5) (4)の入力検査が正常であった場合、入力した警察BL(1)を業務共通プログラムが取り扱う登録用ファイルに変換すること。 なお、変換方法については警察庁と協議して決定すること。 (6) 警察BL(1)を、一つの登録用ファイルに一括して変換できること。 なお、変換できる警察BL(1)は少なくとも1,000件とし、変換方法については警察庁と協議して決定すること。				
	訂正・削除用ファイルの作成	(1) 警察BLファイル(1)の種別ごとに入力ができること。 なお、警察BLファイル(1)の種別については、警察庁が別途指定する。 (2) 表形式(エクセル形式)のインタフェースにより、項目ごとに警察BL(1)の入力ができること。 (3) エクセル形式及びCSV形式のファイルを読み込み、項目ごとに警察BL(1)の表示、編集ができること。 (4) 警察BL(1)照会で出力した照会結果ファイルを読み込み、その内容の表示、編集ができること。 (5) 訂正の場合、項目ごとに訂正ができること。 (6) 削除の場合、一連番号を指定して削除できること。 (7) 入力検査を行い、検査結果を表示すること。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指定する。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
	<p>(8) (7)の入力検査が正常であった場合、訂正及び削除した警察BL(1)を業務共通プログラムが取り扱う訂正削除用ファイルに変換すること。 なお、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</p> <p>(9) 警察BL(1)を、一つの訂正削除用ファイルに一括して変換できること。 なお、変換できる警察BL(1)は少なくとも1,000件とし、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</p> <p>警察BL(1)のヒット通知の通知先について、1件単位及び複数件を一括で反映できること。 なお、ヒット通知先の情報については警察庁が別途指定する。</p> <p>コード更新 業務共通プログラムから出力したファイルを取り込むことにより、国名等のコードを更新できること。 なお、更新を行うコードの種類については、警察庁が別途指定する。</p> <p>日本語、中国語及び韓国語変換 (1) 日本語から中国語(簡体字、繁体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。 (2) 中国語(簡体字)から日本語、中国語(繁体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。 (3) 中国語(繁体字)から日本語、中国語(簡体字)、ピンイン及び統一読みへの変換ができること。 (4) 日本語から韓国語(ハングル文字)及び韓国語(ローマ字)への変換ができること。 (5) 韓国語(ハングル文字)から日本語及び韓国語(ローマ字)への変換ができること。 (6) 変換テーブルについては、警察庁が保有する変換テーブルをデータで提供するのを、これをもとに作成すること。 (7) 当該機能の一部又は全部を、業務端末以外の機器に持たせる場合には、実現方法について警察庁と協議の上、他のプログラムと相互に影響を与えないこと</p>				
3.2.2	画面に関する事項	画面遷移図及び画面イメージについては警察庁が別途指定する。			
3.2.3	帳票に関する事項	作成する帳票の詳細については警察庁が別途指定する。 なお、現行システムの帳票数は表-11のとおりである。			
3.2.4	ファイルに関する事項	ファイルに関する事項については警察庁が別途指定する。			
3.2.5	情報・データに関する事項	情報・データに関する事項については警察庁が別途指定する。			
3.2.6	外部インタフェースに関する事項	本システムの外部インタフェースは次のとおりである。 なお、現行システムにおける外部インタフェースの概要を別紙3に示す。 (1) 他機関システムAとのインタフェース ア 警察BL(1A)の転送については、FTP/SMT/POP3とする。 イ 本システム、他機関システムA間の通知等については、SMTP/POP3とする。 (2) 他機関システムBとのインタフェース ア 警察BL(1B)の転送については、FTPとする。 イ 本システム、他機関システムB間の通知等の取得については、FTPとする。 (3) 他機関システムCとのインタフェース ア 警察BL(2C)の転送については、FTP/HTTPとする。 イ 本システム、他機関システムC間の通知等については、HTTPとする。 (4) 警察庁指掌数システム間の転送については、FTPとする。 (5) 警察庁ホストシステム間のファイルの取得については、FTPとする。			
3.3	非機能要件				
3.3.1	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項については、次の要件を満たすこと。 (1) 利用者のアクセス権により利用可能な機能を制限できること。 (2) ログイン中の利用者情報について、所属名及び利用者名を画面に表示すること。 (3) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。 (4) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボード又はキーボードのみで行えること。 (5) 入力項目ごとに指定する桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。 なお、指定桁数については、警察庁が別途指定する。 (6) データの誤入力为了避免のため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。 (7) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。 (8) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。 (9) 一覧表示の箇所では、項目名をクリックすることにより、その項目を基準に昇順又は降順に並び替えができること。 (10) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。 (11) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること ア 使用できるボタン及び使用できないボタン イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目 ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目	評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
3.3.2 システム方式に関する事項	(12) 登録、修正、削除等の処理が正常に完了しなかった場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。 (13) 業務ごとに起動・停止ができること。 Web方式とし、Internet Explorer11及びMicrosoft Edgeに対応すること。 なお、端末プログラムの要件については端末等に導入するプログラムにより実現しても良いこととし、サーバプログラムの要件を実現するに当たり、やむを得ず端末等にプログラムを導入する必要がある場合は警察庁の承認を得ること。			
3.3.3 規模に関する事項	規模に関する事項については、次の要件を満たすこと。 (1) 業務Aのデータ量を表-12に示す。 (2) 業務Bのデータ量を表-13に示す。 ※ 業務Bは運用開始直後のため、見込み件数を記載 (3) 業務Cのデータ量を表-14に示す。 (4) 他システムへの照会のデータ量を表-15に示す。 (5) アクセス数(予測値)を表-16に示す。 なお、現行システムでは全体のアクセス数のうち約9割が、7時から19時の間に行われ、この間に特徴的なピーク時刻は存在しない。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
3.3.4 性能に関する事項	1日あたりの平均利用者数 160人/日 サーバプログラムの性能は、表-17のとおりとし、評価に必要な情報を業務サーバ又は連携サーバに保存すること。 なお、レスポンスに定める時間は本システム以外のシステムにおける処理時間を含まないものとし、評価方法については、警察庁と協議の上、決定すること。			
3.3.5 信頼性に関する事項	信頼性に関する事項については、次の要件を満たすこと。 (1) 可用性 ア 事前旅客情報照合業務等用プログラムは、業務サーバ及び連携サーバの切替えが発生した場合においても、業務の継続運用が可能であること。 イ 業務に対する稼働率は表-18を満たすこと。 なお、業務に対する稼働率とは、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起した場合は、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止等契約業者の責によらない停止は考慮しないものとする。 (2) 完全性 取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。 (3) 機密性 既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
3.3.6 拡張性に関する事項	ソースコードの変更なしに、パラメータファイルによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の手法により、業務の拡張性を確保したプログラム設計を行うこと。			
3.3.7 上位互換性に関する事項	(1) 警察庁及び都道府県警察において整備する業務端末のOS、Webブラウザ等の実行環境のバージョンアップに備え、特定のバージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。 (2) 契約期間中の事前旅客情報照合業務等用プログラムの動作環境に係るバージョンアップは、影響範囲を調査し、その対応方針を警察庁と協議すること。 ただし、運用期間中における要件については、2.2項に示す調達案件「事前旅客情報照合業務等用プログラムに係る保守」による契約において別途定め実施するものとする。			
3.3.8 中立性に関する事項	(1) システムを構成するハードウェア、ソフトウェアなどは原則として特定の事業者のみが入手可能な製品でないものを採用し、一般的に広く流通した標準的なインタフェースを利用して接続又はデータの出入力が可能であること。 (2) システム更改の際に、移行の妨げ、特定の装置又は情報システムに依存する事を防止するため、原則として情報システム内のデータを標準的な形式で取り出すことができるものとする。 (3) 特定の事業者に依存する事なく、他社による保守、追加開発が可能なシステム構成であること。			
3.3.9 継続性に関する事項	(1) 本システムに警察庁が求める継続性に係る目標値については次のとおりである。 ア 大規模災害時 (ア) 目標復旧時間は大規模災害発生時から3日以内とする。 (イ) 目標復旧レベルはすべての業務とする。 イ 不正プログラム感染等の外的要因による情報システムの予期せぬ停止発生時 (ア) 目標復旧時間は情報システムの予期せぬ停止発生時から1日以内とする。 (イ) 目標復旧レベルはすべての業務とする。 (2) 継続性に関する対策 ア 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。 イ 対象ごとにバックアップの取得方法、保存先、取得時期等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。 ウ バックアップの取得は自動化し、成否について運用担当者へ通知する機能を備えること。 なお、自動化されたバックアップ処理についても運用担当者により手動でバックアップの取得が可能であること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

		根拠資料番号	備考	判定
3.3.10 情報セキュリティに関する事項	(1) 取り扱う情報は、利用者ごとに許可されたそれぞれの権限に応じて制限されること。 なお、本システムにおける利用者のアクセス権限の詳細については警察庁が別途指定する。 (2) ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん及び消去の防止ができること。 (3) WebブラウザからURLを指定してプログラムを呼び出しても業務を行えないこと。 (4) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。 (5) ウィンドウ切替時等にクリップボードをクリアすること。 (6) ログイン中の各画面において、コピー機能及びマウスの右クリックを禁止すること。 (7) ハードコピー機能を禁止すること。 (8) (6)、(7)のほか、業務で使用する操作以外の機能を禁止すること。			
3.3.11 警察情報通信システム稼働環境に関する事項	(1) 2. 2項の関連する調達案件により調達するハードウェア環境の概要は別紙4のとおりとするので、具体的な機器構成や機器性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で文書にて提案を行うこと。 なお、提案の期日については、1. 7項「作業スケジュール」に基づき警察庁と協議を行うものとする。 (2) 本プログラムの稼働環境に必要なソフトウェアについては、2. 2項の関連する調達案件の契約業者が準備し、導入及び設定調整を行うので、ソフトウェアの指定と必要な支援を行うこと。 なお、当該ソフトウェアについては、3.3.8項に示す中立性に関する要件を満たすこと。 (3) ソフトウェア（OSSを含む）は、警察庁の承認を得ること。 (4) 都道府県警察に設置する業務端末及び周辺機器、プリンタ、スキャナ並びに警報装置は、各都道府県警察において調達する。対象機器類の標準仕様を策定し、警察庁の承認を得ること。 なお、機能を実現する上でやむを得ない場合は、一部の製品を指定することも可とする。			
3.3.12 テストに関する事項	テストに関する事項については、次の要件を満たすこと。 (1) 本テストにより、3.2項の機能要件を満たすことを確認すること。 (2) 標準ガイドラインに準じ、契約業者が警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、テストの実施5執務日前までに提出して、警察庁の承認を得ること。 (3) テスト計画書に基づき契約業者総合テストを実施し、テスト完了後5執務日以内に、テスト結果報告書を作成すること。 (4) 受入れテストについて、警察庁と協議の上、受入れテストの実施を支援すること。 (5) 受入れテスト中に事前旅客情報照合業務等用プログラムに不具合が発生した場合、次の作業を実施し、結果を報告すること。 ア 原因調査 イ 不具合の修正及び修正済の事前旅客情報照合業務等用プログラムのインストール ウ 実運用環境における動作試験 (6) テストの日程については、1.7項の作業スケジュールに基づき警察庁と協議すること。 (7) テスト実施方法については表-19のとおりとする。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
3.3.13 移行に関する事項	(1) 情報システムの移行の日程、方法、環境、ツール等を記載した移行計画書の案を作成して移行テストの実施10執務日前までに提出し、警察庁の承認を得ること。 なお、移行作業及び移行後の検証作業は、警察庁が実施する。 (2) 移行作業及び検証作業に必要なツール及び手順書を作成し、警察庁に提出すること。また、警察庁が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。 (3) 別途調達するハードウェア環境の設定・調整が必要な場合は、警察庁と協議を行い、設定・調整の内容を記載した資料を作成し、警察庁の承認を得ること。			
3.3.14 引継ぎに関する事項	作業経緯及び残存課題を記載した引継書を作成すること。 なお、当該引継書は検査実施の10執務日前までに提出し、警察庁の承認を得ること。			
3.3.15 教育に関する事項	要件なし。			
3.3.16 運用に関する事項	事前旅客情報照合業務等用プログラムの運用は、警察庁が行う。			
3.3.17 保守に関する事項	事前旅客情報照合業務等用プログラムの保守は2. 2項に示す関連仕様書で行う。		左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。	
4 作業の実施内容に関する事項				
4. 1 設計・開発実施計画書の作成				
4.1.1 設計・開発実施計画書の作成	契約後、警察庁と協議を行い、協議から30日以内に標準ガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
4.1.2 設計・開発実施要領の作成	契約後、警察庁と協議を行い、協議から30日以内に標準ガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。			
4. 2 設計	警察庁と協議の上、プログラム設計書を作成し、警察庁の承認を得ること。 なお、設計書には以下の内容を含めることとする。 (1) サーバプログラムの各機能を実装するサーバ (2) 連携NWにおいて保持するデータ			
4. 3 開発・テスト				
4.3.1 開発	次の事項に留意し、プログラムの開発を行うこと。 (1) 開発言語 原則として、Javaを用いて開発を行うこと。ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Javaに対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
	(2) 開発基準 警察庁が別途指定するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約、ユーザインタフェース設計開発標準などに準拠して開発を行うこと。ただし、これらの基準等を遵守する事が合理的でないことを警察庁に対して説明し、警察庁が許可した場合にはその限りではない。				
	(3) 外部パラメータ 各種コードを含むプログラムの設定値は外部パラメータ化し、業務の運用に影響することなく、プログラムや各種設定の変更が容易にできること。 なお、外部パラメータ化した項目の一覧を警察庁に提出すること。				
	(4) 文字コード ア 本システムのデータベースの文字コードはUTF-8とする。このデータベースと連携して、事前旅客情報照合業務等用プログラムが正常に動作すること。 なお、事前旅客情報照合業務等用プログラムが利用する文字コードセット等の詳細は、警察庁が別途指定する。 イ 外部システムで使用する文字コードについては、警察庁が別途指定する。 なお、外部システムから受信したデータを本システムのデータベースに保存する場合は文字コードの変換を行うこと。				
	(5) 共通プログラム 可能な限り、11.9項で示される関連仕様書に規定する共通プログラムによって提供される各種機能を用いて、効率性及び保守性の高いプログラム開発を行うこと。 また、プログラムの設計については、関連仕様書に規定されているモジュール化の手法を取り入れること。				
4.3.2 テスト	テストに関する要件については、3.3.12項を参照すること。				
4.3.3 導入、設定・調整	(1) 別途調達する共通基盤システムへの事前旅客情報照合業務等用プログラムの導入及び必要な設定・調整を行うこと。 (2) 共通基盤システムへの設定・調整が必要な場合は、警察庁と協議を行い、設定・調整の内容を提出すること。 (3) 警察庁が都道府県警で調達する端末装置へのプログラム等の導入を行うので、必要な支援を行うこと。 (4) 導入作業完了後5執務日以内に、導入結果報告書を提出すること。				
4.4 受入れテスト支援	(1) 警察庁が実施する受入テストについて、情報提供、環境整備、運用等を支援すること。 (2) 警察庁と協議を行い、標準ガイドラインに準じた受入テストのテスト計画書の案及び受入テスト仕様書の案を作成して、受入テストの実施10執務日前までに、警察庁に提出すること。 (3) 受入テスト完了後5執務日以内に、受入テスト支援結果報告書を提出すること。				
4.5 情報システムの移行	情報システムの移行については、3.3.13項を参照すること。				
4.6 引継ぎ	3.3.14項に示す引継書を作成すること。				
4.7 定例会等の実施	定例会等の実施については5.4.3項のとおりとする。				
4.8 情報資産管理標準シートの提出	本仕様書により調達する情報システムに係る詳細事項について、契約業者は、標準ガイドラインに基づき、情報資産管理標準シートを作成し、警察庁の承認を得たものを提出すること。 なお、作成対象の情報資産管理標準シート及び入力項目の概要は警察庁が別途指定する。				
4.9 成果物					
4.9.1 成果物及び納品期日	成果物及び納品期日については、別紙5のとおりとする。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
4.9.2 納品方法	別紙5のとおりとし、数量は1部納品すること。 なお、納品する電磁的記録媒体の種類については、CD-RまたはDVD-Rとする。				
4.9.3 納品場所	警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。				
5 作業の実施体制・方法に関する事項					
5.1 作業実施体制	本件の契約業者に求める作業実施体制は、表-20のとおりとする。 本体制については、設計・開発実施計画書に含めて提出し、警察庁の承認を得ること。 なお、表-20にて示す各責任者は、原則として本仕様書の範囲で兼務しないものとする。やむを得ず兼務する場合は、警察庁の承認を得ること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
5.2 作業要員に求める資格等の要件	要件なし。				
5.3 作業場所	本調達の作業場所及び作業に当たり必要となる設備等については、契約業者の責任において準備すること。また、必要に応じて警察庁職員が現地確認を実施することができるものとする	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
5.4 作業の管理に関する要領					
5.4.1 体制管理及び品質管理	(1) 事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計、開発、テスト、導入及び設定・調整の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。 (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。 (3) 事前旅客情報照合業務等用プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目	評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
	<p>(4) 契約業者は、契約を履行する一環として契約業者が収集、整理、作成等した一切の情報が、警察庁が保護を要しないと確認するまでは、名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。 警察庁が個別に承認した場合を除き、契約業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス・サー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。</p> <p>(5) 契約業者は、警察庁からの求めがあった場合に、契約業者の資本関係・役員等の情報、契約業務の実施場所に関する情報、契約業務の従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を提供すること。</p>			
5.4.2 リスク管理、課題管理及び変更管理	リスク管理簿を作成し、事前旅客情報照合業務等用プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき課題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。			
5.4.3 工程管理	<p>設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、標準ガイドラインに基づく次の書類を作成して警察庁に提出し、承認を得ること。 なお、定例会議は原則として月1回行うこととし、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類(1)及び(2)は提出すること。</p> <p>(1) EVM進捗管理表 (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分布図 (3) 警察庁との協議議事録</p>			
6 作業の実施に当たっての遵守事項				
6.1 機密保持、資料の取扱い				
6.1.1	契約業者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者(以下「作業員」という。)との間において、あらかじめ当該作業員の守秘義務に関して守秘義務契約等の必要な措置を取ること。また、契約締結後速やかに、その内容について警察庁に報告すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
6.1.2	本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知りえないよう適切に管理すること。また、その措置について警察庁に報告すること。			
6.1.3	警察庁施設・機械室等への入退室、機材・電磁的記録媒体等の持ち込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については警察庁が定める所要の手続きに従うこと。			
6.1.4	本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返却、裁断、消去等の必要な措置を実施すること。			
6.1.5	警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。 6.3項に記載の、個人情報の取り扱いに係る法令等を遵守すること。			
6.2 個人情報の取扱い				
6.3 法令等の遵守	本業務の遂行に当たっては、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等の関連する法令等を遵守すること。			
6.4 標準ガイドラインの遵守	標準ガイドラインの内容を正しく理解し、遵守すること。			
6.5 その他文書、標準への準拠				
6.5.1	「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部ほか)の内容を正しく理解し、準拠すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
6.5.2 アプリケーション/コンテンツの作成規程	<p>(1) 提供するアプリケーション/コンテンツに不正プログラムを含めないこと。ただし、意図せず含まれてしまう場合を除くが最大限含まれないよう調査・検証すること。</p> <p>(2) 提供するアプリケーションに脆弱性を含めないこと。ただし、意図せず含まれてしまう場合を除くが最大限含まれないよう調査・検証すること。</p> <p>(3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。</p> <p>(4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション/コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認ができる手段がある場合には、それをアプリケーション/コンテンツの利用者が確認可能とすること。</p> <p>(5) 提供するアプリケーション/コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション/コンテンツの提供方法を定めて開発すること。</p> <p>(6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション/コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。</p>			
6.6 規程等の説明等	なし。			
6.7 情報システム監査				
6.7.1	本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に判断するために、警察庁が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、警察庁が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を契約業者は受け入れること。(警察庁が別途選定した事業者による監査を含む。)	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。		
6.7.2	情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。			
6.8 情報セキュリティ要件				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム

必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
6.8.1	契約業者が電子データで情報の提出を行う際は、事前に最新のパターンファイルにて不正プログラムチェックを実施し、実施結果を添付すること。また、電子メールの添付ファイルで情報の提出を行う場合には、当該ファイルを暗号化すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
6.8.2	契約業者内における作業では、スマートフォン等の許可されていない機器をネットワークやサーバ・パソコン等の機器に接続しないものとする。				
7 成果物の取扱いに関する事項					
7.1 知的財産権の帰属					
7.1.1	本調達において成果物に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び所有権は、次の物を除き警察庁が契約業者を受領書を受付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、成果物に係る著作人格権(著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。)を行使しないものとする。 (1) 成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物(契約業者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。)(以下「契約業者の既存著作物」という。))が含まれる場合、その契約業者の既存著作物 (2) 成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下「第三者の既存著作物」という。))が含まれる場合、その第三者の既存著作物	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
7.1.2	7.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。				
7.1.3	成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、契約業者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続きを行うものとする。この場合、契約業者は使用許諾の内容について警察庁の承認を得るものとする。				
7.1.4	知的財産権の取扱いに関する証明書等については、警察庁に書面により提出し、承認を得ること。				
7.2 契約不適合責任	警察庁は、納入成果物について納入後4年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見した場合は、契約業者に対して当該不適合の修正を請求することができ、契約業者は、当該不適合を無償で修正するものとする。				
7.3 検査					
7.3.1	検査は、構成、機能及び性能について行う。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
7.3.2	検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。 なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。				
7.3.3	検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。				
8 入札参加資格に関する事項					
9 下請負に関する事項					
下請負の詳細については、契約書において定めるものとする。 なお、本件業務に関して主たる部分は下請負することはできないものとし、主たる部分は5.1項に示す全体統括責任者の業務内容とする		左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
10 その他特記事項					
10.1 入札公告期間中の資料閲覧等					
10.1.1 資料閲覧場所 警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。					
10.1.2 閲覧期間及び時間 閲覧期間は入札公告期間中とし、時間は警察庁執務時間内(執務日の9時30分から18時15分までの間をいう。)とする。					
10.1.3 閲覧手続、閲覧時の注意及び連絡先 本仕様書配布時に指示する。					
10.1.4 事業者が閲覧できる資料一覧表 警察庁が別途指定する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち、書面により納入された資料については閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。 なお、閲覧可能な資料については、表-22のとおりとする。					
10.2 その他					
10.2.1	成果物が他者の権利を侵害していないこと。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。			
10.2.2	本仕様書に係る作業及び成果物が既存システムに影響を及ぼさないよう、十分に注意して作業を行うこと。また、当該影響が発生した場合は契約業者の責任において復旧すること。その際、既存システムの契約業者との調整については、警察庁と協議すること。				
10.2.3	プログラム開発及び試験に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは、契約業者において準備すること。				
10.2.4	プログラム開発に必要なソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。				
10.2.5	成果物の納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。				
10.2.6	本仕様書に係る全ての作業の完了後、完了報告書を作成し、提出すること。 なお、完了報告書に係る詳細については、警察庁と協議すること。				
10.2.7	提出書類は日本語であること。また、成果物は日本語に対応していること。				
10.2.8	本仕様書で調達するソフトウェアに市販のソフトウェアを使用する場合、市販のソフトウェアの中立性については、あらかじめ警察庁に3.3.8項を証明する資料を提出し、警察庁が中立性に係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。				
10.2.9	本仕様書で調達するソフトウェアに市販のソフトウェアを使用する場合、市販のソフトウェアの候補については、あらかじめ警察庁に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。				
10.2.10	本仕様書で調達するソフトウェアについては、不正な変更(製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことという。以下同じ。)の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。また、契約後、納入前までに、本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認結果等の書類を提出すること。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
10.2.11	本仕様書で調達するソフトウェアについて、不正な変更が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講ずること。				
11 附属文書	関連仕様書として次の資料が閲覧可能である。				
11.1	警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア仕様書」(令和2年3月13日制定)				
11.2	警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア設置・構築仕様書」(令和2年3月13日制定)				
11.3	警情仕形管第70号改1「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム仕様書」(平成29年2月20日制定、平成29年7月6日改正)				
11.4	警情仕形管第92号「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム改修用品 I 仕様書」(平成31年2月1日制定)				
11.5	警情仕形管第98号「事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム改修用品 II 仕様書」(令和2年2月14日制定)				
11.6	警情仕プロ管第62号改1「事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム仕様書」(平成29年2月20日制定、平成29年7月6日改正)				
11.7	警情仕プロ管第83号「事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム改修用品 I 仕様書」(平成31年2月1日制定)				
11.8	警情仕プロ管第84号「事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム改修用品 II 仕様書」(令和2年2月14日制定)				
11.9	「共通基盤システム自転車防犯登録情報照合業務試用プログラム仕様書」(令和2年3月13日制定)				
最高点	基礎点	1,000	総合得点	基礎点	
	加点	1,934		加点	
	合計点	2,934		合計点	

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務専用プログラム
 加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
1 調達案件の概要に関する項目									
1.1 調達件名									
1.2 調達背景									
1.3 調達目的及び調達の期待する効果									
1.4 用語の定義									
1.5 業務・警報情報通信システムの概要									
1.6 契約期間									
1.7 作業スケジュール									
2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項									
2.1 調達範囲									
2.2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期									
2.3 調達案件間の入札制限									
3 情報システムに求める要件に関する事項									
3.1 業務要件									
3.1.1 業務実施手順									
3.1.2 規模									
3.1.3 時期・時間									
3.1.4 場所等									
3.1.5 管理すべき指標									
3.1.6 情報システム化の範囲									
3.1.7 業務の継続の方針等									
3.1.8 情報セキュリティ									
3.2 機能要件									
3.2.1 機能に関する事項	(1) サーバプログラム共通で実現すべき機能は、表-3のとおりとする。								
	ログ システムログ生成								
	アクセスログ生成								
	アクセスログ参照								
	ログ保存期間								
	アクセス権 種類								
	範囲								
	入出力制御 印刷出力制御								
	ファイル出力制御								
	電磁的記録媒体入出力制御								
	ユーザ補助 主要喚起								
	件数カウント								
	ファイルダウンロード								
	試験 試験環境								
	試験環境設定								
	試験機能								
	業務管理統計 作成								
	定期抹消								
	接続状態 表示								
	接続								
	運用連絡通報 通報通知								
	データ交換 データ交換								
	(2) 抽出サーバプログラムで実現すべき機能は、表-4のとおりとする。								
	業務端末からの業務登録 登録画像の読み込み								
	新規登録								
	訂正登録								
	削除登録								
	定期抹消								
	ホスト情報登録 取得								
	文字コード変換								
	抽出(業務A)								
	抽出(業務C)								
	登録(業務C)								
	登録結果通知								
	処理時間制限								
	指紋画像情報登録 取得								
	登録								
	一連番号の生成								
	登録結果通知								
	処理時間制限								
	メンテナンス 警報発生時システム機能の開始・停止設定								
	警報発生時システム機能の開始・停止設定								
	ホスト情報(2)登録結果								
	警報BL(2)内容確認								
	複数テーブル等メンテナンス(業務C)								
	定期抹消設定								

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務専用プログラム
加点点目

評価項目		評価基準(必須)	評価基準(加点点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
認証	ログイン認証									
	ログアウト機能									
(3) 業務共通プログラムで実現すべき機能は、表-5のとおりとする。										
業務端末からの業務A登録	端末登録機能									
	訂正・削除登録機能									
	照合用氏名の生成機能									
	定期抹消									
	警察BLDB(1)の更新機能									
	警察BL(1)の削除									
疑合情報	照合									
	表示									
ホスト情報登録	登録									
	一連番号の生成									
	入力データ変換									
	照合用氏名の生成									
	登録結果通知									
	処理時間制限									
ヒット通知	通知									
	警報装置制御									
ヒット情報	表示									
	設定									
ヒット通知の代行	表示									
ヒット情報DB定期抹消	ヒット情報DB(A)									
	ヒット情報DB(B)									
警察BL(1)照会	即時照会									
	照会結果表示									
	照会条件設定									
ヒット情報(A)照会	即時照会									
他機関ヒット情報(B)照会	即時照会									
警察BL(1)照会、ヒット情報(A)照会及び他機関ヒット情報(B)照会共通	日本語、中国語及び韓国語変換									
管理番号照会	即時照会									
他システム照会1	照会情報の入力									
	一覧の表示									
	照会内容の表示									
他システム照会2	データ取り込み									
	照会情報の入力									
	一覧の表示									
	照会内容の表示									
	照会内容の表示									
他システム照会3	照会情報の入力									
	一覧の表示									
	照会内容の表示									
	照会内容の表示									
	照会内容の表示									
他システム照会2及び他システム照会3	照会数の確認									

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務専用プログラム
加点点目

評価項目		評価基準(必須)	評価基準(加点点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数	
メンテナンス	件数制限設定										
	処理時間設定										
	受信要求間隔設定機能										
	定期抹消設定										
	照合情報設定										
	他機関システムAへの警報BL(1)転送設定										
	他機関システムA間機能の開始・停止設定										
	他機関システムB間機能の開始・停止設定機能										
	他機関システムC間機能の開始・停止設定										
	他システム照会機能の開始・停止設定										
	交換テーブル等メンテナンス(業務A)										
	交換テーブル等メンテナンス(業務C)										
	履歴機能										
	警報BLファイル(1)通知致										
	照合・照会条件の設定										
	ホスト情報(1)登録結果										
	警報BL(2)内容確認										
	他システム照会内容確認										
	警報BLファイル(2)通知設定										
	ユーザ情報	認証									
	(4) 業務Aプログラムで実現すべき機能は、表-6のとおりとする。										
警報BL(1)の他機関システムAへの転送	抽出										
	検査										
	転送用データへの変換										
	転送										
	定期抹消										
	表示										
	他システム照会1	送信									
		再送									
		受信									
	照合	受信									
検査											
	照合条件による照合										
ヒット情報(A)	登録										
ヒット通知	照合結果等表示										
	(5) 業務Bプログラムで実現すべき機能は、表-7のとおりとする。										
警報BL(1)の抽出及び他機関システムBへの転送	抽出機能										
	他機関システムBへの転送機能										
	定期抹消										
	取得										
他機関ヒット情報の取得	検査										
	取得結果等表示機能										
警報BL(1B)の全件突合	ファイル取得機能										
	突合機能										
	(6) 業務Cプログラムで実現すべき機能は、表-8のとおりとする。										
警報BL(2)の転送	抽出										
	検査										
	転送用データへの変換										
	転送										
	表示										
他システム照会2	照会の送信										
	回答の受信										
他システム照会3	照会の送信										
	回答の取得										
ヒット受信	ヒットの受信										

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務専用プログラム
加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
(7) 編集プログラムで実現すべき機能は、表-9のとおりとする。									
監視BL (1)登録ツール	(1) 表形式(エクセル形式)のインタフェースにより、項目ごとに監視BL (1)の入力ができること。 (2) 監視BLファイル(1)の種類ごとに入力ができること。なお、監視BLファイル(1)の種類については、監視庁が別途指定する。 (3) エクセル形式及びCSV形式のファイルを読み込み、(1)のインタフェースにより、監視BL(1)の表示、編集ができること。 (4) 入力検査を行い、検査結果を表示すること。なお、検査の詳細については、監視庁が別途指定する。 (5) (4)の入力検査が正常であった場合、入力した監視BL(1)を業務共通プログラムが取り扱う登録用ファイルに変換すること。なお、変換方法については監視庁と協議して決定すること。 (6) 監視BL(1)を、一つの登録用ファイルに一括して変換できること。なお、変換できる監視BL(1)は少なくとも1,000件とし、変換方法については監視庁と協議して決定すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されている。			機能に関する事項及び性能に関する事項まで考慮された具体的な実現方法に関する資料の提出とともに、業務端末にインストールするプログラムではなく、サーバプログラムで実現する提案がされている。				
訂正・削除用ファイルの作成	(1) 監視BLファイル(1)の種類ごとに入力ができること。なお、監視BLファイル(1)の種類については、監視庁が別途指定する。 (2) 表形式(エクセル形式)のインタフェースにより、項目ごとに監視BL (1)の入力ができること。 (3) エクセル形式及びCSV形式のファイルを読み込み、項目ごとに監視BL(1)の表示、編集ができること。 (4) 監視BL(1)照会で出力した照会結果ファイルを読み込み、その内容の表示、編集ができること。 (5) 訂正の場合、項目ごとに訂正ができること。 (6) 削除の場合、一連番号を指定して削除できること。 (7) 入力検査を行い、検査結果を表示すること。なお、検査の詳細については、監視庁が別途指定する。 (8) (7)の入力検査が正常であった場合、訂正及び削除した監視BL(1)を業務共通プログラムが取り扱う訂正削除用ファイルに変換すること。なお、変換方法については監視庁と協議して決定すること。 (9) 監視BL(1)を、一つの訂正削除用ファイルに一括して変換できること。なお、一括で変換できる監視BL(1)は少なくとも1,000件とし、変換方法については監視庁と協議して決定すること。		300	-					
ヒット情報の条件の反映	監視BL(1)のヒット通知の通知先については、1件単位及び複数件を一括で反映できること。なお、ヒット通知先の情報については監視庁が別途指定する。								
コード更新	業務共通プログラムから出力したファイルを取り込むことにより、国名等のコードを更新できること。なお、更新を行うコードの種類については、監視庁が別途指定する。								
日本語、中国語及び韓国語変換	(1) 日本語から中国語(簡体字、繁体字)、ビンイン及び統一読みへの変換ができること。 (2) 中国語(簡体字)から日本語、中国語(繁体字)、ビンイン及び統一読みへの変換ができること。 (3) 中国語(繁体字)から日本語、中国語(簡体字)、ビンイン及び統一読みへの変換ができること。 (4) 日本語から韓国語(ハングル文字)及び韓国語(ローマ字)への変換ができること。 (5) 韓国語(ハングル文字)から日本語及び韓国語(ローマ字)への変換ができること。 (6) 変換ツールについては、監視庁が保有する変換ツールをゼロで提供するもので、これをともにも作成すること。 (7) 当該機能の一部又は全部を、業務端末以外の機器に持たせる場合には、実現方法について監視庁と協議の上、他のプログラムと相互に影響を考慮しないこと。								
3.2.2 画面に関する事項	画面遷移図及び画面イメージについては監視庁が別途指定する。	左記の事項と相違ないことが明確に示されている。	100	-	画面の仕様を確定する前に画面のプロトタイプを作成しプレゼンテーションを行うことや、利用者が使用感を確認する機会を設ける提案がされている。				
			200	-	投入れシート中の94月末までに提出された利用者の意見について、意見を反映する画面レイアウトの改修を行う提案がされている。				
			100	-	一覧を表示する画面において、以下の機能を追加する提案がされている。 ・条件による絞り込み ・指定するページへのジャンプ				
3.2.3 帳票に関する事項									
3.2.4 ファイルに関する事項									
3.2.5 情報・データに関する事項									
3.2.6 外部インタフェースに関する事項									
3.3 非機能要件									
3.3.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項									
3.3.2 システム方式に関する事項									
3.3.3 規模に関する事項									
3.3.4 性能に関する事項									
3.3.5 信頼性に関する事項									
3.3.6 拡張性に関する事項									
3.3.7 上位互換性に関する事項									
3.3.8 中立性に関する事項									
3.3.9 継続性に関する事項									
3.3.10 情報セキュリティに関する事項									

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務専用プログラム
加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
3.3.11 警察情報通信システム稼働環境に関する事項	(1) 2. 2項の関連する調達案件により調達するハードウェア環境の概要は別紙4のとおりとするので、具体的な機器構成や機器性能の詳細については、コスト削減に配慮した上で文書にて提案を行うこと。 なお、提案の期日については、1. 7項「作業スケジュール」に基づき警察庁と協議を行うものとする。 (2) 本プログラムの稼働環境に必要なソフトウェアについては、2. 2項の関連する調達案件の契約業者が準備し、導入及び設定調整を行うので、ソフトウェアの指定と必要な支援を行うこと。 なお、当該ソフトウェアについては、3.3.8項に示す中立性に関する要件を満たすこと。 (3) ソフトウェア(OSSを含む)は、警察庁の承認を得ること。 (4) 都道府県警察に設置する業務端末及び周辺機器、プリンタ、スキャナ並びに警察装置は、各都道府県警察において調達する。対象機器類の標準仕様を策定し、警察庁の承認を得ること。 なお、機能を実現する上でやむを得ない場合は、一部の製品を指定することも可とする。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。	300	—			—		
3.3.12 テストに関する事項									
3.3.13 移行に関する事項									
3.3.14 引継ぎに関する事項									
3.3.15 教育に関する事項									
3.3.16 運用に関する事項									
3.3.17 保守に関する事項									
4 作業の実施内容に関する事項									
4. 1 設計・開発実施計画書の作成									
4. 2 設計									
4. 3 開発・テスト									
4.3.1 開発									
4.3.2 テスト									
4.3.3 導入、設定・調整	(1) 別途関連する共通基盤システムへの事前旅客情報照合業務専用プログラムの導入及び必要な設定・調整を行うこと。 (2) 共通基盤システムへの設定・調整が必要な場合は、警察庁と協議を行い、設定・調整の内容を提出すること。 (3) 警察庁が都道府県警で調達する端末装置へのプログラム等の導入を行うので、必要な支援を行うこと。 (4) 導入作業完了後5執務日以内に、導入結果報告書を提出すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。	200	—			—		
4. 4 受入れテスト支援	(1) 警察庁が実施する受入テストについて、情報提供、環境整備、運用等を支援すること。 (2) 警察庁と協議を行い、標準ガイドラインに準じた受入テストのテスト計画書の案及び受入テスト仕様書の案を作成して、受入テストの実施10執務日前までに、警察庁に提出すること。 (3) 受入テスト完了後5執務日以内に、受入テスト支援結果報告書を提出すること。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。	100	—			—		
4. 5 情報システムの移行									
4. 6 引継ぎ									
4. 7 定例会等の実施									
4. 8 情報資産管理標準シートの提出									
4. 9 成果物									
4.9.1 成果物及び納品期日	成果物及び納品期日については、別紙5のとおりとする。	左記の事項と相違ないことが明確に示されていること。	100	—			—		
4.9.2 納品方法	別紙5のとおりとし、数量は1部納品すること。 なお、納品する電磁的記録媒体の種類については、CD-RまたはDVD-Rとする。								
4.9.3 納品場所	警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。								
5 作業の実施体制・方法に関する事項									
5. 1 作業実施体制									
5. 2 作業要員に求める資格等の要件	要件なし。	なし	100	—			—		
5. 3 作業場所									
5. 4 作業の管理に関する要領									
6 作業の実施に当たっての遵守事項									
7 成果物の取扱いに関する事項									
8 入札参加資格に関する事項	関連する調達による入札制限はない。	なし	100	—			—		
9 下請負に関する事項									
10 その他特記事項									
11 附属文書									

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム
加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
12 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(※1)	なし	女性活躍推進法に基づく認定の1段階目の認定を受けている。(注1)	58	—			—		
		女性活躍推進法に基づく認定の2段階目の認定を受けている。(注1)	88	—			—		
		女性活躍推進法に基づく認定の3段階目の認定を受けている。	117	—			—		
		女性活躍推進法に基づく認定のフラチナえるほしの認定を受けている。	146	—			—		
		女性活躍推進法に基づく認定の行動計画を策定している。(注2)	29	—			—		
		旧基準くるみんの認定を受けている。(注3)	58	—			—		
		新基準くるみんの認定を受けている(注4)	88	—			—		
		フラチナくるみんの認定を受けている。	117	—			—		
		ユースエール認定を受けている。	117	—			—		
		①認定事業者にのみ該当する事業者(注1)	29	—			—		
13 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標(※2)	なし	②公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者にのみ該当する事業者(注2)	58	—			—		
		①及び②の両方に該当する事業者	88	—			—		

(※1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の評価基準(加点)については次のとおりとする。ただし、複数満たす場合は、配点の最も高い点数を加点する。

- (注1) 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- (注2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- (注3) 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク)
- (注4) 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

(※2) 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標の評価基準(加点)については次のとおりとする。

- (注1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者
- (注2) 官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第9条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者

最高点	基礎点	1,000		総合得点	基礎点	
	加点	1,934			加点	
	合計点	2,934			合計点	

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託
必須項目

評価項目	評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
1 概要	共通基盤システムで動作する事前旅客情報照合業務等用プログラムの保守委託を行うものである。			
2 場所	警察庁が契約後に別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。			
3 保守期間	令和5年8月1日3月1日から令和9年2月28日までとする。			
4 関連仕様書	4.1 警情仕プロ管第108号改「事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書」(令和3年2月2日制定、令和3年●月●日改正) 4.2 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア仕様書」(令和2年3月13日制定) 4.3 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア設置・構築仕様書」(令和2年3月13日制定) 4.4 警察庁長官官房企画課「共通基盤システム自転車防犯登録情報照合業務試用プログラム仕様書」(令和2年3月13日制定)			
5 用語の定義	本仕様書における用語の定義は、4項に示す関連仕様書の「用語の定義」によるもののほか、それぞれ次に定めるところによる。 5.1 保守対象プログラム 4.1項に示す関連仕様書により開発を行ったプログラムをいう。 5.2 外部システム 4.1項に示す関連仕様書で定める、警察庁ホストシステム、警察庁指掌紋システム及び他機関システムをいう。			
6 作業内容				
6.1 作業管理等				
6.1.1 作業員管理	(1) 契約業者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者(以下「作業従事者」という。)、当該作業従事者の作業を統括する者(以下「作業管理者」という。))及び作業全体の責任を負う者(以下「作業責任者」という。))の作業員名簿を提出し、警察庁の承認を得ること。 なお、作業員名簿に変更がある場合は、作業員名簿を再提出し、警察庁の承認を得ること。 (2) 契約業者は、あらかじめ作業責任者、作業管理者及び作業従事者(以下「作業員」という。))における守秘義務契約等の必要な措置を執ること。また、その措置の内容について警察庁に報告すること。 (3) 契約業者は、本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知り得ないよう適切に管理すること。また、その管理方法について警察庁に報告すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。		
6.1.2 体制管理及び品質管理	(1) 保守対象プログラムの保守作業において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。 (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。 (3) 保守対象プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。 (4) 契約業者は、契約を履行する一環として契約業者が収集、整理、作成等した一切の情報が、警察庁が保護を要しないと確認するまでは、名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。 警察庁が個別に承認した場合を除き、契約業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。 (5) 契約業者は、警察庁からの求めがあった場合に、契約業者の資本関係・役員等の情報、契約業務の実施場所に関する情報、契約業務の従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を提供すること。			
6.1.3 作業計画	6.2項に掲げる保守を行う場合は、全体の作業スケジュールの概要を示した作業計画表を提出し、警察庁の承認を得ること。			
6.1.4 作業報告	6.2項に掲げる保守を実施した場合は、実施した作業内容等を記載した作業報告書を作成し、警察庁に提出すること。			
6.1.5 月次報告	6.2項に掲げる保守の実施状況を記した月次報告書を毎月作成し、警察庁に提出すること。また、警察庁が求めた場合には、会議により当該内容を報告すること。			
6.1.6 課題管理	保守において解決すべき課題について、事象発生時の対応及び管理手法を記載した課題管理表を作成し、警察庁に提出すること。			
6.1.7 保守計画書及び保守実施要領	契約後、保守を開始するまでの間に警察庁と協議を行い、本仕様書に示した事項を踏まえた標準ガイドラインに基づく保守計画書及び保守実施要領の案を作成し、警察庁の承認を得ること。 なお、保守計画書にはサービスレベルの具体的な数値を記載すること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
6.1.8 議事録作成	警察庁と協議した場合は議事録を作成し、警察庁に提出すること。				
6.1.9 情報資産管理標準シート	標準ガイドラインに基づき、警察庁が別途指示する情報資産管理標準シートを作成し、警察庁に提出すること。				
6.2 保守					
6.2.1 障害対応	(1) 契約業者は、24時間受付可能な障害連絡窓口を設置すること。 (2) 契約業者は、警察庁からの障害の連絡を受け付けた場合、保守対象プログラムの障害原因を究明し、保守対象プログラムの機能を復旧させる手段を講じること。 また、障害対応日を1執務日として、原則5執務日以内に障害原因の調査結果報告書を作成して、警察庁に提出すること。 (3) 契約業者は、障害発生に際し警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、3時間以内に技術者を派遣すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
6.2.2 プログラム修正	(1) 4.1項に示す関連仕様書の2.2項に記載している調達案件「共通基盤システムハードウェア増設用品(2021型)等賃貸借及び保守(仮)」及び4.2項から4.4項の関連仕様書により導入されるソフトウェア、機器のファームウェアにパッチ等の修正ファイルが発表され、警察庁から当該修正ファイルの適用について連絡を受けた場合には、保守対象プログラムにおける影響等について調査し、その結果を警察庁に報告して適用の可否を協議すること。 ただし、脆弱性対応に関するもの並びにシステムの業務運用及び維持管理に直接的な影響を及ぼすものについては、原則として修正プログラムを適用するものとする。 (2) (1)の修正プログラムの適用に際し、保守対象プログラムの修正を行う必要がある場合は、6.2.5項を踏まえプログラムの修正及び修正したプログラムの導入を行うこと。				
6.2.3 技術的問合せ対応	契約業者は、警察庁執務日の9時30分から18時15分までの間、技術的な質問に対応する技術相談窓口を設置し、警察庁からの技術的問合せに対応すること。 なお、問合せに対する回答は、問合せ当日を1執務日として原則5執務日以内に回答すること。				
6.2.4 外部システムの更改の対応	(1) 外部システムの更改に伴い、保守対象プログラムに対してIPアドレス等の設定情報の変更及びテストが必要となる場合には、警察庁と協議を行い、作業を実施すること。 (2) 作業の実施に当たっては、作業計画、作業手順書、テスト計画及びテスト手順書を提出し、警察庁の承認を得ること。 (3) 変更作業は、警察庁及び外部システムの担当者と連携して実施すること。 (4) テストは、警察庁及び外部システムの担当者と連携して実施すること。 なお、テストデータについては、警察庁と協力して作成すること。 (5) 外部システムの更改の時期については、警察庁が別途指示する。 なお、外部システムの更改は、委託期間中、システムごとに一回ずつ計画している。 (6) 外部システムの担当者との連絡、調整については、全て警察庁が窓口となり行うものとするが、警察庁が求めた場合には、外部システムの担当者との協議の席に同席し、助言等の支援を行うこと。				
6.2.5 保守に係る作業における実施事項	保守に係る作業を行う場合は、契約業者は次のことを実施すること。 (1) 保守対象プログラムのプログラム修正及びプログラム修正後の保守対象プログラムの導入は、事前に契約業者の環境において、検証を行うこと。 (2) 作業手順書を作成し、事前に契約業者の環境において作業手順書の内容に問題がないことを確認し、警察庁に提出すること。 (3) 作業完了後、必要に応じバックアップを取得すること。 (4) 関連資料の改訂を行い、警察庁に提出すること。 (5) 6.2.2項及び6.2.4項の一部の作業については、夜間深夜時間帯又はハードウェアの定期点検等で保守対象プログラムの運用を停止する時に実施する。 (6) 保守作業を実施する拠点は2項に定める場所とし、それ以外の拠点における保守作業は、2項に定める拠点からリモートアクセスにより行うこと。				
7 成果物	別紙のとおり、成果物を提出すること。 なお、提出書類のドキュメント類については全て日本語とし、1部提出すること。内容等詳細については警察庁と協議すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
8 一般的共通事項					
8.1 機密保持、資料の取扱い					
8.1.1	契約業者は、業務上知り得た情報について、適切な管理をしなければならない。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
8.1.2	契約業者は、業務上知り得た情報について、本作業の目的以外で利用してはならない。				
8.1.3	契約業者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。				

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託
必須項目

評価項目		評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
8.1.4	警察庁施設・機械室等への入退室、機材・電磁的記録媒体等の持ち込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については警察庁が定める所要の手続きに従うこと。				
8.1.5	本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置により、復元不可能な状態にすること。なお、返納、裁断、消去等の方法については、警察庁の指示を受けること。				
8.1.6	警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。				
8.2 遵守する法令等					
8.2.1 法令等の遵守	本業務の遂行に当たっては、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等の関連する法令等を遵守すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
8.2.2 その他文書、標準への準拠	次の内容を正しく理解し、準拠すること。 (1) 標準ガイドライン (2) 「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日平成30年7月26日サイバーセキュリティ戦略本部ほか)				
8.3 作業場所の管理	(1) 作業中は、火災、盗難、その他事故が起こらないように十分注意し、常に資機材の整理を行うこと。 (2) 作業により生じた廃材等は、契約業者が関連法令等に基づいて適正かつ速やかに処理すること。 (3) 作業員の規律は厳重に保持すること。 (4) その他必要な事項は、警察庁の指示に従うこと。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
8.4 作業計画等の変更	6項の作業において、作業日程、作業方法等について変更する必要がある場合は、あらかじめ警察庁の承認を得た上で実施すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
9 成果物の取扱いに関する事項					
9.1 知的財産権の帰属					
9.1.1	本調達において成果物に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び所有権は、次の物を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、成果物に係る著作人格権(著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。)を行使しないものとする。 (1) 成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物(契約業者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。)(以下「契約業者の既存著作物」という。)が含まれる場合、その契約業者の既存著作物 (2) 成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下「第三者の既存著作物」という。)が含まれる場合、その第三者の既存著作物	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
9.1.2	9.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、保守対象プログラムを利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。				
9.1.3	成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、契約業者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続きを行うものとする。この場合、契約業者は使用許諾の内容について警察庁の承認を得るものとする。				
10 再委託に関する事項	再委託の詳細については、契約書において定めるものとする。 なお、次に掲げる作業は、本契約の主たる部分であるため再委託することはできない。 (1) 本作業全体の統括 (2) 6項の作業責任者の責務 (3) 7項の成果物の作成及び提出	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			
11 引継ぎ等					
11.1 保守期間中にプログラム改修が実施される場合の措置	保守期間中に保守対象プログラムにプログラム改修が実施された場合、プログラム改修後の保守について警察庁と別途協議を行うものとする。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。			

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託
必須項目

評価項目	評価基準(必須)	根拠資料番号	備考	判定
11.2 システム更改等に係る引継ぎ	<p>保守対象プログラムが動作するハードウェア環境等の更改により、新たにプログラム開発又はプログラム保守を担当することになる事業者に対して作業経緯や残存課題等の引継ぎを行うため、保守対象プログラムについて必要な資料を整理し、引継書を作成し、警察庁に提出すること。また、更改等に係る移行作業において、保守対象プログラムが動作するハードウェア環境で保有するデータを出力するためのツールを作成すること。</p> <p>なお、次の引継ぎ内容を含むものとし、詳細については警察庁と協議すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計・開発及び運用・保守に係る各種成果物・情報 (2) 作業経緯 (3) 残存課題 (4) 引継ぎ資料一覧 (5) 課題、リスク、申し送り事項 (6) 案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項 (7) 改善提案引継ぎ事項 			
12 その他	<p>本仕様書の関連仕様書については、入札公告期間中に閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。</p>			

<table border="1"> <tr> <td>最高点</td> <td>基礎点</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加点</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計点</td> <td>1,304</td> </tr> </table>	最高点	基礎点	1,000		加点	304		合計点	1,304	<table border="1"> <tr> <td>総合得点</td> <td>基礎点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計点</td> <td></td> </tr> </table>	総合得点	基礎点			加点			合計点	
最高点	基礎点	1,000																	
	加点	304																	
	合計点	1,304																	
総合得点	基礎点																		
	加点																		
	合計点																		

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務専用プログラム保守委託

加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
1 概要	共通基盤システムで動作する事前旅客情報照合業務専用プログラムの保守委託を行うものである。								
2 場所	警察庁が契約後に別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。								
3 保守期間	令和5年6月1日(木)から令和9年2月28日までとする。								
4 関連仕様書	4.1 書体仕様書「108号文」「事前旅客情報照合業務専用プログラム仕様書」(令和3年2月2日制定、令和3年●月●日改正) 4.2 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア仕様書」(令和2年3月13日制定) 4.3 警察庁長官官房企画課「共通基盤システムハードウェア設置・構築仕様書」(令和2年3月13日制定) 4.4 警察庁長官官房企画課「共通基盤システム自転車防犯登録情報照合業務試用プログラム仕様書」(令和2年3月13日制定)								
5 用語の定義	本仕様書における用語の定義は、4項に示す関連仕様書の「用語の定義」によるもののほか、それぞれ次に定めるところによる。 5.1 保守対象プログラム 4.1項に示す関連仕様書により開発を行ったプログラムをいう。 5.2 外部システム 4.1項に示す関連仕様書で定める、警察庁ホストシステム、警察庁指掌軟システム及び他機関システムをいう。								
6 作業内容									
6.1 作業管理等									
6.1.1 作業員管理	(1) 契約業者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者(以下「作業従事者」という。)、当該作業従事者の作業を統括する者(以下「作業管理者」という。))及び作業全体の責任を負う者(以下「作業責任者」という。))の作業員名簿を提出し、警察庁の承認を得ること。 なお、作業員名簿に変更がある場合は、作業員名簿を再提出し、警察庁の承認を得ること。 (2) 契約業者は、あらかじめ作業責任者、作業管理者及び作業従事者(以下「作業員」という。))における労働契約等の必要な措置を執ること。また、その措置の内容について警察庁に報告すること。 (3) 契約業者は、本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知り得ないよう適切に管理すること。また、その管理方法について警察庁に報告すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
6.1.2 体制管理及び品質管理	(1) 保守対象プログラムの保守作業において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。 (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手法や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等とした管理体制図)を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。 (3) 保守対象プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。 (4) 契約業者は、契約を履行する一環として契約業者が収集、整理、作成等した一切の情報が、警察庁が保護を要しないと確認するまでは、名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。 警察庁が個別に承認した機会を除き、契約業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。 (5) 契約業者は、警察庁からの求めがあった場合に、契約業者の資本関係・役員等の情報、契約業務の実施場所に関する情報、契約業務の従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を提供すること。								
6.1.3 作業計画	6.2項に掲げる保守を行う場合は、全体の作業スケジュールの概要を示した作業計画表を提出し、警察庁の承認を得ること。								
6.1.4 作業報告	6.2項に掲げる保守を実施した場合は、実施した作業内容を記載した作業報告書を作成し、警察庁に提出すること。								
6.1.5 月次報告	6.2項に掲げる保守の実施状況を記した月次報告書を毎月作成し、警察庁に提出すること。また、警察庁が求めた場合には、会議により当該内容を報告すること。								
6.1.6 課題管理	保守において解決すべき課題について、事象発生時の対応及び管理手法を記載した課題管理表を作成し、警察庁に提出すること。								
6.1.7 保守計画書及び保守実施要領	契約後、保守を開始するまでの間に警察庁と協議を行い、本仕様書に示した事項を踏まえた標準ガイドラインに基づく保守計画書及び保守実施要領の案を作成し、警察庁の承認を得ること。 なお、保守計画書にはサービスレベルの具体的な数値を記載すること。								
6.1.8 議事録作成	警察庁と協議した場合は議事録を作成し、警察庁に提出すること。								
6.1.9 情報資産管理標準シート	標準ガイドラインに基づき、警察庁が別途指示する情報資産管理標準シートを作成し、警察庁に提出すること。								
6.2 保守									
6.2.1 障害対応	(1) 契約業者は、24時間受付可能な障害連絡窓口を設置すること。 (2) 契約業者は、警察庁からの障害の連絡を受け付けた場合、保守対象プログラムの障害原因を突明し、保守対象プログラムの機能を復旧させる手段を講じること。 また、障害対応計画を1執務日として、原則5執務日以内に障害原因の調査結果報告書を作成して、警察庁に提出すること。 (3) 契約業者は、障害発生に際し警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、3時間以内に技術者を派遣すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。 派遣要請があった場合は、2時間以内に技術者を派遣すること。 (※1) 派遣要請があった場合は、1時間以内に技術者を派遣すること。 (※1)	100 200	- -					
6.2.2 プログラム修正	(1) 4.1項に示す関連仕様書の2.2項に記載している関連案件「共通基盤システムハードウェア増設用品(2021型)等貸借及び保守(仮)」及び4.2項から4.4項の関連仕様書により導入されるソフトウェア、機器のファームウェアにパッチ等の修正ファイルが発表され、警察庁から当該修正ファイルの適用について連絡を受けた場合には、保守対象プログラムにおける影響等について調査し、その結果を警察庁に報告して適用の可否を協議すること。 ただし、脆弱性対応に関するもの並びにシステムの業務運用及び維持管理に直接的な影響を及ぼすものについては、原則として修正プログラムを適用するものとする。 (2) (1)の修正プログラムの適用に際し、保守対象プログラムの修正を行う必要がある場合は、6.2.5項を踏まえプログラムの修正及び修正したプログラムの導入を行うこと。								

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託

加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
6.2.3 技術的問合せ対応	契約業者は、警察庁執務日の9時30分から18時15分までの間、技術的な質問に対応する技術相談窓口を設置し、警察庁からの技術的問合せに対応すること。 なお、問合せに対する回答は、問合せ当日を1執務日として原則5執務日以内に回答すること。								
6.2.4 外部システムの更改の対応	(1) 外部システムの更改に伴い、保守対象プログラムに対してIPアドレス等の設定情報の変更及びテストが必要となる場合には、警察庁と協議を行い、作業を実施すること。 (2) 作業の実施に当たっては、作業計画、作業手順書、テスト計画及びテスト手順書を提出し、警察庁の承認を得ること。 (3) 変更作業は、警察庁及び外部システムの担当者と連携して実施すること。 (4) テストは、警察庁及び外部システムの担当者と連携して実施すること。 なお、テスト終了については、警察庁と協力して実施すること。 (5) 外部システムの更改の時期については、警察庁が別途指示する。 なお、外部システムの更改は、委託期間中、システムごと一回ずつ計画している。 (6) 外部システムの担当者との連絡、調整については、全て警察庁が窓口となり行うものとするが、警察庁が求めた場合には、外部システムの担当者との協議の席に同席し、助言等の支援を行うこと。								
6.2.5 保守に係る作業における実施事項	保守に係る作業を行う場合は、契約業者は次のことを実施すること。 (1) 保守対象プログラムのプログラム修正及びプログラム修正後の保守対象プログラムの導入は、事前に契約業者の環境において、検証を行うこと。 (2) 作業手順書を作成し、事前に契約業者の環境において作業手順書の内容に問題がないことを確認し、警察庁に提出すること。 (3) 作業終了後、必要にわたってバックアップを取得すること。 (4) 関連資料の改訂を行い、警察庁に提出すること。 (5) 6.2.2項及び6.2.4項の一部の作業については、夜間深夜時間帯又はハードウェアの定期点検等で保守対象プログラムの運用を停止する時に実施する。 (6) 保守作業を実施する拠点又は2項に定める場所とし、それ以外の拠点における保守作業は、2項に定める拠点からリモートアクセスにより行うこと。								
7 成果物	別紙のとおり、成果物を提出すること。 なお、提出書類のドキュメント類については全て日本語とし、1部提出すること。内容等詳細については警察庁と協議すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
B 一般的共通事項									
B.1 機密保持、資料の取扱									
8.1.1	契約業者は、業務上知り得た情報について、適切な管理をしなければならない。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
8.1.2	契約業者は、業務上知り得た情報について、本作業の目的以外で利用してはならない。								
8.1.3	契約業者は、業務上知り得た情報を第三者に開示し、又は利用してはならない。								
8.1.4	警察庁施設・機械室等への入室、機材・電磁的記録媒体等の持ち込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については警察庁が定める所要の手続きに従うこと。								
8.1.5	本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置により、復元不可能な状態にすること。 なお、返納、裁断、消去等の方法については、警察庁の指示を受けること。								
8.1.6	警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。								
B.2 遵守する法令等									
8.2.1 法令等の遵守	本業務の遂行に当たっては、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等の関連する法令等を遵守すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
8.2.2 その他文書、標準への準拠	次の内容を正しく理解し、準拠すること。 (1) 標準ガイドライン (2) 「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日平成30年2月24日サイバーセキュリティ戦略本部ほか)								
8.3 作業場所の管理	(1) 作業中は、火災、盗難、その他事故が起こらないよう十分に注意し、常に資機材の整理を行うこと。 (2) 作業により生じた廃材等は、契約業者が関連法令等に基づいて適正かつ速やかに処理すること。 (3) 作業員の規律は厳重に保持すること。 (4) その他必要な事項は、警察庁の指示に従うこと。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
8.4 作業計画等の変更	6項の作業において、作業日程、作業方法等について変更する必要がある場合は、あらかじめ警察庁の承認を得た上で実施すること。	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
9 成果物の取扱いに関する事項									
9.1 知的財産権の帰属									
9.1.1	本調達において成果物に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び所有権は、次の物を除き警察庁が契約業者に依頼書を交付したときをもって警察庁に移転する。若し、契約業者は警察庁に対し、成果物に係る著作権(著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。)を行使しないものとする。 (1) 成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物(契約業者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。)(以下「契約業者の既存著作物」という。)(が含まれる場合、その契約業者の既存著作物 (2) 成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下「第三者の既存著作物」という。)(が含まれる場合、その第三者の既存著作物	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
9.1.2	9.1.(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、保守対象プログラムを利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。								
9.1.3	成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、契約業者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続きを行うものとする。この場合、契約業者は使用許諾の内容について警察庁の承認を得るものとする。								

総合評価基準表

事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託

加点項目

評価項目	評価基準(必須)	評価基準(加点)	配点	相対評価の有無	提案内容	根拠資料番号	評価ランク	評価ランク理由	点数
10 再委託に関する事項	再委託の詳細については、契約書において定めるものとする。 なお、次に掲げる作業は、本契約の主たる部分であるため再委託することはできない。 (1) 本作業全体の統括 (2) 6項の作業責任者の責務 (3) 7項の成果物の作成及び提出	左記の事項について遵守する旨の文書が提示されていること。							
11 引継ぎ等	11.1 保守期間中にプログラム改修が実施される場合の措置 11.2 システム更改等に係る引継ぎ	保守期間中に保守対象プログラムにプログラム改修が実施された場合、プログラム改修後の保守について警察庁と別途協議を行うものとする。 保守対象プログラムが動作するハードウェア環境等の更改により、新たにプログラム開発又はプログラム保守を担当することとなる事業者に対して作業経緯や残存課題等の引継ぎを行うため、保守対象プログラムについて必要な資料を整理し、引継書を作成し、警察庁に提出すること。また、更改等に係る移行作業において、保守対象プログラムが動作するハードウェア環境で保有するデータを出力するためのツールを作成すること。 なお、次の引継ぎ内容を含むものとし、詳細については警察庁と協議すること。 (1) 設計・開発及び運用・保守に係る各種成果物・情報 (2) 作業経緯 (3) 残存課題 (4) 引継ぎ資料一覧 (5) 課題、リスク、申し送り事項 (6) 案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項 (7) 改善提案引継ぎ事項							
12 その他	本仕様書の関連仕様書については、入札公告期間中に閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。								
13 ワークライフバランス等の推進に関する指標(※2)	なし	女性活躍推進法に基づく認定の1段階目の認定を受けている。(注1) 女性活躍推進法に基づく認定の2段階目の認定を受けている。(注1) 女性活躍推進法に基づく認定の3段階目の認定を受けている。 女性活躍推進法に基づく認定のプラチナえるほしの認定を受けている。 女性活躍推進法に基づく認定の行動計画を策定している。(注2) 「は基本率くみるみんな」の認定を受けている。(注3) 新基準くみるみんなの認定を受けている。(注4) プラチナくみるみんなの認定を受けている。 ユースエール認定を受けている。	26 39 52 65 13 26 39 52 52	— — — — — — — — —			— — — — — — — — —		
14 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標(※3)	なし	①認定事業者にのみ該当する事業者(注1) ②公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者にのみ該当する事業者(注2) ③及び②の両方に該当する事業者	13 26 39	— — —			— — —		

(※1) 障害対応に関する事項の評価基準(加点)については、複数満たす場合は、配点の最も高いものだけを加算するものとする。

(※2) ワークライフバランス等の推進に関する指標の評価基準(加点)については次のとおりとする。ただし、複数満たす場合は、配点の最も高い点数を加算する。

- (注1) 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- (注2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- (注3) 旧くみるみんな認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク)
- (注4) 新しくみるみんな認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

(※3) 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標の評価基準(加点)については次のとおりとする。

- (注1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号若しくは6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者
- (注2) 官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者

最高点	基礎点	1,000		総合得点	基礎点			
	加点	304			加点			
	合計点	1,304			合計点			

(案)
特記仕様書

1 仕様書

事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書（警情仕プロ管第108号改1）

2 特記仕様

(1) 契約期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

(2) 対象範囲

ア プログラム仕様書

事前旅客情報照合業務等用プログラム仕様書（警情仕プロ管第108号改1）における以下の作業は対象外とし、当該作業は別途契約することとする。

(ア) 「4.3.2 テスト（3.3.12 テストに関する事項）」の次の作業

- ・「契約業者総合テスト」に係る作業
- ・「受入テスト」に係る作業

(イ) 「4.4 受入れテスト支援」に係る作業

(ウ) 「4.5 情報システムの移行（3.3.13 移行に関する事項）」に係る作業

(エ) 「4.6 引継ぎ（3.3.14 引継ぎに関する事項）」に係る作業

(オ) 「4.9 成果物」に係る次の作業

別紙5において、(ア)から(エ)の作業に関する成果物及び納品期日を「別途指定」としている成果物の納品

(カ) 「7.3 検査」に係る次の作業

対象外の作業に関する検査

イ 総合評価基準書

「事前旅客情報照合業務等用プログラム外」総合評価基準書（令和3年●月警察庁）において、上記アのプログラム仕様書で対象外とする作業は、総合評価においても対象外とするが、加点項目の提案を妨げるものではない。

また、総合評価の対象外にすることにより、総合評価基準書の加点項目12項及び13項の配点を表-1のとおり変更し、総合評価基準書の5項の得点配分は表-2のとおりとする。

(案)

表－1

評価項目	評価基準（必須）	評価基準（加点）	配点	相対評価の有無
1.2 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(※1)	なし	女性活躍推進法に基づく認定の1段階目の認定を受けている。(注1)	47	—
		女性活躍推進法に基づく認定の2段階目の認定を受けている。(注1)	71	—
		女性活躍推進法に基づく認定の3段階目の認定を受けている。	95	—
		女性活躍推進法に基づく認定のプラチナえるぼしの認定を受けている。	119	—
		女性活躍推進法に基づく認定の行動計画を策定している。(注2)	23	—
		旧基準くるみんの認定を受けている。(注3)	47	—
		新基準くるみんの認定を受けている(注4)	71	—
		プラチナくるみんの認定を受けている	95	—
		ユースエール認定を受けている。	95	—
1.3 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標(※2)	なし	①認定事業者にのみ該当する事業者(注1)	23	—
		②公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者にのみ該当する事業者(注2)	47	—
		①及び②の両方に該当する事業者	71	—

表－2

項目	入札価格に対する得点配分	性能等の得点配分		
		基礎点	加点	計
事前旅客情報照合業務等用プログラム	783	328 (1,000)	455 (1,390)	783 (2,390)
事前旅客情報照合業務等用プログラム保守委託	217	166 (1,000)	51 (304)	217 (1,304)
総計	1,000	494	506	1,000

※総合評価で対象外となる加点項目の配点は含まれていない。

3 その他留意事項

- (1) 2(2)で対象外とした作業に係る契約期間は、令和5年4月1日から令和5年7月31日までを予定している。
- (2) 2(2)で対象外とした作業に係る経費を入札書と合わせて提出すること。